

平成 30 年第 1 回定例会

西川町議会会議録

平成30年 3月2日 開会

平成30年 3月12日 閉会

西川町議会

平成30年第1回西川町議会定例会会議録目次

第1号(3月2日)

議事日程.....	1
出席議員.....	3
欠席議員.....	3
説明のため出席した者.....	3
事務局職員出席者.....	3
開会の宣告.....	4
開議の宣告.....	4
会議録署名議員の指名.....	4
会期の決定.....	4
議会諸報告.....	5
行政報告.....	6
議案の上程.....	10
施政方針表明及び上程議案の提案理由の説明.....	11
人事案の審議・採決.....	28
予算特別委員会の設置及び委員会付託.....	28
散会の宣告.....	29

第2号(3月5日)

議事日程.....	31
出席議員.....	32
欠席議員.....	32
説明のため出席した者.....	32
事務局職員出席者.....	32
開議の宣告.....	33
一般質問.....	33
大江広康議員.....	33
飯野咲子議員.....	44

佐藤耕二議員.....	56
佐藤幸吉議員.....	71
散会の宣告.....	87

第 3 号 (3 月 1 2 日)

議事日程.....	89
出席議員.....	91
欠席議員.....	91
説明のため出席した者.....	91
事務局職員出席者.....	91
開議の宣告.....	92
条例案・補正予算案の審議・採決.....	92
予算特別委員会審査報告書の提出.....	119
予算案の審議・採決.....	120
議員派遣について.....	124
閉会中の継続調査申出.....	124
閉議・閉会の宣告.....	124
署名議員.....	125

平成 3 0 年 3 月 2 日

平成30年第1回西川町議会定例会

議事日程(第1号)

平成30年3月2日(金)午前9時30分開会・開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議会諸報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 議案の上程
 - 同意第1号 西川町教育委員会教育長の任命について
 - 議第 5号 西川町定住促進住宅条例の設定について
 - 議題 6号 西川町いじめ問題再調査委員会条例の設定について
 - 議第 7号 西川町小水力発電事業基金条例の設定について
 - 議第 8号 西川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の設定について
 - 議第 9号 西川町国民健康保険基金条例の設定について
 - 議第10号 西川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第11号 西川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第12号 西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第13号 西川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第14号 西川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第15号 西川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第16号 西川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第17号 西川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護

予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 議第 1 8 号 平成 2 9 年度西川町一般会計補正予算（第 6 号）
- 議第 1 9 号 平成 2 9 年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第 2 0 号 平成 2 9 年度西川町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第 2 1 号 平成 2 9 年度西川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第 2 2 号 平成 2 9 年度西川町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議第 2 3 号 平成 3 0 年度西川町一般会計予算
- 議第 2 4 号 平成 3 0 年度西川町国民健康保険特別会計予算
- 議第 2 5 号 平成 3 0 年度西川町公共下水道事業特別会計予算
- 議第 2 6 号 平成 3 0 年度西川町農業集落排水事業特別会計予算
- 議第 2 7 号 平成 3 0 年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計予算
- 議第 2 8 号 平成 3 0 年度西川町後期高齢者医療特別会計予算
- 議第 2 9 号 平成 3 0 年度西川町介護保険特別会計予算
- 議第 3 0 号 平成 3 0 年度西川町宅地造成事業特別会計予算
- 議第 3 1 号 平成 3 0 年度西川町病院事業会計予算
- 議第 3 2 号 平成 3 0 年度西川町水道事業会計予算

日程第 6 施政方針表明及び上程議案の提案理由の説明

日程第 7 人事案の審議・採決

同意第 1 号 西川町教育委員会教育長の任命について

日程第 8 予算特別委員会の設置及び委員会付託

出席議員（10名）

1番	大江 広康	議員	2番	佐藤 耕二	議員
3番	横山 修	議員	4番	飯野 咲子	議員
5番	佐藤 幸吉	議員	6番	奥山 敏行	議員
7番	青山 知教	議員	8番	宮林 昌弘	議員
9番	古澤 俊一	議員	10番	伊藤 哲治	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	小川 一博	君	副町長	高橋 勇吉	君
教育長	伊藤 功	君	総務課長	荒木 俊夫	君
政策推進課長	土田 伸	君	町民税務課長	志田 龍太郎	君
健康福祉課長	奥山 純二	君	産業振興課長 兼 農委事務局長	工藤 信彦	君
商工観光課長	白田 真也	君	建設水道課長	伊藤 潔	君
会計管理者 兼 出納室長	松田 真知子	君	町立病院長	須貝 昌博	君
病院事務長	松田 憲州	君	学校教育課長	安達 晴美	君
生涯学習課長	片倉 正幸	君	監査委員	高橋 将	君

事務局職員出席者

議会事務局長	佐藤 俊彦	君	議事係長	佐藤 尚史	君
書記	飯野 奈緒	君			

開会 午前 9時30分

開会の宣告

伊藤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより平成30年西川町議会第1回定例会を開会します。

開議の宣告

伊藤議長 これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

会議録署名議員の指名

伊藤議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、5番、佐藤幸吉議員、6番、奥山敏行議員を指名します。

会期の決定

伊藤議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期について、議会運営委員会の協議結果に基づき、本日から3月12日までの11日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から3月12日までの11日間に決定しました。

議会諸報告

伊藤議長 日程第3、議会諸報告を行います。

議長報告を行います。

1月31日、本町議会研修会を開催しました。研修会では、地方議会議員、とりわけ町村議会議員のなり手不足が全国的に大きな問題となっている今日、山形県町村議会議長会の武田裕樹事務局長から、議員のなり手不足の現状・要因とその対応策について講演をいただきました。

講演の中で、武田事務局長は、なり手不足の要因として、人口減少、生活給ではなく一定の対価の役務として位置づけられている議員報酬、政治への無関心、兼業禁止及び兼職禁止並びに居住要件などの議員の制約、選挙運動の知識及び費用、議員活動の多忙化に伴う兼業の難しさなどが挙げられると指摘した上で、住民との話し合いを重ねながら、その対応策を検討し、憲法第93条で定められている地方公共団体の議事機関としての議会の存続・発展に努めていかなければならないと話されました。

2月16日には、山形県町村議会議長会第69回定期総会が山形市で開催されました。総会では、来賓の吉村美栄子知事、志田英紀県議会議長、高橋重美県町村会長から祝辞をいただいた後、議事に入りました。

議事では、平成30年度の事業計画に当たって、住民の利益代表機関として、地方議会が持つ立法機能、行政監督機能、さらには財政機能を有効に活用し、地方自治体の意思決定を行う地方議会の役割と議会人の責務はますます大きなものとなっていることを全体で共有したところです。

その上に立って、会務運営の合理化、適正化に努めつつ、経費の効率化を通じて、研修事業の充実、政務活動の積極的な推進を図り、議会制民主主義の健全なる発展と、町村自治振興事業の充実強化に寄与することを決定しました。加えて、地方創生の推進、町村議会機能の強化など11項目を決議しました。

最後に、本町議会議員のなり手確保対策の検討について申し上げます。

本町議会では、現在、平成27年4月に実施された本町議会議員の選挙が32年ぶりに無競争当選となったことや、現在の議員の平均年齢が68.4歳と県内の町村議会の中では最も高くな

っていることなどを受けて、なり手確保対策の検討を行っています。2月8日に区長会、町内会長連絡協議会役員、さらに2月13日には、西川町商工会役員、それぞれの皆さんとの意見交換を行い、今後、なり手確保のための対策を取りまとめ、町民の皆さんと話し合いを行っていく予定であります。

以上、議長報告といたします。

次に、西村山広域行政事務組合議会報告を行います。

9番、古澤俊一議員。

〔9番 古澤俊一議員 登壇〕

9番（古澤俊一議員） 西村山広域行政事務組合議会報告を申し上げます。

2月14日に開催されました、平成30年第1回臨時会の報告をいたします。

議第1号では、平成29年度西村山広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）について、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,164万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7,312万2,000円とする補正予算を全員賛成で決定いたしました。

補正の主なものは、職員の人事異動及び山形県人事委員会勧告に伴う給与費等の調整や事業費確定等による所要額の精査によるものであります。

議第2号では、平成29年度西村山広域行政事務組合寒河江地区クリーンセンター、斎場特別会計補正予算（第1号）について、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,202万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,681万1,000円とする補正予算を全員賛成で決定いたしました。補正の主なものは、一般会計と同様に、職員の人事異動及び山形県人事委員会勧告に伴う給与費等の調整や事業費確定等による所要額の精査によるものであります。

以上、西村山広域行政事務組合議会報告といたします。

伊藤議長 以上で、議会諸報告は終わりました。

行政報告

伊藤議長 日程第4、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 おはようございます。

本日、平成30年第1回定例会を招集いたしましたところ、全員のご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

初めに、今冬の豪雪対策についてご報告申し上げます。

12月上旬から降り始めた今冬の豪雪は、昭和48年度の豪雪に類似しており、雪による災害発生の恐れがあると判断し、1月5日に豪雪対策本部を設置いたしました。その後も、断続的な降雪に見舞われており、町民の皆様におかれましては、雪下ろしや除雪などで大変ご苦勞されておられることと存じます。

豪雪対策本部につきましては、これまで3回の対策会議を開催し、各関係機関との情報共有を図り、状況把握とその対策を行っております。具体的には、防災行政無線による事故防止の注意喚起や啓発チラシの配布、パトロールを強化するとともに、町道除雪路線の拡幅、なだれ防止の雪庇処理などによる交通の確保、雪捨て場の確保などを行う一方、高齢者の見回りや、高齢者世帯等除雪支援事業、除雪ボランティア支援など、区長、町内会長、民生児童委員、消防団など、関係者の絶大なるご協力により雪害の未然防止に努めております。

現在までに、把握している被害状況は、人的被害1件、道路等への雪崩による通行止めを確認しております。今後は、融雪災害や農林関係などの被害につきましても状況を把握して、対応する必要があると考えております。

また、2月6日から、13日にかけて、強い寒気と発達した雪雲が流れ込んだ影響で、北陸地方を中心に記録的な豪雪に見舞われ、被害が発生しております。被害に遭われた皆様、地方自治体の関係者の皆様にお見舞いを申し上げます。

次に、豪雪への支援要望活動について、ご報告申し上げます。

今冬は、平年を大きく上回る豪雪により、除排雪経費が当初予算を大幅に超えてしまい、緊急的な補正予算の編成を行い、対応しているものの、厳しい財政運営を行っている自治体においては、大きな混乱に直面しております。

この状況を受け、今冬の豪雪に伴う雪対策への支援について、2月13日に村山町村会7町が合同で、首相官邸及び総務省に出向き、豪雪にかかわる財政支援を強力に要請してまいりました。要望先につきましては、内閣官房長官、総務省自治財政局長などであります。

また、2月20日には、県、県市長会、県町村会合同で、自治体の除排雪経費に対する国の緊急財政支援を政府に強く要望しております。

次に、国立台湾師範大学の学生の冬季受け入れについてご報告申し上げます。

1月24日から、27日にかけて、町と連携協定を結び、国立台湾師範大学の学生など29名の受け入れを行っております。学生たちは、志津温泉の旅館に3泊4日の日程で滞在し、町民スキー場でのスキー授業やスキー検定試験であるバッチテスト受講、弓張平でのスノーモービルやそり、雪上バレーボールといった冬のスポーツ体験をするとともに、茶道、華道、和菓子づくり、そば打ち体験といった、日本文化の体験を行っております。

町民スキー場では、時折、晴天にも恵まれ、良好なコンディションの中でスキーを楽しまれ、宿泊先の月山志津温泉では、例年を大きく上回る4メートルを超える積雪に驚き、吹き上げる吹雪に歓声を上げ、雪の降らない台湾ではできない貴重な体験に大変感動しております。

1月27日には、町民との歓迎交流会を開催し、各種体験の講師を務めていただいた方々や、一般参加の町民の方々を交え、お互いのダンス披露、花笠音頭体験などで、国境を越えた交流を行い、サプライズで観光協会イメージキャラクター「ガッさん」も登場するなど、会場は大きな盛り上がりを見せました。

5年前の12月に師範大学との連携協定を締結し、学生の受け入れを中心に台湾からの冬期インバウンド推進を図ってきておりますが、新たな受け入れプログラム等を検討し、一層の事業推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、大江・西川両町道路整備促進期成同盟会の要望活動について、ご報告申し上げます。

2月5日に山形県知事に対し、大江・西川両町道路整備促進期成同盟会役員による主要地方道大江・西川線の道路整備促進及び主要地方道貫見・間沢線の道路整備促進について、要望活動を行ってまいりました。

県庁では、吉村知事を初め、早坂道路整備課長、佐々木道路保全課長から対応していただき、主要地方道大江・西川線、大井沢地内の雪崩防止対策、主要地方道貫見・間沢線沼山地内の道路改良とともに、整備について取り組んでいきたいとの所見をいただいたところです。

今後も要望活動を継続してまいりたいと考えております。

次に、スポーツ関係についてご報告申し上げます。

2月17日に町バレーボール協会が主催する第5回雪上バレーボール大会が町民スキー場で開催されました。埼玉県など県外も含め35チーム、約200名の参加があり、盛大に開催されております。

年々、参加チーム数がふえており、バレーボール協会の皆さんの熱意と交流の輪の大きさに関心いたしております。ぜひ、冬場の大きなイベントとして、開催されていくことを期待

いたすものであります。

翌2月18日には、町民スキー場で山形県スキー連盟公認の第32回間沢スラローム大会が小学生から一般まで、83名の選手の参加を得て開催されております。

また、2月25日には、第46回町民スキー競技大会を西川小学校のスキー記録会とあわせて開催いたしました。児童の滑走を応援する保護者の方も多く、大変にぎやかな大会となったところであります。

次に、冬の誘客イベントについてご報告申し上げます。第3回やまがた雪フェスティバルが、2月2日から4日までの3日間にわたり、寒河江市の最上川ふるさと総合公園を会場に開催されました。

イベントは、雪を活かした観光誘客に取り組み、山形県への交流人口拡大を図ることを目的に、県内雪祭りのオープニングイベントとしての位置づけで開催され、実施主体は山形県、西村山1市4町及び関係団体で構成する雪祭り実行委員会となっております。

期間中、会場内には、ステージを兼ねたシンボル雪像とLEDライトによるイルミネーションなどが設置され、多彩なステージイベントが催され、2日目の夜には2,000発の冬花火が打ち上げられております。

ことしは、メインステージ横に大型雪像として、雪旅籠の雪像を作成し、多くの方が写真撮影を行うなど、大変好評をいただき、雪旅籠の灯りの大きなPRとなりました。また、ダンスグループや志津温泉雪旅籠の灯りPRのステージ出演、月山和紙絵はがき作り、わらぐつ作りの実演などで祭りに参画しており、飲食ブースの雪中屋台では、月山山菜そば組合の山菜そば、西川町総合開発株式会社の地ビールの販売を行うなど、西川町の観光、物産の情報発信を展開しております。

さらに、ことしは、国連世界観光会議が山形県において開催され、志津在住の月山和紙あかりアーティストせいのまゆみさんが講演を行ったほか、40名ほどの世界各国の方々が、本フェスティバルを見学し、その足で当町を訪れ、雪の中での啓翁桜の見学、山菜料理を堪能し、世界各国に向けた大きなPRとなりました。

実行委員会事務局の県観光交流課によりますと、雪フェスティバルの3日間の来場者は20万3,000人となり、昨年を1万2,000人ほど上回っております。

次に、開催中の月山志津温泉雪旅籠の灯りについて、ご報告申し上げます。月山志津温泉旅館組合を中心に実行委員会を組織して、開催しているこのイベントは、ことしで13回目を迎えております。西川町の冬の誘客イベントとしてすっかり定着し、県内外にその名が知ら

れてきております。

ことしは、2月23日から、25日までと3月2日から、4日までの6日間で開催される運びとなっておりますが、跡見学園女子大学、共立女子大学、東北芸術工科大学、東北工業大学の学生ボランティアや協賛企業にもご協力いただき、総勢100名以上の体制で、見事な雪旅籠の街並みが完成しております。

初日の2月23日には、多くのご来賓、関係者のご臨席のもと、オープニングセレモニーが行われ、イベントがスタートし、当日は、セレモニーの途中からあいにくの雪模様でしたが、最後には、見事な花火も打ち上げられ、多くの来場者があり、幸先のいい初日となりました。

翌日の土曜日は吹雪となる悪天候にもかかわらず、約1,000名の来場者があり、例年以上の雪の多さと美しさに驚き、ろうそくの灯りに浮かび上がる幻想的な旅籠の街並みに感動されておりました。

首都圏からのバスツアーも催され、多くの方にご来場いただくとともに、さらに昨年引き続き、インバウンド・ジオツアーも企画されており、台湾や中国からの受け入れも予定されております。

また、雪道を心配せず気軽に見に来ていただけるよう、JR寒河江駅から無料シャトルバスを運行するなどの取り組みによる誘客拡大を図っており、引き続き、本日から4日にかけても開催されますので、多くの方々からお越しいただければと思っております。

制作や運営に当たられた実行委員会の方々に敬意を表するとともに、ご支援、ご協力をいただいた多くの関係機関、企業の皆様に町といたしましても厚く感謝申し上げ、今後ともイベントの一層の充実を図られることを祈念するものであります。

以上を申し上げます、3月定例会の行政報告といたします。

伊藤議長 以上で、行政報告は終わりました。

議案の上程

伊藤議長 日程第5、議案の上程を行います。

同意第1号 西川町教育委員会教育長の任命についてから、議第32号 平成30年度西川町水道事業会計予算までの29議案を一括して上程します。

施政方針表明及び上程議案の提案理由の説明

伊藤議長 日程第6、施政方針表明及び上程議案の提案理由の説明を求めます。

小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 本日、平成30年第1回定例会が開催されるに当たり、平成30年度の町政運営における基本的な考え方と主要施策の概要をご説明申し上げ、議員各位を初め、町民の皆様のご理解を賜りたいと存じます。

新しい時代の幕開けとなった平成の世も30年度が最後の年度となります。平成という元号は「内平らかに外成る」「地平かに天成る」という中国の古典が由来となり、「国の内外、天地とも平和が達成される」という願いが込められたものでした。

本町における平成の歳月を振り返りますと、平成元年は、西川町が誕生して35周年の年であり、その後、寒河江ダムの完成や国体の開催などの大きな事業がめじろ押しで、まさに21世紀に飛躍する節目の時代でありました。以来、歴代の町長を先頭に、多くの困難と向き合いながら、町民一人一人がクオリティ・オブ・ライフの実現に向けて町民とともに、確かな歩みを進めてきた30年だったと言えます。

今日、本格的な人口減少と超高齢化社会の到来、産業構造の変化など、難しい課題が多くあり、厳しい状況が続くものと認識しておりますが、新時代を迎えようとしている今、改めて自然豊かな資源を最大限活用し、新たな飛躍への活力が生まれるような元気なまちづくりを進めてまいります。

ことしは、全国的な大雪となり、本町も年明け早々1月5日に豪雪対策本部を設置いたしましたところでありまして、最高積雪深は、役場周辺の海味地区で1メートル25センチ、志津地区におきましては、5メートル64センチとなっており、観測所がないため、公式ではありませんが、生活圏内では胸を張って日本一の積雪地と言えるのではないのでしょうか。本町は月山の地形などの影響により、雪深い地域であり、以前は冬ごもりのような冬眠期間となっておりますが、近年では、この雪を資源として、活用も図られております。

1月には、町と交流を続けている国立台湾師範大学の学生たちがスキー体験ツアーに訪れました。例年にない大雪で、雪が降らない台湾のお客様の反応がどうか、心配もあったようですが、降り積もった雪とスキーや雪遊びを満喫して帰られたようです。お話を聞くと、私

たちには見なれた真っ白な景色が、とてもロマンチックで魅力的に見えるとのことで、夢中になって写真を撮る姿が大変印象的でありました。

また、ことしは山形県を会場に国連世界観光会議が開かれ、その中のエクスカージョンでは、約40名の参加者が本町を訪れ、バスを降りると、一面の雪原が広がり、前日から降り積もった真っ白な新雪は大変喜ばれ、何よりもおもてなしとなったようであります。その中で、啓翁桜の栽培地やひな祭りを見学いただき、雪深い地域だからこそ、春への特別な思いを感じていただいたところであります。雪旅籠などの取り組みにも強い関心が集まり、町のマイナス面であった雪を活用するスノーツーリズムの可能性について自信を深めることができ、まさに雪は宝だと強く感じたところでもあります。

さて、平成22年4月より、町民の皆様方から負託を受け、近松町政から引き継ぎ、町政を担うこととなってから早いもので8年が経過しようとしております。

この間、私が町長の重責を円滑に果たすことができたのは、町民の皆様、そして議員各位のご支援、ご協力のたまものであり、この場をおかりして心から感謝申し上げます。

町長就任以来、私の政治姿勢は、「西川町を元気に！・若者に夢を！・女性の声を町政に！・町民総参加のまちづくり！」と申し上げ、一貫して協働のまちづくりの理念のもと、町民の皆様との対話を重視し、町民と行政が一体となったまちづくりを進めてまいりました。

また、平成26年3月に策定しました本町のまちづくりの指針となる、第6次西川町総合計画において、まちづくりのテーマ、合言葉を「“キラリ 月山”健康 元氣 にしかわ！」と定め、最重要課題である人口減少に歯どめをかけ、そして全ての町民が健康で元気に豊かな生活を安心して営むことができるよう、さまざまな施策を実施してまいりました。

これまでの主な取り組みについて申し上げますと、ハード面では、西川小学校の開校や町民体育館の改築、定住促進のためのみどり住宅団地造成分譲、防災行政無線の整備、さらには、懸案事項であった町道沢口・向中岫線道路改良や町道梅沢・根際線橋梁整備などの社会資本整備にも積極的に取り組んできたところでもあります。

ソフト面では、子育て支援としての第1子から子育て祝い金、学校給食も含めた子育て応援米、英語教育の充実、さらに寒河江線の町営バス運行など、各種施策を着実に実施してまいりました。今後においても、これら一つ一つの取り組みや成果を本町の新たな魅力創出とさらなる発展につなげてまいりたいと考えております。

平成30年度は、第6次総合計画の前期計画の成果を集約するとともに、その評価を行い、後期計画の策定を進める、重要な年になります。町民の皆様とつくり上げた第6次総合計画

を町民の皆様とともに推進し、仕上げるのが私の責務と考えておりました、引き続き、町の資源、宝を活用した心温まる、幸せあふれるまちづくりを展開し、町民の皆様と手を取り合って、まちづくりを進めていくために、次のような視点に基づき、各種施策を展開していきたいと考えております。

まず、第1点目は、健康元気なまちづくりであります。

超高齢化が進む中であっても、健康寿命が長く、各分野において生涯現役で活動していくために、生涯にわたり健康づくりを全町挙げて取り組むことが重要であり、町民みずからが健康の維持増進、疾病予防及び早期発見できるように支援していきます。疾病の早期発見、早期治療の観点から、各種健康診断の受診率の向上、特に若年層への健診の受診を促すため、引き続き、42歳と49歳、そして58歳の節目健診の無料化を継続するとともに、複数年、健診未受診者及び精密検査未受診者などへの積極的な受診勧奨に努めてまいります。

また、平成30年度は、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる平成37年を見据え、策定を進めております第8次西川町保健医療福祉計画、第7期介護保険事業計画の初年度に当たります。高齢者一人一人の充実した暮らしの実現を目指し、医療、介護、予防、住まい、生活支援を一体的かつ包括的に提供する地域包括ケアシステムの確立、推進に向けて取り組んでまいります。中でも、高齢者が可能な限り住みなれた地域で自立し、日常生活を継続できるよう、高齢者の日常生活を支援するサービスを充実させるとともに、日ごろからの健康づくり、介護予防、重度化防止、そして認知症予防に関する取り組みを進め、高齢者が元気に生活を送れる環境づくりに取り組んでまいります。

第2点目は、地域資源を活用した産業振興であります。

本町には、月山、朝日連峰、寒河江川を初めとする貴重な自然環境や、その中で生まれた里山社会での生活様式や出羽三山信仰文化、地元の山菜、キノコをとり入れた郷土食など、誇れる宝が数多くあります。それらの持つ価値を再認識するとともに、幅広く周知し、観光と結びつけた総合的な産業振興や、若者の人材育成に大いに活用してまいります。

また、広大な森林資源の有効活用を推進するため、林地の間伐促進など、育てる林業と西山材を使用したみどり団地への定住促進住宅の建設や、西山杉の家づくりの推進など、使う林業とを両輪に、川上から川下までが一体となったPRや活用を促進し、西山杉の需要拡大につなげていきたいと考えております。

第3点目は、子ども子育て支援の充実であります。

当町の人口減少の大きな要因は、出生数が死亡数を大きく下回る自然減であります。昨年、

厚生労働省が発表した2017年の人口動態統計の年間推移によれば、全国の出生数は100万人を2年連続で下回る94万1,000人で、統計の残る1899年以降最小を更新しており、子育ての充実などが一段と重要になってきております。

これまでも、中学生までの医療費無料化、子育て祝い金、第3子保育料の無料化、さらに教育分野においては、特色ある教育としての自然体験学習や保・小・中一貫した英語教育活動の強化など、安心して子どもを産み育てられる環境整備と世界に羽ばたく子育て環境づくりに積極的に取り組んできております。

平成30年度は、これまでの施策を継続するとともに、新たに小中学生の給食費の半額補助を実施してまいります。学校給食につきましては、安全・安心な食材の確保に配慮し、また地場産品を通じた食文化への理解、促進といった食育にも努めているところでありまして、経済的負担の軽減を図りながら、子育て世代をしっかりと応援していくことといたします。

第4点目は、若者が夢を持てるまちづくりであります。平成29年の人口移動報告によると、全国市町村の76.3%は転出超過となり、東京圏の一極集中に歯どめがかかっておらず、地方では、若者の流出をいかに抑制していくかという大きな課題が依然解消されない状況となっております。

本町においても、進学や就職を機に若者が地元から離れる傾向が続いていることから、若者の地元定着を一層図っていくため、若い世代の雇用の受け皿を確保していくことが不可欠であり、引き続き、町内企業への就業支援や町内在住者の町外企業就労支援対策を推進するとともに、定住支援としての住宅政策、そして、新たな施策とする若者世帯の結婚生活の門出を応援するため、新生活に必要な費用の一部を助成する結婚新生活支援助成制度などを積極的に展開し、定住人口の維持確保に努めてまいります。

また、学校教育目標の中に、「ふるさとを愛し、高い志をもち、ぶなのようにたくましく、ともに学ぶ子ども」を掲げておりまして、現在、西川小学校においては、地区の垣根を越えた町全体を学びのフィールドとする「ふるさと楽行」で学習を深め、町の魅力発見を行っております。

この子どもたちが、将来大人になっても、ずっと西川町に住み続けたい、そう思えるような魅力あふれる町にしていきたい。そして、子どもたちが未来に思いをはせ、互いに夢を語り合える社会を実現できるよう、町に暮らす誰もが愛着を持ち、他の地域に住む人たちがうらやむような町をぜひ目指してまいりたいと考えております。

第5点目は、町民の町政参画と女性力の向上であります。

まちづくりの主角は、町民の皆様であります。第6次総合計画の3つの町民運動の中に、みんなが主角運動として、「みんなのために わたしのために 一人ひとりが地域づくり・まちづくりに参画を」を掲げております。

町民の町政参画の推進につきましては、広報・広聴機能を一層充実させるとともに、地域やまちづくりの課題解決のための方策などについて、広く町民の皆様からご提案いただくまちづくり提案制度や、町長就任以来、毎年、実施しております地域座談会を継続し、また、各種委員会などの委員構成の見直しにも努め、女性や若者などを積極的に登用し、いただいた多様な意見・提言を町政運営に反映してまいります。

第6点目は、地域を元気に、そして町全体の元気であります。

住みなれた地域で、安全・安心に暮らし続けるためには、身近な生活課題を身近な地域で解決していく必要があり、これまで以上に地域の主体性が欠かせない中、各地域における新たなコミュニティ機能の整備を図ることとしております。

まちづくりの基本は、地域が元気になることであり、各地区の地域づくり計画を推進していただくとともに、必要に応じ見直しを図りながら、各地域づくりの具現化の加速に向け、支援してまいります。

また、今年度より取り組んでおります仮称であります、地域づくりセンター試行モデル地区については、これまでの実績の検証を重ねながら、地域づくりセンター構想を確立し、また、平成30年度には、新たに2地区をモデル地区に指定する予定であり、地域内の各種団体の連携に向けた調整、支援などを図り、地域が担うべき役割や業務を一元化する運営組織となり得るための形成にも取り組んでまいります。

以上の視点に基づき、平成30年度においても町民の皆様の声に耳を傾けながら、まちづくりのテーマである「“キラリ 月山”健康 元気 にしかわ！」の実現に向けて各種の事業を推進し、健康で安全・安心なまちづくりに邁進してまいります。

さて、今、我が国経済は、安倍内閣の経済財政対策により「いざなぎ超え」と言われる長期間にわたる景気の緩やかな回復基調が続いておりまして、就業者数の増加、賃上げなど、雇用・所得環境は大きく改善し、経済の好循環が実現しつつあると言われております。

政府は、この経済の好循環を確かなものとし、継続的な経済成長をなし遂げるための鍵は少子高齢化への対応であるとし、人工知能AIや、モノのインターネットIoTなど、生産性を劇的に押し上げるイノベーションを実現する、生産性革命と、幼児教育の無償化や、介護人材の処遇改善など、社会保障制度を全世代型へ改革する人づくり革命を車の両輪として

推進することにより、少子高齢化の課題を克服していくこととしております。

さらには、経済成長の果実を生かし、誰もが生きがいを感じ、その能力を思う存分発揮することができる一億総活躍社会の着実な実現と、経済の好循環の強化を図ることとしており、本町としてもこれらの取り組みが地方経済への好影響をもたらす追い風となるよう、大きな期待をしているところであります。

このようなことから、編成されました国の一般会計予算の規模は、前年度に比べて0.3%増の97兆7,128億円となり、6年連続で過去最大を更新したところであります。歳入では、景気回復による伸びを見込み、59兆790億円とし、新規国債発行額は前年度に比べ6,776億円の減で、公債依存度も34.5%と低下しておりまして、歳出では、医療や介護等の社会保障費が前年度に比べて4,997億円増の32兆9,732億円で、歳出全体の33.7%を占め、高齢化などによる歳出経費が膨らんでいるところでもあります。

地方財政対策につきましては、前年度と比較し、歳入については地方税が0.9%、地方譲与税が1.5%、それぞれ増となる一方で、地方交付税は2.0%の減となり、一般財源総額としては0.1%の増となったところであります。歳出については、公共施設などの老朽化対策を初め、適正管理を推進するため公共施設等適正管理推進事業費について、地方財政計画の計上額を増額するとともに、まち・ひと・しごと創生事業につきましては、引き続き、同額の1兆円が確保されたところであります。

このように、地方財政においても、税収の伸びなど明るい兆しはあるものの、高齢化に対応するための社会保障関係費や、老朽化した公共施設等の更新や維持管理に要する経費などの増加が見込まれるなど、地方財政は依然多くの課題を抱えており、厳しい状況にあると言えます。

山形県の予算につきましては、「やまがた創生の展開強化」の予算と位置づけ、全産業で変化に対応したイノベーションをとり込み、山形県の価値を高めることに力点を置き、人材確保や生産性向上を推進する予算とし、一般会計総額は6,051億4,300万円で、前年度比1.3%減となり、9年連続で6,000億円超となったものの、2年連続の前年度比マイナスの予算編成になっております。

県政運営基盤強化特別枠として、4億4,400万円を計上し、郷土愛の醸成や安全・安心、産業振興、農林水産業のブランド力強化、観光立県山形の確立などで、やまがた創生の展開を強化し、各分野で高付加価値を進めることとしたところであります。

それでは、本町の平成30年度当初予算案の概要について申し上げます。

平成30年度当初予算案につきましては、さきに述べましたとおり、第6次総合計画「“キラリ 月山”健康 元気 にしかわ！」の前期計画の最終年度に当たり、西川町のよさの最大活用を図り、健康、人材育成、総合産業、子育て支援、情報発信、広域的連携を施策展開のキーワードとしたところであります。

予算編成に当たっては、町民の期待に応えられる実行性の高い施策を展開していくために、限られた財源を有効に活用し、また、今後の財政需要に備え、町税収入の増加に結びつく地域経済の好循環と交流人口の増加につながる施策を効果的に推進することと、さらに、厳しい財政事情を勘案し、スクラップ・アンド・ビルドの徹底を図ることとし、予算編成に臨んだところであります。

予算規模であります。一般会計につきましては総額で50億4,300万円、前年度比5.7%、3億200万円の減としたところであります。

歳入の状況について申し上げます。

町税のうち、町民税については、人口減少や納税義務者数の減少はあるものの、経済動向の持ち直しなどにより、増額を見込み、一方で固定資産税につきましては、償却資産や国有資産等所在市町村交付金が減少することにより、町税全体では前年度比1.4%減の7億4,670万円を計上したところであります。

地方交付税は、地方財政計画における地方交付税総額の減少や、地域経済・雇用対策費の廃止などにより、交付額の減が見込まれるものの、これまでの交付実績を勘案し、予算計上は前年度同額の21億円を計上したところであります。

国庫支出金は、農山漁村振興交付金が2,065万円皆増になる一方で、社会資本整備総合交付金が1億3,674万円、町民体育館整備に伴う学校施設環境改善交付金が6,384万円減少することなどにより、総額で前年度比35.6%、1億6,741万円減の3億317万円を計上しております。

県支出金は、林業施策支援事業補助金が前年度比203万円減になる一方で、啓翁桜園場整備支援に伴う農業基盤整備促進事業補助金が3,761万円皆増になるなどにより、総額で前年度比12.1%、2,950万円増の2億7,289万円を計上しております。

町債は、除雪機更新事業に1,420万円、道路橋梁等整備事業に1億9,050万円、歴史民俗資料館整備事業に6,020万円など、各事業費に発行を見込み、町債総額で前年度比19.6%、1億1,580万円減の4億7,530万円とし、うち臨時財政対策債は地方財政対策において、抑制されたことにより、前年度比13.3%、2,000万円減の1億3,000万円を見込んだところであります。

す。これらの歳入に加え、歳出総額に不足する財源として、財政調整基金から4億円、減債基金から1億9,119万円などの繰り入れを見込んだところであります。

それでは、歳出における平成30年度の重点施策につきまして、ご説明申し上げます

1つ目は、地域資源を活用した交流人口の拡大であります。

農山漁村における伝統的な生活体験と農村地域の人々との交流を楽しみ、旅行者にその土地の魅力を味わってもらう農山漁村滞在型旅行、いわゆる農泊を推進してまいります。現在、主要観光地に集中している台湾等のインバウンドを含めた旅行者を農山漁村に呼び込み、宿泊者や農林水産物の消費拡大を図るために、地域資源を魅力ある観光コンテンツとし、磨き上げ、取り組みを進めてまいります。

農山漁村でなければ、味わうことのできない、付加価値のある体験プログラムが必要不可欠で、平成30年度は旧川土居小学校の一階部分を農山漁村交流拠点施設として整備し、今後の地域の活性化に向けた取り組みを行ってまいります。

また、昭和29年の合併以来、観光立町の実現を大きな柱に掲げ、これまで月山を大きな資源と捉え、西川町の月山、ひいては山形県の月山として全国に発信し、まちづくりの大きな宝として捉えてまいりました。

第6次総合計画の中でも、まちづくりテーマ・合言葉の中に、「キラリ 月山」と称しシンボル資源とする月山を核に地域資源を生かした観光の推進を図り、平成35年度に交流人口100万人を目指すこととしておりますが、平成28年度末現在の本町の交流人口を見てみますと、約77万人という状況にあります。

そのような中において、平成30年度からの観光振興の指針となる、西川町観光ビジョンを町と月山朝日観光協会が連携して、現在、策定中であり、総合産業化の推進における観光の果たす役割や具体的な施策展開を明確にし、観光からの総合産業化を目指し、観光客増加に取り組んでまいります。

観光施設の整備としては、月山志津温泉における温泉維持のための新源泉掘削調査や、志津地区観光の拠点となる志津町内会館予定地の地質調査を実施する予定にしております。

2つ目には、町内産業の生産拡大であります。町農産物のブランド化や生産性向上等による競争力の高い農業経営を実現し、農業担い手の一人一人が豊かさを実感できる農産物の振興に努めてまいりたいと思っております。

そのため、啓翁桜による生産振興は、今後の本町の農業の核となる産物として捉えております。啓翁桜は、平成27年度に促成施設の設置や海味地区等に新たな圃場の拡大を図ってき

ており、昨年度には約11万5,000本を出荷し、今年度は約12万本の出荷を計画しております。

本町の啓翁桜は、県内有数の産地にまで成長し、市場においては、啓翁桜は品薄状態でもあり、さらに海外への輸出など、今後さらなる需要拡大が見込まれております。引き続き、啓翁桜の一大産地化、1億円産業を目指し、JAさがえ西村山並びに西川町啓翁桜生産組合による栽培面積の拡大に向けた取り組みの支援の強化をしております。

また、町産の山菜及びキノコにつきましては、希少性もあり、市場から高い評価を得ているものの、生産量及び出荷量が少量かつ安定供給などに課題があり、これまで苗のあっせんや集出荷協議会を設立するなど、生産量及び出荷量の増加に向けて支援を行ってまいりました。しかし、生産者の高齢化は深刻化しており、生産管理ができずにいる山菜園地が増加してきておりまして、今後、生産量の大幅な減少が懸念されております。

そうしたことから、平成30年度は荒廃園地の活用や、新たな担い手となる人材を発掘し、町産山菜の生産量の増加を図ることを目的に、地域などが山菜オーナー制度の実施に向け、荒廃園地の再整備の取り組み等に対し支援をしております。

3つ目ではありますが、地域に根差した教育の推進であります。

平成24年度に西川小学校が開校し、町内の小中学校が一校体制になってから7年目となり、これまで小中一校の特性を活かして、小中一貫教育を進めてまいりました。小中一貫教育の大きな狙いの一つに学力の向上があります。例えば、全国学力テストの結果をみますと、小学校段階では、若干の成績の揺れは見られるものの、中学校3年の段階では、毎年、全国や県平均を上回っており、着実に学力の向上が見られております。これは、まさに小中連携して、9年間で子どもを育てるといふことの成果と捉えております。

また、本町は地域に根差した教育にも力を注いでおりまして、コミュニティスクールに指定してから2年になりますが、町の人・自然・歴史・文化などを活かした特色ある教育活動を通して、豊かな人間性を育むため、小学校は「ふるさと学校」、中学校は「ちょボラ」を初めとして、さまざまな体験学習に取り組んでおります。

地域の方々にも先生としてご協力いただき、感謝しているところであります。今後も、ますます地域とのかかわりを大切にし、西川町らしい教育をすることで、学校の子どもたちにも地域の方々も両方が元気になれるような取り組みを行ってまいります。

平成32年度からは新しい学習指導要領によって教育活動が進められます。小学校では、英語が正式な教科になるわけですが、本町としては、これまでも町単独の英語活動指導員と外国語指導助手の2名体制で充実を図ってきており、平成30年度から、前倒しで正式な英語学

習に取り組んでいくこととしております。

今後、児童・生徒の数は減少傾向にあり、数年後には1学年1学級になりますが、これまで積み上げてきた小中一貫教育の成果をもとに、コミュニティスクールを核として、学校、家庭、地域が連携し、町民みんなで子どもたちを育て、見守っていく体制づくりを進めていきたいと考えております。

同時に、平成30年度は、保育園、小学校、中学校の一貫教育体制「西川学園構想」、これは案ではありますが、につきまして、今後の方向性と具現化の道筋について検討を進めてまいります。

次に4つ目ではありますが、定住化対策であります。

本町の人口減少は、依然として続いておりまして、人口増を望むのではなく、いかにして減少率を少なくするかが現実的な課題であります。そのためには、まず地域産業の後継者育成が喫緊の課題と考えておりまして、この地域に引き継がれる産業を発展させる手段が必要であります。そのため、農業体験を通じたIターン者による農業後継者育成は手段の一つとして大切と考え、引き続き、意欲のある農業研修生並びに新規就農者を積極的に受け入れる体制を整備するとともに、就農に対する支援を行い、農業担い手の確保にも努めてまいります。

また、定住対策を考えた場合に、U・Iターン者のみの視点ではなく、現在、本町で生計を立て、骨を埋める覚悟で暮らしておられる若者の皆さんが、今後も安心して定着していただける視点から、定住の大きな要因となる子育て支援施策のさらなる強化や、住宅政策、そして就労支援などをさらに推進し、定住人口の維持確保に進めてまいります。

5つ目ではありますが、歴史文化価値の創造であります。

先般、これまでの西川町の成り立ちをまとめた「わたしたちのふるさと 西川町の物語」を発刊し、町内全ての世帯に配布したところでありますが、先人の営みや住みなれた地域の歩みを学ぶことで、町への愛着と誇りを育むきっかけづくりにつながるものと考えております。

こうした中、古くから保存、伝承されてきた貴重な文化資源を保護または活用し、地域振興や観光振興などに役立てていくなど、文化財に求められる役割が多様化している状況にあります。

平成30年度においては、旧川土居小学校を活用した、仮称ではありますが、町歴史民俗資料館の整備を行い、町の歴史を将来に引き継ぐ拠点施設として、人々が集い、学び、新しい文

化を生み出す場として整備していくこととしております。

最後に、財政見通しについて申し上げます。

財政状況につきましては、昨年の議会の中でもご報告させていただいておりますが、平成28年度決算におきましては、経常収支比率87.7%、実質公債費比率9.9%、将来負担比率6.9%と財政指標は健全財政を示しております。

今後5年間の見通しにつきましては、まず地方債についてであります。これまで交付税算入のある有利な地方債を活用し、新規発行の抑制にも努めてきたところであります。

平成30年度につきましては、町民体育館の完成や町営バス運行事業などの減少により、発行額が大幅に減り、平成30年度末時点の地方債残高は66億4,668万円となり、次年度以降についても、事業の選択と集中により発行を抑制していくこととし、平成34年度末残高で52億3,304万円となる見通しであります。積立金につきましては、財政調整基金及び減債基金の平成28年度末残高は26億5,069万円となっておりますが、今年度、そして次年度以降も、財源不足により取り崩しを余儀なくされることから、平成30年度末残高では約15億円まで減少する見通しとなります。一方で、投資的事業につきましては、平成28年度をピークにし、大規模工事が一段落したことから、年々縮小され、歳出削減が図られることにより、5年後の平成34年度の健全化判断比率は、実質公債費率15.5%、将来負担比率6.9%と、引き続き、健全財政を維持する見通しであります。

今後、将来の世代へ過大な負担を残さないよう、定住人口の維持、増加の取り組みを強化させ、歳入の確保にも全力で取り組みながら、中長期の財政見通しを踏まえ、健全財政の堅持に努めてまいります。

以上、町政運営に関する所信と主要施策を申し述べさせていただきましたが、今次、まさに時代は目まぐるしく変化する社会、経済情勢であり、こういう時代だからこそ、新しい課題、そして難しい課題に逃げることなく積極果敢に立ち向かっていかなければなりません。

先行きの見えにくい厳しい時代にあって、本町が置かれている状況を的確に判断し、その上で、私たちは西川町ならではの魅力を最大限に引き出し、相乗効果を発揮させなければなりません。

この期に当たりまして、私事でまことに恐縮とは存じますが、この場をお借りして4月15日に執行されます西川町長選挙に再度立候補させていただきますことを改めて申し上げます。

私は、健康元気、子育て支援、地域資源を生かした産業振興をまちづくりの柱とし、昔から受け継がれてきた伝統や歴史、文化、そして豊かな自然環境などのすばらしい資源を生か

し、町民の皆様と行政が協働して、まちづくりを進めれば、きっと元気な町、魅力あふれる町が実現できるものと信じております。

西川町の発展を願い、町民総参加と協働による町政の推進に誠心誠意努めてまいりましたが、地域のさまざまな課題について、立ちどまることなく、継続的な努力と説明責任を果たす重要性を改めて痛感しているところであります。

この町に生まれてよかった。この町に住んでみたい。いつまでも住み続けたい西川町となるべく、引き続き、粉骨砕身努めてまいる所存でございます。

町政の両輪をとともに担っていただく議員各位並びに町民の皆さん各位のなお一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、平成30年度の施政方針とさせていただきます。

次に、人事案、条例案、平成29年度一般会計及び特別会計の補正予算案並びに平成30年度一般会計、特別会計及び企業会計の各予算案のご説明を申し上げます。

なお、議第23号 平成30年度西川町一般会計予算につきましては、先ほど申し上げました施政方針をもって提案理由とさせていただきます。

同意第1号につきましては、西川町教育委員会教育長の任命についてであります。

平成30年4月1日から西川町教育委員会教育長として、引き続き、伊藤功を任命するため、提案するものであります。

議第5号につきましては、西川町定住促進住宅条例の設定についてであります。

西川町定住促進住宅を新たに設置するため、提案するものであります。

議第6号につきましては、西川町いじめ問題再調査委員会条例の設定についてであります。

西川町いじめ防止基本方針に基づき、いじめ問題再調査委員会の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるため提案するものであります。

議第7号につきましては、西川町小水力発電事業基金条例の設定についてであります。

西川町小水力発電施設の整備等に備える基金を設置するため提案するものであります。

議第8号につきましては、西川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の設定についてであります。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行による介護保険法の一部改正に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定めるため提案するものであります。

議第9号につきましては、西川町国民健康保険基金条例の設定についてであります。

西川町国民健康保険基金を設置するため、提案するものであります。

議第10号につきましては、西川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

道路法施行令の一部改正に伴い、本町の道路占用料及び行政財産の使用料の額を改定するため、提案するものであります。

議第11号につきましては、西川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

都市公園法施行令の一部改正に伴い、都市公園の敷地面積に対する運動施設の割合を定めるため、提案するものであります。

議第12号につきましては、西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

西川町国民健康保険税の税率を改正するとともに、地方税法施行規則の一部改正に伴い、規定の整備を図るため提案するものであります。

議第13号につきましては、西川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を図るため提案するものであります。

議第14号につきましては、西川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

介護保険法の一部改正に伴う規定の整備を図るとともに、平成30年度から第7期介護保険事業計画期間の介護保険料等について定めるため、提案するものであります。

議第15号につきましては、西川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴い、規定の整備を図るため提案するものであります。

議第16号につきましては、西川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴い、規定の整備を図るため提案するものであります。

議第17号につきましては、西川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介

護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴い、規定の整備を図るため、提案するものであります。

議第18号につきましては、平成29年度西川町一般会計補正予算（第6号）であります。

歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ137万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億5,561万4,000円といたすものであります。

主な内容は、各事業の確定等による事業費の精査と事業繰り越しなどによる補正であります。

初めに、歳出の主なものから申し上げます。

第2款総務費につきましては、町有地売り払いに伴う地元配分金598万6,000円の追加を行うものなどあります。

第3款民生費につきましては、国民健康保険税特別会計繰出金588万3,000円及び臨時福祉給付金等返還金352万円を追加し、介護保険特別会計繰出金383万6,000円の減額を行うものなどあります。

第4款衛生費につきましては、西村山広域クリーンセンター分担金636万3,000円の減額を行うものなどあります。

第6款農林水産業費につきましては、林地台帳整備委託料311万1,000円の減額を行うものであります。

第8款土木費につきましては、県単独事業負担金725万円及び除雪費における修繕料及び除雪委託料5,050万円を追加し、道路新設改良費における委託料、工事請負費、備品購入費等2億2,990万3,000円の減額を行うものであります。

第10款教育費につきましては、廃校施設等解体工事費507万6,000円及び全国高等学校総合体育大会実行委員会負担金550万円の減額を行うものなどあります。

第13款諸支出金につきましては、町有施設整備基金積立金2億円の追加を行うものなどあります。

次に、歳入について申し上げます。

歳出での各款にわたるそれぞれの事業の実施に伴い、町税71万5,000円、国庫支出金1億1,977万6,000円、県支出金670万7,000円、諸収入204万1,000円、町債6,470万円をそれぞれ

減額し、自動車取得税400万円、使用料及び手数料56万8,000円、財産収入665万円をそれぞれ追加し、地方交付税 1 億8,409万9,000円を追加し、調整するものであります。

繰越明許の補正につきましては、社会資本整備総合交付金事業2,320万円、町営住宅整備事業6,070万1,000円の合計 2 事業8,390万1,000円を、平成30年度に繰り越すものであります。

地方債の補正につきましては、町道石倉・横岫線横岫橋橋梁補修事業を廃止し、除雪機更新事業、町道月岡・人間線月岡橋橋梁補修事業、臨時財政対策債を減額変更し、総額で6,470万円を減額補正するものであります。

議第19号につきましては、平成29年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）であります。

事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,102万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億931万円といたすものであります。

歳出につきましては、保険給付費等の組み替え及び町立病院の電子カルテ導入による直営診療施設勘定繰入金4,102万4,000円を追加し、歳入につきましては、国庫補助金を充てるとともに、繰入金の組み替えを行うものであります。

議第20号につきましては、平成29年度西川町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4万円を追加し、歳入歳出それぞれ1億7,781万9,000円といたすものであります。

歳出については、職員手当等を追加し、歳入については、一般会計繰入金で対応するものであります。

議第21号につきましては、平成29年度西川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ61万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,715万1,000円といたすものであります。

歳出につきましては、諸支出金61万円を追加し、歳入については、諸収入を充てるものであります。

議第22号につきましては、平成29年度西川町介護保険特別会計補正予算（第3号）であります。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,090万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,210万1,000円といたすものであります。

歳出につきましては、決算見込みに伴い、介護認定審査会費111万円、保険給付費1,400万円、地域支援事業費580万4,000円を減額し、諸支出金1万円を増額するものであります。

歳入については、決算見込みに伴う介護保険料20万8,000円を追加し、歳出の保険給付費等の減額に応じ、国庫支出金1,080万6,000円、支払基金交付金554万6,000円、県支出金79万円、繰入金397万円をそれぞれ減額するものであります。

次に、議第24号から議第30号までの平成30年度西川町特別会計予算についてご説明申し上げます。

最初に、国民健康保険特別会計について申し上げます。

事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額を対前年度比1億6,986万円減の5億9,584万7,000円といたすものであります。

県が、財政運営の主体となる平成30年度からの国保制度改正に伴い対応するものであります。

施設勘定の大井沢歯科診療所につきましては、患者数がほぼ同じような状況で推移するものと推計し、歳入歳出ともに前年度とほぼ同じ、同額の359万4,000円といたすものであります。

次に、公共下水道事業特別会計につきましては、歳入歳出予算の総額を1億7,267万5,000円といたすものであり、浄化センター汚泥移送ポンプ更新工事などを見込んでおるところであります。

次に、農業集落排水事業特別会計につきましては、歳入歳出予算の総額を2,685万2,000円といたすものであります。マンホール蓋修繕工事などを見込んでいます。

次に、寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計につきましては、歳入歳出予算の総額を395万1,000円といたすものであり、寒河江ダム周辺施設の管理を行うものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入歳出予算の総額を対前年度比596万6,000円増の9,250万7,000円といたすものであります。

2年に1度の保険料改定は、マイナス改定であります。制度改正等により増額の予算といたすものであります。

次に、介護保険特別会計につきましては、平成30年度から第7期介護保険事業計画期間での保険給付費等を見込み、歳入歳出予算の総額を7億4,105万7,000円といたすものであります。

次に、宅地造成事業特別会計につきましては、歳入歳出予算の総額を1,459万3,000円とい

たすものであり、分譲収入の繰り出しを計上しております。

次に、議第31号の病院事業会計について申し上げます。

収益的収支につきましては、一般会計から2億7,000万円を繰り入れし、収入及び支出の予算額を7億1,971万9,000円に定め、資本的収支につきましては、一般会計から300万円を繰り入れし、収入予定額を532万8,000円とし、支出予定額を4,673万6,000円といたすものであります。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,140万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額32万9,000円及び過年度分損益勘定留保資金4,107万9,000円で補填するものであります。

平成30年度におきましては、町立病院新改革プランの実施2年目となり、また、国においては、診療報酬改定が予定されているところであります。さらなる経営の健全化並びに安全な医療の提供に向けて努力いたしてまいりたいと存じます。

次に、議第32号の水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収支では、収入支出予定額を1億9,727万9,000円といたすものであります。資本的収支では、資本的収入の予定額を1億2,274万4,000円とし、資本的支出の予定額を1億6,302万7,000円といたすものであります。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,028万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額918万5,000円、当年度分損益勘定留保資金3,109万8,000円で補填するものであります。資本的支出の主なものは、岩根沢紫外線処理施設整備工事、大井沢地区石綿セメント管更新工事などであります。

以上、ご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

伊藤議長 ここで休憩をします。

再開は11時10分とします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

伊藤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

人事案の審議・採決

伊藤議長 日程第7、人事案の審議・採決を行います。

同意第1号 西川町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

本案を審議するに当たり、伊藤功教育委員会教育長の退場を求めます。

〔教育長 伊藤 功君 退場〕

伊藤議長 議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

伊藤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

伊藤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

同意第1号 本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

伊藤功教育委員会教育長の入場を許します。

〔教育長 伊藤 功君 入場〕

予算特別委員会の設置及び委員会付託

伊藤議長 日程第8、予算特別委員会の設置及び委員会付託を議題とします。

お諮りします。

お手元に配付しておりますように、平成30年度一般会計、特別会計、企業会計の予算案を審議するために、議長を除く9名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤議長 異議なしと認めます。

よって、議長を除く9名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査するこ

とに決定しました。

散会の宣告

伊藤議長 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時15分

平成 3 0 年 3 月 5 日

平成30年第1回西川町議会定例会

議事日程(第2号)

平成30年3月5日(月)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

出席議員（10名）

1番	大江 広康	議員	2番	佐藤 耕二	議員
3番	横山 修	議員	4番	飯野 咲子	議員
5番	佐藤 幸吉	議員	6番	奥山 敏行	議員
7番	青山 知教	議員	8番	宮林 昌弘	議員
9番	古澤 俊一	議員	10番	伊藤 哲治	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	小川 一博	君	副町長	高橋 勇吉	君
教育長	伊藤 功	君	総務課長	荒木 俊夫	君
政策推進課長	土田 伸	君	町民税務課長	志田 龍太郎	君
健康福祉課長	奥山 純二	君	産業振興課長 兼 農委事務局長	工藤 信彦	君
商工観光課長	白田 真也	君	建設水道課長	伊藤 潔	君
会計管理者 兼 出納室長	松田 真知子	君	病院事務長	松田 憲州	君
学校教育課長	安達 晴美	君	生涯学習課長	片倉 正幸	君

事務局職員出席者

議会事務局長	佐藤 俊彦	君	議事係長	佐藤 尚史	君
書記	飯野 奈緒	君			

開議 午前 9時30分

開議の宣告

伊藤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

一般質問

伊藤議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

大江広康議員

伊藤議長 1番、大江広康議員。

〔1番 大江広康議員 質問席へ移動〕

1番（大江広康議員） おはようございます。

初めて一般質問で1番ということで、非常に緊張して、心臓今ばくばくします。どうか答弁、よりわかりやすく、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、西川町の観光ビジョンと交流人口拡大に向けてということで質問させていただきたいと思ひます。

町長は、年間交流人口100万人ということを目標としていますけれども、100万人というと、今の町民1人当たり約200人を連れてこないと言成できないという状況だと思ひます。でも、いろいろ行政として対策を立て、目標に向けて努力していると思ひております。

また、町長の話で、寒河江から鶴岡までの高速道路という話も出てきています。そうした場合に、みんなもう寒河江から鶴岡のほうに行って、西川町にはおりてはくれねえんじゃねえかなという懸念もありますので、その辺を含めて質問させていただきます。

今、西川町で、西川町の観光ビジョンの策定と狙いという、策定というものをつくっておりますけれども、その狙いは何でしょうか、まずお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

伊藤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 おはようございます。

ただいまの大江議員のご質問にお答えいたしますが、まず第1点目の、質問1番目でありましたが、観光ビジョンの策定の狙いと進捗状況について申し上げますが、現在の観光振興につきましては、第6次西川町総合計画の基本計画のもとに、平成10年に策定しました西川町観光基本計画を時代のニーズに合わせた見直しを図りながら、振興を図っているところであります。

近年、人口の減少と高齢化が急速に進む中で、西川町のような山村における自治体の産業振興や活力を維持するために、交流人口拡大の重要性が高まっております、観光が果たす役割も大きなものになっております。

6次総合計画に掲げる一次産業、二次産業、三次産業をつなぎ合わせた総合産業化の推進における観光の果たす役割や具体的な施策展開を明確にし、観光からの総合産業化を目指すべく、新たに西川町観光ビジョンを策定するものであります。

策定に当たりましては、行政と月山朝日観光協会が一体となった共同のビジョン策定に取り組んでおりまして、6次総合計画の後期実施計画に合わせ、平成31年度から35年度までを取り組み期間としまして、施策内容によっては30年度から取り組んでまいりたいと思っております。

進捗状況は、基本的な素案がまとまっておりまして、行政においては総合産業推進プロジェクトにおいて、観光協会においては理事会等で協議が重ねられておりまして、全体的な意思決定が図られましたら議会へも説明させていただきます。

なお、今、高速道路関係のお話もありましたが、この高速道路につきましては、月山インターチェンジから湯殿山インターチェンジまで今、自動車専用道路であります、これを早急に高速規格に改良してほしいというようなことで、これまで、前に申し上げましたが、鶴岡・酒田市、庄内側と一緒に今、これまで国のほうに要望しておりますが、さらに内陸、寒河江、山形も含めて、この推進協議会等を設定しながら、要望していきたいと思っております。

真っすぐ山形なり鶴岡に行くのではないかというようなご質問、懸念があるわけですが、そうではなくて、観光振興計画をきちっと打ち立てて、そして西川町の魅力を発信して、今回の第6次総合計画もそうですが、「キラリ☆月山 健康 元氣 にしかわ!」、要するに月山を、西川町がキラリと光る、そういった視点のもとに今回の観光計画も策定するということになりますので、そういった懸念もあるわけですが、それ以上に町としての努力も果たすべきと思っていますので、よろしくをお願いします。

伊藤議長 1番、大江広康議員。

1番(大江広康議員) ただいまの町長の答弁で、31年度からはもう実施というふうな話ですけれども、この策定した時点で議会のほうにも説明はあったわけですが、やはりこれからでもすけれども、議会の意見も反映していただきたいと思っておりますけれども、その辺はいかがでしょうか。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 ただいま申し上げましたように、この観光ビジョンにつきましては、町と観光協会と一緒に策定しておりますので、これからのスケジュール等もありますので、担当の観光課長のほうからご説明させていただきますので、よろしくをお願いします。

伊藤議長 追加答弁を白田商工観光課長。

白田商工観光課長 今、大江議員のほうから、議会のほうのご意見もということでもありますけれども、先ほど町長のほうの答弁にもありましたとおり、今、行政においては総合産業プロジェクト、あと観光協会においては理事会等で協議させていただいて意思決定、方針を固めているところであります。

答弁にもありましたとおり、全体的にまとまりましたら議会のほうにもご説明申し上げ、ご意見を伺いながら、最終的なまとめという形にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

伊藤議長 1番、大江広康議員。

1番(大江広康議員) 今、課長から話しありましたけれども、ぜひそういうふうにしていただきたいというふうに思います。

あと、次に移りますけれども、この西川町の観光ガイド、誘客100万人の交流人口にも関係すると思っておりますので、答弁願いたいと思っておりますけれども、こういう観光ガイドとか西川のマップとかいろいろな作成しているわけですが、これらをどうやって活かしていくのか、活かされているのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 観光パンフレットにつきましては、それぞれの観光案内所等々も含めて、あとは首都圏、仙台圏、山形県というのを訪問を行いながら、それぞれパンフレットを有効に活用しながらやっているわけでありまして、そのほか高速道路のサービスエリア、こういったものも含めて今活用しておるわけですし、さらに視察等々についても、その観光パンフレットを利用しながら全国へ配信していく。ただ、最近は、むしろインターネットが非常に今活用されておりまして、それらとあわせて行いたいと思っています。

ただ、やはり観光案内と申しますか、観光もそうですが、いろんな面で、人と人との交流が非常に重要だというようなことで、昨年度からおかみ会というようなことで、都市圏におかみさんがわざわざPRを兼ねて行っておりますので、そういった対面のPR、こういったものが非常にこれからは重要視されるものだと感じておりますので、そういった面での活用も含めて今後やっていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

伊藤議長 1番、大江広康議員。

1番(大江広康議員) 趣旨はわかりましたけれども、このマップを見ると、ほとんど飲食店とかそういったものが載っているんですけども、例えば名所旧跡とかいろんなものが西川町にはあるんですけども、そこら辺を何というんですか、トレッキングといいますか、そんなことで周遊コースを考えながら、ただ、おかみ会もいいんですけども、旧跡をめぐるようなそういったものというのは考えられないんですか。

伊藤議長 答弁は白田商工観光課長。

白田商工観光課長 大江議員のほうから、歴史的な名所旧跡等を観光に結びつけることができないうような趣旨の質問かと思っております。

町のほうでも今、観光を推進する1つの柱として、歴史・文化・観光の推進という形で推進を図っているところであります。町内には出羽三山信仰で栄えました、これまでの歴史的な背景として岩根沢の三山神社や大井沢の大日寺等がございます。それら名所旧跡等は、現在も観光のほうに活かさせていただいておりますし、そういう名所旧跡を回るような観光コース等も整備しながら、お客様を誘客しているところでございます。

まだまだ町内にはいろんな形で名所旧跡がございますので、今後、そういう名所旧跡につきましては活用を図っていききたいというふうに思っておりますし、旧川土居小学校のほうに民俗資料館等も整備されますので、観光等にも活かしていきたいというふうに考えておるところであります。

伊藤議長 1番、大江広康議員。

1番（大江広康議員） 今、西部中学校で資料館みたいな形になっていますけれども、私たちが見れば何にもならねえような、ただ物置状態のような感じだと思うんですけれども、川土居小学校に移したときにはきちっとしてもらいたいなというふうに思っています。

先ほどちょっと聞くの忘れまして。今現在、交流人口どうなっていますでしょうか。

伊藤議長 答弁は白田商工観光課長。

白田商工観光課長 平成28年度の推計で、約77万人ということで推計しているところであります。

伊藤議長 1番、大江広康議員。

1番（大江広康議員） とにかく交流人口100万人を目指して、いろんな施策を考えながらやっていただきたいと思えますけれども、西川町の教育委員会で出した「わたしたちのふるさと」、これ各校に渡っているかと思うんですけれども、この中にいろんな名所旧跡やら建物のいわれとか、そういったものが載っているわけですが、水沢地区にも神社がありまして、岩根沢の出羽三山神社、水沢月山神社、海味の愛宕神社、それらについて観光に結びつけていけねえものかどうか、お願いします。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 質問の第2点目ではありますが、観光基盤の整備対策についてお答えいたします。

まず、1点目ではありますが、名所旧跡を観光に結びつけられないかということですが、近年の観光につきましては着地型観光が主流となっておりまして、団体旅行、名所見物から、個人型の体験重視の観光に変わってきております。

このような中、その地域ならではの歴史や生活文化、食文化などの観光資源の掘り起こしが重要となっておりまして、現在策定中の西川町観光ビジョンにおきましても、観光推進の4本の柱の一つとして、歴史・文化・観光の推進を掲げております。

西川町では1,400年ほどの歴史を持ちます出羽三山信仰で栄えた岩根沢三山神社、大井沢の大日寺湯殿山神社、本道寺の口之宮湯殿山神社や六十里街道など多くの歴史的資産がありまして、重要な観光資源として活用を図っております。

ご指摘のとおり、今、水沢月山神社等も含めて、海味の愛宕神社等の名所旧跡はまだまだ町内には存在しておりますので、観光に結びつけていきたいと思っております。あわせて、歴史的背景で生まれた太々神楽や鉦勸進等の伝統行事も、歴史的な観光資源として活用を図ってまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

伊藤議長 1番、大江広康議員。

1番（大江広康議員） やっぱり、それらの名所旧跡、それからいろんな建物あるわけですが、そこら辺のブラッシュアップというんですか、ただ朽ち果てさせるのではなくて、やっぱりいろんな面でそれを何といたしますか、ずっと残していくというようなことも必要かと思えますけれども、そこら辺はどういうふうに考えていますでしょうか。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 観光地と申しますか、西川町の宝につきましては、数年前から、西川町の宝マップとかそういったものでまず西川町の資源を表面化しようというような町の方針でこれまでやってきておりまして、その結果として、宝マップや西川町の歴史のを今回皆さんにお渡ししたわけでありまして、それでまず西川町を知っていただくということでありまして、前々から、観光は点でなくて点から線、線から面へというような、そういった過程でやっていこうというような方針でおりますが、実は私もある観光地に行きましてトレッキング、要するにウォーキングと観光地のその町内と申しますか、地域にある史跡、名所を結んだウォーキングコースを設定したところを見てきたんですが、そこで一番の問題になるのは、やはりトイレであります。

ですから、そういったものをずうっと設定するとすれば、拠点にトイレ等の整備を行いなからしないとなかなか困難だというような、そういったご指摘を受けてきておりますので、そういった面を含めて、今のトレッキングコースのあり方、こういったものを含めて考えるべきだと思っていますので、志津の問題もありますけれども、そういうことで、問題はトイレをきちっと整備するべきだと思っていますので、それも含めて今後検討したいと思えます。

伊藤議長 1番、大江広康議員。

1番（大江広康議員） 大変詳しく説明をいただきました。

昔から言われていることで、観光は時速4キロメートルの観光と言われ、まち歩き、それから住民との交流、そういうものが大事なことであって、新たな発見や出会いがあるというふうに言われています。

先ほど町長の答弁にもありましたけれども、SNS等を使ってPRをしていくということは大変いいとも思っています。また、体育館も新しくなりまして、少しでも100万人に近づけるように私も頑張っていきたいというふうに思っていますので、よろしく願います。

次の質問に入りたいと思えます。

ちょっと町の文化財についてお聞きしたいと思えます。

水沢のほうに大八・大七の墳墓、これが町の文化財に指定になっていますけれども、それらの整備、それから環境について質問したいと思います。

大八・大七というのは、「わたしたちのふるさと」に詳しく書いてあるんですけども、凶作になって、それを代官所に直訴して、大八というのがお父さんで、その人が牢獄に入れられ、牢獄で亡くなって、その遺志を引き継いで、大七、息子ですけれども、それがまた直訴に行って、処刑されてしまったということで、本来ならば処刑された人のお墓というのはないんだそうですけれども、そのお父さんのお墓、墳墓が水沢にあります。ちょうど小沼の登り口のところにあるんですけども、非常にわかりにくい、狭いところでありますので、そこら辺の環境整備というんですか、何とかできねえものかなと思いますけれども、そこら辺どういうふうにお考えですか。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 ただいまありました大八・大七の墳墓とその周辺環境整備についてであります。これまでの経過等も含めてご説明したいと思います。まず大八・大七につきましては、議員今ご説明あったわけでありましたが、江戸時代中期に続いた凶作によりまして飢えに苦しむ村の難儀を救うために、死罪を覚悟で立ち上がった親子でありまして、郷土の義民であります。この義民の遺徳をしのび、かつ後世に継承していくために、この墳墓の存在は大変貴重であることから、平成25年2月に町の文化財として指定されたものであります。

この墳墓は、義民としての功績を多くの人に広め後世に伝えていくことができるその存在の意義、また、古くから地元で手厚く申ってきている経過などを踏まえて、以前から文化財指定の必要性が指摘されておりましたが、文化財指定に当たっての条件である土地の所有者からの承諾が得られない経過がございまして、そのような中、幾度かにわたる折衝等によりまして、県外に居住します土地の所有者からその指定についての承諾を得られたこと、実質的に管理を行ってきております地元水沢区、水沢町内会などの関係者の方々との協議を経まして、管理体制を確認できたことなどから指定にこぎつけることができたものであります。

このような経過を踏まえまして、町の文化財指定ができ、地元の方々が管理保全を行っておりまして、さらに毎年、霊祭を地元の方が営むなど、非常に良好な管理状態にあるのではないかと判断しているところであります。

町の文化財担当といたしましても、ふるさと宝マップや、このたび発刊しました町史ダイジェスト版などにも掲載しておりまして、このような史跡等の周知、広報にも努めているところでございます。このため、議員がどの程度のものを想定しているかわかりませんが、周

辺の環境整備を町主体で全て行うということは、現時点ではまだ考えておりませんが、なお、水沢地区の地域づくり活動計画の中で、歴史や自然に親しむ機運を図る取り組みとしまして、大八・大七の墳墓と水沢大堰、名水公園などを周遊する散策コースの計画などを上げられておまして、これらに伴う町の地域づくり活動補助金の交付を昨年度行っておりまして、今後もこれら制度を活用して、周辺環境整備を行っていただく手だてもあるかと存じますので、まず平成30年度に行います地域づくり計画の策定、後期計画、こういったものの中でもさらに議論を重ねていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

伊藤議長 1番、大江広康議員。

1番（大江広康議員） 何か町長に全部話されてしまって、大変質問しにくくなってきていますけれども、この大八・大七の墳墓と、それから供養碑があるんですね。供養碑というのが、元西部中学校の向かい方というんですか、あの高台のほうにあるんですねけれども、その脇の杉の木だっけかな、それが根張ってきていて供養碑が少しくらついてきているということで、これを墳墓のところに移設できないかという話も出ているんですねけれども、そこら辺についてはそう簡単にはいかないものなんでしょうかどうか、お聞きします。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 その辺の関係につきましては、大変詳しい生涯学習課長がおりますので、生涯学習課長のほうからご説明させますので、よろしく申し上げます。

伊藤議長 追加答弁を片倉生涯学習課長。

片倉生涯学習課長 文化財担当の立場の大八・大七の関係についてご答弁申し上げますが、私も詳しいことについては認識してございませんで、西方にございます顕彰碑とも言われております碑ですね。あと、25年に町の文化財として指定になりました墳墓です。どちらが先かということになりますと、顕彰碑のほうが先なのか、あるいは墳墓を細々と先祖の方が弔っていたというような経過もございまして、定かではないようございしますが、文化的な価値としては、やはり墳墓が格段にその価値は高いというようなことでの指定でございます。

今回、顕彰碑を移設ということになりますと、墳墓を保存というようなことが、文化財的には基本的な一番大切な事項でございますので、動かしたり掘ったりということは一切できないというような性格がございまして、その辺のこういった周辺環境整備をするかというのは、文化財保護の規定なども調べた上で対処する方法があると思っておりますが、いずれにしても、これまでの町長の答弁にもありましたけれども、ダイジェスト版等でも墳墓の文化財としての意義を周知していくというのが文化財担当の基本でございますので、そういった意味

で、もう少し周辺を整備してPRできればいいかなというようなことで考えてございます。

伊藤議長 1番、大江広康議員。

1番(大江広康議員) そういった、散らかっていると言うとおかしいですけども、こっちにもあり、あっちにもありというとなかなか大変なところもありますので、なるべくだったら1カ所にまとまったほうがいいのかなと。

また、先ほど町長の話にもありましたけれども、あそこの土地の今度、所有者が変わりました。その所有者がどういうふうに考えているのかは、今のところわからないというような状態だそうですけども、寄附をしていただけるんならばいただいて、あそこら辺をもう少し広くとるとか、何かしながらしていただきたいというか、また地域も含めてですけども、協力してやりたいなというふうに思っています。

先ほどまた、町長の話のその周辺いろいろ考えているということですけども、銘水館の裏手のほうに古峯というのがあるんですね。古峯というのは何かというと、昔、水沢が大火になって、2回とか3回とか大火になって全部焼けていると、それをそれじゃうまくないということで、栃木県の古峯神社からこっちのほうにお札を移したということで、それを祭った石塔があるんですけども、そこら辺、だから、大八・大七の墳墓からずうっと裏手のほうへ行って、古峯の前、いいところなんです、広くて。そこから銘水館のほうへおりてくるとい散策路、その脇さ桜でも植えてもらおうと非常にいいんでねえかなというふうに思っているんですけども、そこら辺の構想というのは、町長、ありますか。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 古峯さんには、あそこには私も何回か参りまして、ちょうどあそこに作業道を前に開設したわけでありましたが、その作業道を開設する折にも、今、議員から説明ありましたようなこれまでの歴史、こういったものを地元の人からお聞きしまして、さらにあそこ、浄水場の配水施設がありますので、あの配水施設の道路、今拡張になってあそこまで行きますので、車でしたら簡単に行けるんですが、議員ご指摘のように、歩いてというのは、まだそこまで行っていませんが。

あと、大八・大七のお祭りにつきましても、私も何回かあのお祭りに参加させてもらって、地元の人主に年配の方が集まって、あそこで祭りをやるわけですが、非常にああいうふうな祭りこそが祭りの原点だなと思っていて、非常に和気あいあいの中に地元に着した祭りなもんです。ですから、そういった意味も含めて、ですから、ただ単に周遊だけじゃなくて、そういった歴史的なきちつとしたものを整理しながら皆さんにお伝えして、その祭り

も、この祭りのあり方をこれから考えていただければなと思っていますので。ただ、周遊という意味ではまだまだこれからでありますので、その辺はご理解お願いしたいと思います。

伊藤議長 1番、大江広康議員。

1番(大江広康議員) いろいろ考えていただいているということで、地域としても一緒に考えていきたいなというふうに思っています。

あと、前に、高速道路の法面あたりに啓翁桜とか、そういうのを植栽したらどうかというような話も出ていまして、それにつきまして、またちょっと質問させてもらいますけれども、法面の大変なところもあるかと思えます、道路公団やら何やらの関係で。だけれども、あそこら辺に啓翁桜をずっと植えて、それを銘水館のほうで販売するというとすると、かなりお客様も啓翁桜の咲いているところを目にして、大変いいかなというふうに思っています。

あと、やはり誘客の関係で、私も質問したことありますけれども、バスストップ、これなどもぜひやってほしいなと思っていますけれども、今現在、どういうふうになっていますでしょうか。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、高速道路の法面の活用であります。やはりこれ、国もそうですが、ああいった道路の法面というのは、それなりの利用があって法面もあるというような、そういったことでありまして、特に除雪・排雪の際の雪を飛ばす場所とか、そういったものを含めてでありますので、なかなかこれは一朝一夕にはできないというような状況でありまして大変な、あそこの法面はそうですが、法面の下に以前、西川町のふるさと応援団の方が桜なりいろんな樹木をあそこに植えてありますが、なかなかこれも管理が雪の関係で大変だということですが、やはり議員ご指摘のように、来られて、ああここは西川町だなと思われるような、そういった公園になればと思っていますので、これにつきましては株式会社とさらにお話しして、管理をお願いしたいと思っていますので、よろしくお願いします。

あと、バスストップの状況ですが、バスストップにつきましても、国のほうにも、これは国土交通省にも申し上げておりますが、あのバスストップにつきましてはあくまでも公団だというような、そういった見解であります。ただ、この前、公団の所長さんとお会いしましたら、公団のほうでも独自と申しますか、公団で主体になって西川町のあそこのバスストップのあり方の研究会と申しますか、そういったものを始めたということでもありますので、それにはそれぞれの関係機関が集まってやられているというようなことでもありますので、さらに今後町からも要請をしながら、できるか、できないかも含めてであります。そういっ

た研究会がなされているということでもありますので、ちょっと進んだなと思っていますので、さらに町としましても要望活動を続けていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

伊藤議長 1番、大江広康議員。

1番(大江広康議員) ぜひ実現するように、頑張ってもらいたいと思います。

ちょっと時間的に早いようではございますけれども、最後になりますけれども、志津温泉の公衆トイレについてですけれども、前からこれは話し出していて、なかなか進んでいないような、内々的には話し合いやら何やらやっているかと思うんですけれども、雪旅籠のときなんかは非常に旅館街が困っている。というのは、寒い日はお客さんがトイレ借りに来て、トイレから出なくなるんだそうですわ。だから、そういったこともあって、非常に旅館街としては困っているんだというような話もありますので、ぜひこころを、早目に対策をとってもらえないかなというふうに思っていますけれども、いかがでしょうか。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 最後のご質問になるかと思いますが、まず月山志津温泉の公衆トイレの整備につきましてであります。志津会館の整備につきましては、地元関係団体によりまして拠点施設整備検討委員会で検討がなされておりました。公衆トイレを含む観光客対応の研修室やバス待合所、観光インフォメーション機能を持った集会施設として、新たな施設として整備することとしております。

設置場所につきましては、地元の志津町内会より、現在の施設を解体した跡地への設置の要望を受けておりますが、現施設は斜面を利用した構造になっておりました。地すべり地域であることから、平成30年度に地質調査などを行いながら、安全性を考慮し、整備を進めたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

伊藤議長 1番、大江広康議員。

1番(大江広康議員) いろいろ出るんですけれども、西川町は非常に考え方、それから構想を練るのは非常にいい構想で、全国的にも早目にそういったものができるんですけれども、実際に実行に移すとなると、なかなか足踏み状態が続いているということを感じていますので、そこら辺は早急に解決してほしいなというふうに思います。

この間、研修会がありまして、その中で、観光戦略の基本は、観光地づくりでなく、観光地域づくりをするんだというふうに研修を受けました。やはり、地域と行政が一体となって観光地域づくりを頑張っていきたいなというふうに思っていますので、頑張りたいと思いますので、町長も頑張ってくださいと思います。

以上で質問終わります。

伊藤議長 以上で1番、大江広康議員の一般質問を終わります。

飯 野 咲 子 議 員

伊藤議長 続いて、4番、飯野咲子議員。

〔4番 飯野咲子議員 質問席へ移動〕

4番（飯野咲子議員） おはようございます。4番、飯野咲子でございます。

私は、3点について質問をいたします。

最初の質問は、ちょっと大江議員と本当にかぶるんですけれども、私なりの質問になりまして、どうか質問にお答えいただきたいとまず思います。

観光立町の取り組みと進捗状況と進め方ということで、まずお伺いいたします。

ことしの豪雪は、各地で本当に災害や事故が発生しておりまして、西川町はこれまでは骨折事故が1件でありまして、事故は少なかったのでありますが、3月2日の強風でビニールハウスが飛ばされたというふうにお聞きをしました。これから春先にかけて、雪崩などについて注意が必要であると思います。

西川町の除雪体制と技術力というのは本当にすばらしくて、そこにおいて本当に安全・安心を覚えているところであります。

また、冬期間の安全・安心というふうにいえば、暖房ですね、暖をとることにあります。命を守る源泉として、寒さ対策というのは欠かすことができません。西川町では灯油代の補助、これを前から、県のほうでもやったださって、半分補助を、県の補助がある場合はずっと西川町は続けてくださっていましたが、いわゆる灯油購入に係る経済的負担を軽減するためのこの補助が、今年度29年度から当初予算に計上してくださいました。2月上旬に対象世帯にもう届けられまして、本当に大変喜ばれているところでございます。

さて、志津の積雪ですけれども、2月14日で私は5.65というふう聞いておりました。アメダスの設置こそないわけですけれども、日本一の積雪、雪国であります。利雪、克雪はもちろんですけれども、この豪雪に対して国・県に特別措置の申し入れをしておりまして、対策をとっていただいてもいるところではございます。

その志津の、先ほどの大江さんとかぶるんですけれども、トイレを含む会館の整備、建設、

案内板の設置、玄関口の整備について、今現在が崖地に建っているということで、先ほど町長から、崖地なので地質調査を行うということをございましたけれども、これまで進められておりますけれども、地区民が本当に最も切実に望んでいるものは何なのか。地域を元気にしていくためにどうすればよいのかということでお伺いをいたすところです。

本当に志津会館の建設がおくれているのは、私は補助金等々がやっぱり見つからないというのかなというふうに思っていました。今申し上げましたとおり、志津の今建っているところが崖地でありまして、志津地区のほとんどといいますか、地すべり地区が多いというふうに聞いております。現在、この調査を町長はするというふうに申しましたけれども、この調査が高額な調査になりまして、二重の経費がかかるというようなことにはならないのかというふうなことをお伺いしますが、これは今後の予定なのでしょうか。すみません、その点についてお伺いをいたします。

私、質問1から3まではこの志津会館の建設についてを細かく言ったものですから、この3、いつまでの間について、まとめてお答えくださっても結構です。

伊藤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 ただいまの飯野議員のご質問にお答えいたしますが、質問は志津会館の整備方針についてでありまして、現在の志津会館の整備計画の状況につきましては、先ほどの大江議員のご質問にもお答えしておりますが、志津温泉組合や月山山小屋協議会、弓張平ガーデン組合、本道寺地区会、その他関係団体等で構成します拠点地整備検討委員会で検討しておりまして、集会施設と公衆トイレを含む観光推進機能をあわせ持つ一体的な施設として整備することとしております。

設置場所につきましては、地元の志津町内会の要望、昨年8月に要望書として届けられておりますが、現施設の跡地への整備として受けておりますが、町といたしましては、先ほど申し上げましたとおり、現施設は斜面を利用した構造になっておりまして、地すべり地域でもあることから、平成30年度、来年度に地質調査を行い、安全性を判断して整備を進めたいと考えております。

また、設置場所の検討が決まった段階において、施設の整備規模や整備内容等を、さらに拠点地整備検討委員会と協議を重ねるとともに、財政的な措置を図り、できるだけ早い整備を目指してまいりたいと考えています。

なお、30年度の地質調査が高額になるのではないかとというようなそういったご指摘もあり

ますが、これらにつきましては事前に早目に、国土交通省の地すべりの調査事項もありますので、それらも含めて、国交省とも協議を重ねながら、ご指導を受けながらと思っていますので、よろしくをお願いします。

伊藤議長 4番、飯野咲子議員。

4番（飯野咲子議員） 本当に地区の要望が現在建っている崖地のところにとということでありまして、やっぱり崖地なのであそこを調査しないとだめだし、それがもしも地すべりの危険とかそういうのであれば建てられないんですけれども、地区民の要望なんですけれども、ただ、あの要望の中には、土地がやっぱり11名の人たちだけでは購入できない、負担が大きくて、あそこ今のところにはしか建てられないということでのあの場所の選定なのではないかなというふうに思うところもありますので、今回、その調査をして、地区民に納得してもらおうわけでしょうけれども、本当にあそこでいいんだかやというようなことも含めて、今後いろいろ考えていただきたいなというふうに思うところでもあります。

また、次ですけれども、日本共産党も各市町村の議員も私も出席したんですけれども、2月23日に県に豪雪対策の要請というのをを行いました。そのとき、以下のような声が上がったんです。本当に毎日毎日、一日中雪かきでもうたくたで、旅館業であるんだけど、仕事どころではないんだと。除雪のためのやっぱり大きな機械の購入が必要だし、その機械も故障もするし、その故障の経費、その機械のまた燃料、また人的支援といいますか、個人経営ではあるんですけれども、本当に大変だと。これから、やっぱり冬の観光、インバウンド等々で今、冬の観光に脚光が当たっているということもありますので、豪雪地帯への除雪の支援、そういうものの補助を創設できないかという声でありました。

志津に行ったときも、やっぱり同じような声をお聞きしましたので、町長のご所見をお示しく下さい。

伊藤議長 除雪に関しては通告にないんですが、観光に関連するということでしょうか、4番の。

4番（飯野咲子議員） そうです。観光に関してです。観光で、個人的なあれですけれども、そういう雪国の観光していくための、いわゆる地域に対する補助といいますか、そういうのを強化するべきではないかということに対しての町長のお考えをお聞きしたいと思います。

伊藤議長 それじゃ、答弁は小川町長。

小川町長 まず、志津会館の設置場所の二転三転と申しますか、なかなか定まらなかったということにつきましては、まず私としましては、できる限り駐車スペースがとれるような、

そういった観光案内所が必要でないかというようなご意見も申し上げておったところですが、志津地区としてはやっぱりあの場所がいいと。なぜかと申しますと、今ご指摘のように、雪片づけが非常に大変だと。今の場所ですと、片屋根にしますと、あそこの屋根は下の駐車場に真っすぐいきますので、そういった面では雪の処理が非常に楽だと。ですから、まずは自分の家の旅館の雪片づけもそうですし、さらに会館の除雪となりますと非常に大変だというようなことで、そういった意味も含めてあの場所をというような、そういった声もあったわけでありますので、それらも含めて、今後検討していきたいと思っています。

さらに、除雪の際の大型機械の導入、要するに補助、町で配置できねえかと、以前にもそういった質問があったわけでありますが、そういった意味を含めて、特に高齢者の方に対しましては、大型のバックフォークとかそういったものを使った場合も、町のほうで2分の1の補助をやりますよというような、そういった今、形態になっておりまして、非常にそういった面では、私も随分そっちこっち回りますが、そういった面で高齢者の方から非常によかったというような、そういった声を聞いておりまして。

ただ、旅館につきましては、まだそういった面まで考えていないということでありまして、一番は志津地区でありますので、特に志津地区につきましては、大型機械を導入しましてそれぞれで除雪をなさっているというような状況でありますので、まだそこまでは志津地区としてはいいのかなと思っていますので、それらにつきましては今後、ご意見なども聞きたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

伊藤議長 4番、飯野咲子議員。

4番（飯野咲子議員） 本当に今後、何回も言うんですけれども、インバウンドのお客様やスノーシューの若者たち、山岳信仰の復活など、夢が膨らむこの地域志津を町民挙げてやっぱり盛り上げる、そうすることが農林業の活性化にもつながる。

町長の施政方針にも観光からの総合産業化を目指すというふうにありました。志津会館が地区の人、お客様にとって本当に使い勝手のよい施設に早く建設されることを祈念申し上げまして、次に移りたいと思います。

寒河江市での雪まつり、私は2年目と思ったんですけれども、3年目になるんですね。それを実施しましたけれども、私は最初から、雪のないとこわざわざ雪をダンプで運んで行くという、そういうことに疑義をずっと感じておりました。そのようなことを本当にずっと続けられるんだべかって、持続可能なこととして本当に大丈夫なのかなと、今も不安であります。費用対効果はどうなんだろう、これは本当に真に検討すべきことであるというふう

に思っております。

先ほどから申しておりますけれども、本当にアメダスの設置はないのですが、志津が一番雪深いということは誰の目にも明らかであります。「日本一の雪国宣言」を大々的にPRして、誘客につないでいかげですか。町長のご所見はいかがでしょうか、お伺いします。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、ただいまのご質問ですが、志津地区が「日本一の雪国宣言」でPRしてはどうかということではありますが、今年度は全国的に大雪となっております、そのような中、志津地区の最高積雪深は、2月14日に5メートル64センチを記録しております、気象庁が公表します青森県の酸ヶ湯、山形の肘折温泉等の観測地点を大幅に上回っております、全国一の積雪集落は志津地区であると確信しております。

志津地区に観測箇所を設けることは非常に難しいことではありますが、先日、隠れた日本一を紹介するテレビ番組で志津地区が紹介されておりました、問い合わせや取材の依頼があるなど反響も大変大きく、志津地区が日本一の豪雪集落としてPRを図ることは、観光振興として有効な手段となるものと認識しております、現在、策定を進めております西川町観光ビジョンでは雪を観光資源と捉えまして、「日本一の雪国宣言」として、月山夏スキーや雪旅籠の灯りなどを通じて、月山山麓の観光PRを図ることといたしております。

伊藤議長 4番、飯野咲子議員。

4番（飯野咲子議員） ぜひお願いしたいと思います。

冬の観光推進に当たっては、本当にライフラインの整備というのが大切であります。お客様の送迎等につきましても本当に、車で来たんですけれども、駐車場に入ろうと思ったんだけど入れない、駐車場があいていないということで、下のバスが回るようなあそこ、駐車場ありますけれども、すぐ上るところですね。あそこがやっぱり閉まっていて車が入れないということがあったんだそうですけれども、今すぐ行きますから待っていてくださいと言って、そこであそこの雪かきをして、車をそこに置いてもらって、雪はちょっと大変だけれども、そういうことがあって、来るお客様もやっぱり冬の観光について心配しておられたということなんです。なので、やっぱりライフラインの整備というのが大切で、そういうところも考えて支援していくべきというふうに考えますが、町長はどのように思いますでしょうか、お伺いします。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 今ご指摘のように、生活の基本となりますライフライン、これは確実に町として

責任がありますので、これは確実にやっていきたい、やってきておりますし、やっていくところであります。

ただ、観光地につきましては、先ほど申しましたように、それなりの手配をしておりますし、特に志津の駐車場、以前は駐車場の除雪しなかったんです。志津のちょうど集落の下に、あれは町営駐車場でありまして、町として除雪責任あるというようなこともありまして、雪旅籠が始まってから、雪旅籠の関係では町で除雪するというようなことにしておりますので、そういったものを含めて要請があれば。ただ、その要請につきましても、それなりのきちっとした理由と申しますか、そういったものを含めて検討しながら対応したいと思っていますので、よろしくをお願いします。

伊藤議長 4番、飯野咲子議員。

4番（飯野咲子議員） 次の質問に入ります。

山のほうの姥沢地区周辺の稼働していない山小屋についてですけれども、現在、町長はどのような考えなのか、お伺いしたいと思います。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 姥沢地区で稼働していない山小屋について申し上げますが、姥沢地区は豪雪地帯でありまして、冬期間になりますと施設全体が雪に埋まってしまうなど、老朽化が非常に早く、維持管理に苦慮しておりまして、営業期間が4月から10月までと期間が限られていることなど、経営には厳しい条件であります。

現在、姥沢地区の宿泊施設につきましては7軒でありまして、そのうち4軒が営業を行っておりまして、3軒が休業状態となっている状況であります。施設老朽化によりまして、長期の休業状態にある施設もありまして、姥沢地区の宿泊施設で構成します山小屋協議会でも景観整備の観点から協議されておるようではありますが、施設の管理運営につきましては、所有者個々の財産でありまして、所有者の経営・整備方針も異なることなどから、個人に任せざるを得ない状況であります。

町といたしましては、山小屋協議会や所有者と協議しながら、新たな設備投資が生まれることを支援する商店等リフォーム支援補助金の創設や西川町商工業振興資金特別融資制度運用条件の拡大などを模索するなど、今後、支援方法について考えていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

伊藤議長 4番、飯野咲子議員。

4番（飯野咲子議員） 本当に個人の経営なので、これは個人が国有林を借りて営業してい

るということで、何といふかな、応援とか手出しは余りできないというようなことなんですけれども、何も解体して更地にして返還するって、言葉にすれば本当に簡単というか、難しいことではないことなんですけれども、費用の工面が難しい、にっちもさっちもいかないというような状態になってからも長い年月になっているんですね。

あそこは、やっぱり通る人、あそこさ行って通っている人たちも、ここはやっぱり今、町長が言ったように、冬、夏、喫茶店とかってあればいいんだけどねとかと言っても、やっぱり夏だけで経営が、費用対効果もありますので、そんなことできないとすれば、あそこさずうっとあのまま建てておくというのは、今後の、本当に今、冬も脚光を浴びて、お客様がこれから月山にも来るようになると思うので、何とか、今こそ本当に解決すべき道はない、ないと言わないで、力を入れるときではないかというふうに思うのですが、今後、本当に取り組むべき力を入れるときではないかというふうに思うのですが、町長、どうでしょうか、再度お伺いをいたします。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 今、議員ご指摘のように、これはあくまでも個人の所有でありまして、国有林の借り受けも個人での借り受けでありまして、一代限りというようなことでありまして、なかなか厳しい状況にあるというようなことは認識しておりまして、先般、森林管理署の所長ともこの件でちょっとお話ししたんですが、あくまでも原則は原状復帰だそうなんです。ですから、ただ単に上物を外すんじゃなくて、基礎も全て原状復帰が原則だというようなことでありまして、そういった意味で非常に厳しいなと思っておりますが、ただ、あのままではなかなか、せっかくの西川町唯一の観光地でありますので、解決に向けて、所有者とも話ししながらあります。ただ、町で全面的にこれを撤去というようなことはかなわないと思っております。その方法、融資制度やら利子補填とかいろんな面もありますので、そういったものができるかどうかも含めて検討したいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

伊藤議長 4番、飯野咲子議員。

4番（飯野咲子議員） 本当にいろんな手を差し伸べて、支援をしていただきたいというふうにまず思います。

次に移ります。

子育て支援の強化をということでお伺いをいたします。

子育て支援というのは、本当に年代ごとの支援が必要であります。現在、中学生まで医療費を無料としました。外来も無料という、こういう取り組みは県内でも早いほうでありまし

て、保護者にも大変喜ばれております。

ここにこおしり応援事業は、おむつ購入時に月3,000円を助成する。また、生まれた子どもに全員10万円を支給する。7万円は現金で、3万円は町の券ですね、それを支給しています。高校生以下、インフルエンザ予防接種、今までは1,500円だったのがことしから2,000円でしたか、の補助、第3子保育料は無料、中学生の部活に関しては全面補助。今年度から、小・中の児童・生徒の給食費も2分の1を補助するということでございます。

子育てするなら西川町を標榜して、さらなる応援をしていただきたいということで、医療費無料の拡大についてお伺いをいたします。医療費無料化を高校卒業までとすることに、町長のご所見をお伺いしたいと思います。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 ただいまの医療費無料化を高校卒業まで拡大することに対して町長の所見ということですが、昨年、第1回定例会で、佐藤耕二議員からも同様の質問がありましたので、内容的には同様の答弁になりますが、町は現在、子育て支援医療給付事業としまして、義務教育期間の中学3年生までの医療費を無料とする取り組みを、県や他の自治体に先んじて実施してまいりましたが、財源につきましては、小学3年生までと中学3年生までの入院に係る一部負担金を山形県が50%、町が50%を負担しまして、小学4年生以上中学3年生までは町が単独で一部負担金に相当する金額を全額負担しまして、無料としているところであります。

このような支援は、全国の自治体において実施されてきておりますが、その支援内容は自治体の考え方によってばらつきがありますが、医療費の無料化は本来は国が少子高齢化対策として進めるべき課題でありまして、子育て支援で自治体間競争を招くようなことがあってはならないものと考えております。

具体的には、多くの自治体が求めておりますように、国が子どもの医療費を助成する制度をつくり、その中で財源を国と自治体等でどう負担するのか、所得制限をなくし、対象年齢を拡大するにはどうすればいいのかなど、具体的な制度づくりを検討してほしいと考えておりまして、引き続き国・県への要望を行ってまいりたいと思っております。

また、医療費を無料化にすることによりまして、補助金の対象となる医療費が増加するという理由から、国は独自に子育て医療支援を実施している市町村の国保の補助金を削減する減額調整措置を行ってまいりましたが、この減額調整につきましては現在、年齢を制限し緩和措置がとられておりますが、町としましては国に対し、対象年齢を限定することなく、減額

調整措置を廃止するよう求めていきたいと考えております。

伊藤議長 4番、飯野咲子議員。

4番（飯野咲子議員） そうです。本当に今、町長がおっしゃったように、こういう児童支援、高齢者支援も国がやるべきことなんですけれども、それをやっぱり町民や市民からの声を受けて、各自治体がやっているという状況にあるわけです。

今、町長も申しましたけれども、ほかの人もおっしゃってありましたけれども、向こうでしたから、またこっちもしろというような競争のようだというふうに言われる方もあるんですけれども、でも、こういういろんな取り組みがあれば、国も腰を上げるというような、本当にそういう状況になっておりますので、限りある予算の中での取り組みは本当に大変だろうというふうに思いますけれども、ぜひ考えていただきたいと思うところです。

国の本当に国保に対してのペナルティーを科すとかって、とんでもないことをやっぱりやるわけで、ここに対しては、国に対してみんなが声を上げていくべきであるなというふうに思います。

ところで、今の医療費無料を寒河江市は30年度から実施するというのを新聞で知った次第でございます。

最後の質問に移ります。ありがとうございました。

就学援助金の交付についてをお伺いいたします。

平成29年3月議会でも質問いたしたんですけれども、学校教育法第19条におきまして、就学困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に対して援助される就学援助金です。今年度29年度に単価の引き上げがなされました。

準要保護世帯の国庫補助は、これも本当に国は2005年に廃止しまして、準要保護世帯の認定は市町村によってばらばらになっています。国がこういうので、本当に町がしなければならなくて、西川町はそれでもきちんとこれを、準要保護に対してもきちんと支給されておまして、町の取り組みはすばらしいなというふうに思います。

その中の就学援助金の中の入学準備金についてです。これまで、入学した後に支給されておったんですね。これも声が上がりまして、入学前の交付にしていきたいという改善を求める声が上がってありました。当町でも29年度から入学前に支給するというふうに答えていただきました。3月の議会にその声をいただき、12月には小学校分、中学校分の援助費を補正していただきました。本当はそのときに確認すべきことでありましたが、改めてその支給方法がどうなっているかについてお伺いいたします。

まず質問1、該当する方々への通知、それはいつごろ行っているのでしょうか、お伺いをいたします。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 就学援助金につきましては、これもさきのこの議会でもご質問ありまして、今の町の状況についてご説明しましたが、今回のこの交付につきましては、担当が教育委員会になっていますので、教育長のほうから答弁させますので、よろしくをお願いします。

伊藤議長 答弁は伊藤教育長。

伊藤教育長 それでは、質問にお答えしたいと思います。

まず、該当する方への通知の時期及び就学援助について、平成29年度の本町の現状もあわせてご説明いたしたいと思います。

現在、準要保護につきましては、小学校11人、中学校6人、計17人で11世帯を認定し、就学援助費を支給しております。

今回ご質問の新入学児童生徒学用品費につきましては、平成30年4月に小学校に入学する児童の保護者に4万600円、中学校に入学する生徒の保護者に4万7,400円を支給いたします。この金額については、国の要保護児童生徒援助費に基づいて定めております。

平成29年度までは、8月にその新入学児童生徒学用品費を支給しておりましたけれども、30年度より新入学児童生徒学用品費につきましては入学前に支給できるよう、29年12月定例会で補正させていただき、準備を進めてまいりました。準要保護の認定を既に受けている小学6年生7人の保護者については、小学校を通じて1月29日付で新入学児童生徒学用品費の入学前支給の案内を送付しておりまして、その中に3月9日にその支給をする旨を記載しております。

また、この春入学される児童の保護者の場合につきましては、新たな申請が必要ですので、1月24日に保育園を通じて制度の内容、申請手続、支給までの流れ等についての案内を配布いたしております。

伊藤議長 4番、飯野咲子議員。

4番（飯野咲子議員） 本当にすぐ対応していただきまして、保護者たちは喜んでいるんじゃないかなと思います。早くお知らせするということは、保護者にとって大変喜ばしいことであるというふうに思います。

質問2ですけれども、その申請書の提出期限、今お聞きしたんだかな、提出期限はいつごろとしていますか。そして、その審査結果通知というのはいつごろ出していらっしゃるんで

しょうか、お伺いします。

伊藤議長 答弁は伊藤教育長。

伊藤教育長 申請書の提出時期でございますけれども、平成30年4月に小学校に入学する児童の保護者へは、2月9日を提出期限として案内を差し上げたところでしたけれども、申請書の提出はございませんでした。

なお、その審査結果通知の時期につきましては、申請者がいた場合は、西川町教育委員会の定例会を2月20日に開催いたしましたので、そこで協議、認定し、速やかに保護者に通知することといたしておりました。

伊藤議長 4番、飯野咲子議員。

4番（飯野咲子議員） 西川町は、生活保護受給者とかこういう就学援助というのは、保護者がなかなか受けないというか、自分で頑張ってるという人が多いんですね、受給者が少ないです。ですから、やっぱり何というかな、目立たずにきちんとできるようなことをしていただいていると思うんですけれども、そういう人たちは大変難儀しながらも頑張るといいう状況が西川町の中ではちょっと見受けられますので、そういう準要保護の人たちにも、目立たず、きちんとした丁寧な対応をしていただきたいとまず思うところです。

支給方法というのはどのようになっていますか、お伺いいたします。支給の方法、口座振り込みでしょうか。ですから、それがいつごろになっているか、お伺いをいたします。支給方法と入金について、お伺いします。

伊藤議長 答弁は伊藤教育長。

伊藤教育長 それでは、まず支払い方法につきましてはですけれども、新入学児童生徒学用品費の支給は、申請時に提出していただいております口座に先ほど申しあげました金額を送金することとしております。

あわせて、これ以外の項目の支払い方法及び支払い時期についてですけれども、まず学用品費、通学用品費につきましては、それぞれ通常の学習に必要な学用品の購入、通学用品の購入に対する援助で、年3回、8月、12月、3月に分けて支給しております。それから、校外活動費、修学旅行費につきましては、限度額の超えない範囲で実績に基づき、これも8月、12月、3月のいずれかで支給しております。医療費につきましては、中耳炎などの学校保健安全施行令第8条に規定する疾病の治療費の保護者負担に対する援助で、これは医療機関に送金しております。学校給食費につきましては、給食の実績に基づき、これも8月、12月、3月の3回に分けて支給しております。医療費以外は、保護者の口座へ送金する方法で支払

っております。

伊藤議長 4番、飯野咲子議員。

4番（飯野咲子議員） ありがとうございます。

最後ですけれども、入学準備金購入の領収書の添付というのを義務化しているということでしたけれども、そのとおりやっぱり行っているのでしょうか、お伺いをいたします。

伊藤議長 答弁は伊藤教育長。

伊藤教育長 今ご質問の領収書の添付の状況につきましては、町の児童生徒就学援助費交付要綱で、新入学児童生徒学用品費は新入学児童・生徒が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費に対する援助としておりますので、平成29年8月に支給した際には、レシートあるいは領収書等の提出をいただき支給しております。

また、3月9日に支給する予定の新入学児童生徒学用品費につきましても、領収書等を後日提出していただくものとしているところです。

伊藤議長 4番、飯野咲子議員。

4番（飯野咲子議員） 要綱にはやっぱりそういうふう書いてあると思いますし、国からでも町からでもそうですけれども、お金をいただくという、補助金をいただくとかという場合は、きちんとそういうことが必要だとは思いますが、この就学援助金につきましては、何を、どういうもので使ったという、要綱はあるんですけれども、領収書の添付までやっぱり求めなくてはならないのか、私は必要ないのではないかというふうに思いますけれども、教育長はどのようにお考えでしょうか。

伊藤議長 答弁は伊藤教育長。

伊藤教育長 領収書等の添付が、やっぱり保護者にとってどうなのか、煩わしいというふうになるかどうかというのでちょっとわかりませんが、就学援助費の項目、先ほど説明したようにいろいろあるんですけれども、レシートの提出を求めているものは、通学用品と新入学児童・生徒の今言った購入費のみです。それ以外は、学用品、校外活動費、修学旅行費、あるいは今申しましたように医療費等につきましても、学校の報告から一覧が送られてきますので、それについては領収書等の提出は必要ございません。

先ほどから説明しておりますように、いわゆる交付要綱にありますように、制度の趣旨をきちんと反映させる意味でも、レシートの提出いただいている件については、保護者の負担等にはそんなになっていないのかなというふうに認識しておりますので、これまでどおり、何回も申し上げますけれども、制度の趣旨をきちんと反映させられるように、提出していた

だいていく方向でございます。

伊藤議長 4番、飯野咲子議員。

4番（飯野咲子議員） 領収書の添付というのは煩わしいといいますが、やっぱり大変なんですね。やっぱり、かかったとおりのものを買いなさいとか、そういう要綱に書いてあるものでないかというふうなことなんでしょうけれども、この領収書の添付は厳しいといいますが、そういうのがほかの市町村の中でも声が出ているということなので、この領収書の添付まで求めるというのはどうなのかということを、今後とも検討といいますが、話し合いをしていただくようなことを願ひまして、質問を終わりたいと思ひますが、ただ、町の丁寧な対応には感謝を申し上げて、質問を終わります。ありがとうございました。

伊藤議長 以上で4番、飯野咲子議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をします。

再開は11時5分とします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時05分

伊藤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

佐藤耕二議員

伊藤議長 続いて、2番、佐藤耕二議員。

〔2番 佐藤耕二議員 質問席へ移動〕

2番（佐藤耕二議員） 2番、佐藤耕二でございます。

私は、小川町政8年間のうち、7年間議員をやらせていただきました。その間、一般質問を19回やってまいりまして、きょうは20回目になります。その質問の中には、非常に真摯にお答えくださり、すぐ実行していただいた質問もあります。また、答弁に納得した質問もあります。

しかし、これからの町民の安全・安心な生活のために、また、西川町の人口減少対策のた

めにも、4点について、再度町長にお聞きしたいと思います。

最初の質問です。

公道の除雪のときに間口に雪を置かない、やさしい除雪をすべきではないかと、質問は平成26年3月、同じく9月、そして27年12月の3回しています。そのときの答弁を総括してみますと、やさしい除雪を心がけているが、全ては難しい。対象者の選択や戸数、時間的な対応が可能かなど、地域福祉推進座談会を通じ、町民が納得できる方法を考えてみたいとのことです。

その後2年以上たっておりますけれども、町内を歩きながら、町民の方からいろいろなお話を伺いますと、「前から見ると非常によくなってきた」というお話をよくお聞きします。業者の方も、あるいはオペレーターの方も非常に努力してくださったことに感謝したいというふうに思います。しかし、一方では、やはりまだいろいろな要望があるみたいです。

この間口除雪というものに関して、町はどのような方法で、どのような施策を具体的に行っているのか、お聞きしたいというふうに思います。

伊藤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 ただいまの佐藤耕二議員のご質問にお答えいたしますが、間口除雪についてどのような方法で検討を実施しているかのご質問であります。前にも申し上げましたとおり、全ての家の間口の雪を全て片づけるということにつきましては、豪雪地帯であります西川町においてはかなり無理のあることかと考えますが、これまでもご説明申し上げておりますように、降雪前に各地区の役員の方と町職員及び除雪オペレーターで排雪箇所や除雪方法について打ち合わせを行っておりますし、排土板で運搬できる場所や雪の状況であれば、極力雪を置いていかないような配慮を行っているところであります。

高齢者世帯等の除雪支援事業につきましても、間口除雪も補助対象としておりますし、福祉座談会においても配慮すべき方の聞き取りなどを行っておりますが、現在のところ、特に要望等はいただいているところではありません。

ことしはこのような豪雪であります。町民の皆さんからの苦情も少なく、逆に感謝の声をいただいておりますが、現在の除雪体制はそのまま継続していきたいと考えておりますので、もしお困りの箇所があるのであれば、具体的にご相談させていただきたいと思っております。

伊藤議長 2番、佐藤耕二議員。

2番（佐藤耕二議員） 私も全ての間口をとというふうをお願いしているわけじゃなくて、やはり高齢者世帯、身障者世帯、そこは最低限でも何かできないものかなということですとお聞きしてきたわけです。

町長の今答弁にもありましたけれども、福祉推進座談会ですか、その中でもそのような要望はないということですが、そもそもその福祉座談会を進める上で、高齢者の除雪というような項目は余り少なかったような気がします。基本的にそういう箇所ありませんかというのを事前に、例えば町内会長さん、あるいは民生児童委員の方に周知しておいて、そして調べてその座談会に臨むというのであれば、もう少しいろんな意見も出るのではないかなというふうに思いますけれども、やはりこの項目、その座談会は雪だけの話じゃないので、全ての福祉に関する座談会で、わずか1時間やそこらの話でなかなか難しいのではないかと。それで把握していると、あるいは住民の声を聞いているということは、少しは手落ちはあるのではないかなというふうな気もいたします。

ですから、この座談会を通じてならば、もう少しそのやり方を変えるべきではないかなというふうにも思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 間口除雪の状況につきましてですが、まず私もこの豪雪対策本部をつくりましてから、町内2回ほどずっとくまなく回ってまいりまして、その中で非常にそれぞれの家庭において除雪機を購入されておりまして、非常にきれいにそれぞれ除雪されているなと思いますが、ただ、やっぱりブルの後の後始末は、これは非常に大変だと思っていますし、そういった意味で間口除雪に対する家庭用の除雪機を使った場合等についての補助金を2分の1、新設させてもらっておりますが。

そういった中で、先ほど申しましたように、そういった苦情と申しますか、大変だという声はなかなか聞こえません。私も、それぞれの1人暮らしの家庭に全てじゃないんですが、二、三カ所回りながらお話し聞いてきましたんですが、おかげさまでまずは今のところ助かっているというような、そういった声であります。ただ福祉座談会につきましては、担当のほうでこれまで回ってきておりますし、さらに今後の方針等について、担当のほうからご説明させますので、よろしくをお願いします。

伊藤議長 福祉座談会のあり方について、追加答弁を奥山健康福祉課長。

奥山健康福祉課長 地域福祉推進座談会につきましての経過等につきまして申し上げます。

毎年度、例年10月下旬から11月の上旬にかけて、町内12地区におきまして開催をして

おります。地元の方は、区長さん、町内会長さん、それから民生児童委員さんを対象といたしまして、社会福祉協議会と我々健康福祉課、その年度に応じまして必要な担当課等も含めながら座談会を行っているところであります。

その中での協議事項といたしましては、まずは社会福祉協議会の事業の推進、それから高齢者世帯等除雪支援対策について行っております。町のほうからも、健康づくりの対策、除雪の対策というようなことで、除雪の関係につきましては、毎年度の要支援対策の事業の内容等、そういったものについてはなるべく時間を割きながらご説明をし、皆様からご意見などをいただけるような機会ということで行っております。

なお、事前に、その地域内におけます除雪の対策等が必要な方等につきましては、民生児童委員さんを通じながらその地域の中の実情を把握していただいているというようなところもございますが、さらに今後も雪等での対策、1人暮らし高齢者世帯、障害者の世帯等を含めまして、我々健康福祉課の職員も直接訪問しながら地域の声を聞くなど、そういった対応で今後も進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

座談会につきましては以上のとおりであります。

伊藤議長 2番、佐藤耕二議員。

2番（佐藤耕二議員） 座談会に関しましては、今、課長のほうから説明ありました。ただ、こういう話もあるということです。毎年同じ話なので、「行かねえはあ」と言う方もおります。全部の町内会長さんではないんでしょうけれども、ですから、その辺のやり方、あり方、その重要性といいますか、その辺なんかよく認識した上で、やはりこの座談会を通じてそのような把握をしていらっしゃるとすれば、やっぱりそのあり方、やり方を変えなくちゃいけないんじゃないかなというふうにも思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今、町長のほうからは、先ほど、今の除雪体制は、変えることは30年度もあんまり考えていないというようなお話でしたけれども、町の第6次総合計画の中にも、4年間過ぎたわけですけれども、この中に、除雪の行き届いていない部分への支援と高齢者に配慮した除雪体制に取り組んでいくというようなことがあるわけです。そういうふうに文章ありますけれども、当然そういうことで、第6次総合計画でも重要なことだということに理解されているのではないかなというふうに思うわけですけれども。

町の声って、私雪の話しすると、前も言われましたけれども、おまえは大井沢だからというふうに言われました。でも、大井沢じゃなくて、本当に町内を歩いてみると、いろんな意見があるんです。その中で、やはり一番切実なのは、やっぱり重たい雪をとという話が多いん

です。これは多分現実ではないかなと思いますので、やっぱりその辺を真摯に受けとめて、じゃ、どうすればいいのかと。今の体制でいいんじゃないかと、そういう声が聞こえてこないんじゃないかと、本当にどういようなことで町としてやらなくちゃいけないのかな、やっぱりそのことを考えなくてはいけないのではないかなというふうに思います。

27年2月に山形新聞に、「県内進む高齢化、間口除雪を考える」との見出しで、10回、11回だったかな、にわたって掲載されております。その中で、村山市では、1人暮らしのお年寄りや高齢者のみの世帯の可能な限りの間口に配慮した除雪をしていると、これは市長の公約だったわけですけども、それを実行に実際移しております。その新聞紙上では、「実行、首長の決断一つ」というような大見出しがありました。

やはり、それだけ首長、町長の責任も強いわけだと思いますし、町長もごらんになっていると思いますけれども、これに関して町長の見解をお聞きかせいただければというふうに思います。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 間口除雪につきましては、先ほど申し上げましたように、まずはオペレーターの皆様のご協力を得て、それぞれ道路の沿道の高齢者世帯の把握をきちっとしていただいて、この世帯をこのようにというふうなそういったところまで、区長さん、町内会長さん、役員の皆様と一緒にその路線を歩いて、そして確認してもらってやっているというふうな状況でして、第6次の方針ということもありますが、あの第6次を出してからですが、先ほど言いましたように、それぞれの間口で、どうしてもかたい雪があって大変だという場合は、町の補助金を使って、そして隣近所の人にやってもらうというふうな、そういったことをやっておりますが。

今、村山市の状況などもお聞きしましたが、そういった面も検証しながらですが、町内を回ってみますと、一番はやっぱり流雪溝です。このたびも睦合地区、流雪溝完成したんですが、あそこをずうっとこの前も歩いてみて、皆さんがあの蓋をあげながら雪を投げておられましたが、非常にそういった意味では、間口も含めて、一番助かるというふうな、そういったご意見でありますので、やっぱりある程度の流雪溝ができ得る箇所については、今後整備を図るべきだと思っていますし、今、間沢地区で改めて、裏線も含めて、流雪溝の整備に向けて検討中ですので、さらなる流雪溝の整備、特に密集地帯でありますので、そういったものについては考慮していきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

伊藤議長 2番、佐藤耕二議員。

2番（佐藤耕二議員） 間口除雪に関しては、今、町長がおっしゃったように、流雪溝って非常に大事だと思いますし、それを実行に移していただいているということに関しては感謝申し上げたいというふうに思います。

融雪溝のことも取り上げたかったですけれども、通告に私もしてはおりませんので、まず間口除雪ということに観点を置きたいなというふうに思います。

議会でも、平成26年12月に政策提言をやっております。その中にも、やさしい除雪というようなことでやっております。あるいは28年2月に、村山市と大石田町に議会として行政視察に行っております。それで、いろいろお聞きしたりしてきたわけですがけれども、やっぱり村山市も非常に大変だということで、除雪費がかかるというようなことでした。排土板の向きを変えたり、これは高齢者ですよ。排土板の向きを変えたり、あとは小さいドーザーで、大きいドーザーが行った後に小さいドーザーで、そして間口を調節して歩くとかというような方策でやってますよというようなお話を聞いております。

やり方というか、考え方ですし、やはりいろんな、その間口に対してはこの雪国、豪雪地西川町でありますので、やっぱりその辺は何というんですか、本腰を入れてなんていうと怒られるかもしれませんが、やはり非常に大事な。これも町民の方から、西川町に住みたくないというか、出ていきたいなという人の話を聞きますと、やっぱり雪というふうに言ってきます。雪が多くて、冬大変でよなんていう話なんですけれども。

やっぱり人口減少、町では35年までに5,000人を割らないというような施策で第6次総合計画を組んでいるわけですがけれども、人口減少の対策の一つとしても、やはりそういう雪対策、間口も含めて、雪対策をしっかりとしたものにするべきではないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、西川町の除雪体制であります。除雪につきましては、オペレーターの方は3時に起きて、そして除雪体制に入るといような今の状況になっていまして、以前よりは1時間ほど早目に対応していただいているところであります。さらに、皆さんご承知だと思いますが、西川町の除雪は非常にきれいだと、言ってみれば全国一の除雪だといような評価を得ておりますが、まさにそのとおりだと思いますし、さらに今、議員からありました村山市、要するに市街地につきましては、排雪場所がないといようなことで、どうしても二度三度の運搬をしなければならぬといことであります。ところが、西川町は道路脇にすぐ排雪できますので、そういった意味では、市街地とはまた違った除排雪対策になるうか

と思います。

ですから、山形市とか市街地に行きますと、冬になりますとあの道路が凍って、除雪はするんですが、車で歩いてもがたがたというような、そういった経過であります。あれを全部取り除かなければならないのが市街地でありまして、西川町はそういった箇所がございません。ございませんって、ちょっと語弊ですが、箇所が少ないということもあって、それぞれ町道も県道も国道も非常にきれいな除雪体制になっておりますので、そういった意味では。

ただ、今後検討すべきは、集落道で若干まだ排雪ならない、除雪ならない、狭くてならない部分がありますので、そういった箇所。現在対応している箇所もありますが、そういった箇所も今後どうするかも含めて、町としての対応はすべきだなと思っていますので、よろしくをお願いします。

伊藤議長 2番、佐藤耕二議員。

2番（佐藤耕二議員） 公道の除雪に関しましては、今、町長からお話がありましたように、非常にやっぱりきれいだと思いますし、丁寧にやっております。そのしわ寄せが間口に来るのかどうか、ちょっと何とも言いようはないんでしょうけれども、その辺の間口除雪に関して、本当に気を配っていただければなというふうに思います。

大石田町に行ってきたときに、町長がこんな話をしていました。雪を条件に転出数に歯どめがきかないんだと、そういう危機意識を持っているんだと。だから、雪対策をしなくちゃいけないんだという話が町長からありました。やっぱり、そのとおりだと思いますし、西川町もそういう考えでお願いしたいなというふうに思います。

29年11月29日の山形新聞に、寒河江市が試験運用ということで、GPSスマホ利用というような記事が載ってありました。これは、要介護3以上の独居高齢者世帯をアラームで知らせる衛星利用測位システム、これはGPSなんですけれども、搭載のスマートフォンを除雪車やオペレーターが携帯し、間口に雪を置かない、きめ細かな除雪を行っていくというふうに新聞には出ております。

寒河江でもそのようなことで、今現在、寒河江のほうでも、先ほど町長がおっしゃったように、本当に市道に行きますとがたがたという感じで、寒河江市も非常に問題ありますし、でも、そのような中でも間口除雪を行っていくんだよというようなことがあります。隣の市でもありますし、そういうことをやっている。これに関しては、その辺の今後の考え方としてどのように考えていらっしゃるか、お聞きしたいというふうに思います。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、高齢者につきましては、西川町も高齢化率が県内で1番だということでありまして、特に今の西川町の高齢者は多いんですが、非常に元気な高齢者でありまして、88歳になってもまだ現役で頑張っておられる方が非常に多い、ほとんどであります、そういった中であります。

ですから、全て高齢者でやってほしいとは言いませんが、そういった意味で、高齢者、要するにその中でも特に大変な方につきましては、先ほど申しましたように、区長さん、町内会長さん、さらにはオペレーターと一緒に、それぞれ一戸一戸確認しながらやっています、今ありますようにITで、要するにスマホとかそういったものでなくても、毎年同じオペレーターの方が除雪なされているわけでありまして、地域については非常に詳しいということもありますので、今のところはそれで十分だと思っていますので、さらに、どうしてもオペレーターの方がけがやら、風邪など引いて休まれる場合がありますが、そういったときに若干の遅いとか早いとか、そういった苦情などもあるやに聞いておりますが、そういった段階での対応の仕方、そういったものを含めてですが、現在、まず今の状況の中でオペレーターの方を信頼しながらやっていきたいと思っていますので、よろしく願います。

伊藤議長 2番、佐藤耕二議員。

2番（佐藤耕二議員） ぜひお願いしたいというふうに思いますけれども、ただ、先ほど来から町長の言葉の中で、各地区の区長あるいは町内会長さんと事前に打ち合わせをやってということなんですけれども、その打ち合わせというのは多分、いや、はっきりわかりませんが、雪を飛ばす場所、雪を置く場所、その確認ではないかなというふうに思うんです。高齢者について、ここの間口はどうなんだという話は多分ないのではないかなと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 毎年ではないんですが、区長さん、除雪会議がございまして、その折にそういったことで、それぞれオペレーターの会社の社長さんにもお願いして、そういった対応してほしいというようなことを申し上げていますので、今後、改めて、もしあれでしたら除雪会議の中で皆さんにご説明していきたいと思っていますので、よろしく願います。

伊藤議長 追加答弁を伊藤建設水道課長。

伊藤建設水道課長 現地の打ち合わせというふうなことでございますけれども、改めて高齢者のというふうな聞き取りはやってございませんが、排土板の向きの仕方であるとか、そう

いったところも含めまして打ち合わせをさせていただいておるといふうなことで、その中に本当に困っていらっしゃる方等があれば、その中で話をさせていただいているといふうな状況でございますので、今後ともそういったことに気を配りながら協議をさせていただいていきたいといふうなことで考えておるところでございます。

伊藤議長 2番、佐藤耕二議員。

2番（佐藤耕二議員） 雪に関しましては、先ほどの座談会なり雪対策会議なりで、やはりそういうもろもろの席で私もいろんな発言をさせていただいていますけれども、やっぱり町としての姿勢がどうなのかということで先ほど来ちょっとお聞きしているわけです。

先日の2月22日の新聞に、「山形再興」というのがあります。ずうっと見ていきますと、雪を残さぬよう細心の注意というようなことなんですけれども、その中にこういう文章があるんです。「一步踏み出すことが大事」だと、「そうしなければ解決策も見えてこない」というような言葉があります。私も全くそのとおりだと思います。やっぱり、何事に対しても一步踏み出してみても、そこで問題あるのかどうか、さっきのスマホもそうだと思います。いろんな対策。

スマホも、これ見てみますと、地方創生推進交付金を利用しているといふうにあります。ですから、そういうふうな国からの補助であるかと思います。私、皆さんのようにわかりませんので、その辺は調べていただいて、できるものはやっぱり活用してやっていって欲しいなといふうに思うわけです。

次の2番目の質問に移りたいと思います。

2番目の質問も、同じく雪対策についてでありますけれども、27年12月の一般質問で、春先の各地区の融雪作業の補助条件ということで、豪雪対策本部が設置され、さらに3月1日現在で過去10年間の平均を上回ることが必要だが、豪雪地西川町ではこの条件をもっと緩和できないかというような質問をいたしました。それに対して町のほうでは、今後再考していきたいとの答弁をいただいております。

ことしは非常に豪雪で、1月5日ですか、豪雪対策本部が設置されました。3月1日現在で見ますと、海味で84センチの積雪があります。過去10年間の平均は51センチですので、ことしは間違いなく補助条件を満たしておりますということで、各地区に一応の助成がおりると思いますけれども、やはり雪の多いことしはともかくとしまして、今後のことを考えますと、やっぱりその辺はしっかりした条件といえますか、具体的に何をすべきなのか、その補助を本当に、本部が設置され、あるいは過去10年間の平均だけでいいのかどうか、その辺は

もう一度検討すべきではないかなと思いますけれども、その再考したというのはどのように再考したのか含まして、町長の見解をお願いしたいというふうに思います。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 ただいまの融雪支援対策についてのご質問であります。豪雪対策本部につきましては、海味近辺で80センチメートル以上が原則としてありますが、本年度のような非常に早目の降雪、さらにはその後、積雪が多くなるというようなことを考慮して、早目の豪雪対策本部を設置したわけですが、そしてあわせて、対策本部が設置されて3月1日の時点での状況を見ながら、これまで融雪支援対策、要するに10カ年間の平均というようなことをこれまで原則的にやってきたわけですが。

ただ、最近の雪の量も含めてであります。特に最近変わってきておりました。特に今年度は変わってきておりました。本道寺と大井沢が同じような積雪量になっております。以前ですと、大体40センチから50センチの差があったわけですが、全体的にであります。特に、志津につきましてもことは非常に多いというようなことで、地域によっては、それぞれの積雪量が非常に違うということでありまして。

そしてさらに、なぜ3月1日にその期日を設定したかと申しますと、要するに当該年度の予算で措置をするというような、そういったことをやっておりましたので3月1日ということでもやりましたんですが、昨年度からですが、新年度の予算に融雪遅延も含めて計上しておりました。ですから、その辺の状況は、各地区の状況を見ながらということでもやっておりますので、原則は原則ですが、その時々町内をずっと見させていただいて、さらに区長さんのご意見も伺って、ですから、この三、四年は80センチに、10カ年平均に満たなくても今、交付しているという状況でありますので、この原則論をどうするかは今後の課題だと思っておりますが、まず実情に合わせた運用をやっているというのが現在でありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

伊藤議長 2番、佐藤耕二議員。

2番（佐藤耕二議員） 確かに、昨年度は条件を満たしていないという中で助成していただきました。これも、議会なり、いろんなときに発言した効果もあったのではないかなと、正直思っているわけですがけれども、やはりそれを恒常的にやれるような方策が欲しいなというふうに思います。

今、町長からお話しありましたように、やっぱりここの中心部と、それから山間部では積雪量が違います。当然、山間部のほうでは融雪対策をしなくちゃいけないというようなこと

になるわけです。もちろん、睦合から始まってどこの地区でもやっているわけですが、やり方がやはりそれぞれ違うというふうに思います。

同じ2分の1の補助なわけですが、やはりその辺は各地区の状況に応じて、その補助金を上増しすると言うとおかしいですが、何かその辺の条件等も整備できないのかなど。やっぱり、西川町も財源的見れば非常に大変なのは十分わかった上での話なんですけれども、各地区でもやっぱり財源的に非常に厳しいと。ことしみたいな融雪は果たしてどうなるかと、想像つかないような状況です。2分の1の補助来ても、多分、区とすれば非常に厳しい状況になるだろうと想像できるわけですが、その辺も加味して、できればお願いしたいというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、補助の上乗せということにつきましては、ここで即答するわけにはいきませんが、まず状況を見ながら、先ほど言いましたように、新年度予算にも、そういった予算措置もしておりますので、そういったものを含めて、今後、状況を見ながらと思っていますので、よろしくお願いします。

伊藤議長 2番、佐藤耕二議員。

2番(佐藤耕二議員) 質問1番と2番の雪対策に関しましては、本当に今後ともよろしくお願いしたいというふうに思います。これは行政しかできないことだと思いますので、本当にお願ひしたいというふうに思います。

質問の3番目に移りたいというふうに思います。

テレビの共聴組合です。これは町内に21組合があります。町内の全世帯の65%が加入しているというふうに思います。

どこの組合でもそうなんだろうけれども、今後、加入者の減少、あるいは工事費の増大、施設の老朽化など、非常に経営がかかってくるだろうということは予測されます。そういう将来を見据えて、どのような施策をとっていくのかというような質問をしました。これは、たしか27年3月だったかと思いますが、町のほうからは、27年度から情報交換会を開催しているので、その場で検討してもらいたいというような回答をいただいております。

私の勘違いかどうかですが、28年度も1回開いたのかどうかははっきりしませんけれども、少なくとも今までやっても1回ぐらいの開催ではなかったのかというふうに思います。その辺、町がどこまでやっぱり入るのか、難しい問題もあろうと思いますけれども、行政としてどういうふうにお考えられるのか、町長の見解をお願いしたいというふうに思いま

す。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 テレビ共聴組合に係る加入者の減少、施設老朽化などに伴う維持修繕経費等の対応についてであります。前回の平成28年3月議会での一般質問でもお答えしております。本町は地形上、テレビの難視聴地帯が広く、アナログ放送時代から設立されておりますNHK共聴13組合とデジタル放送に伴い組織化されました8組合、合計21共聴組合があります。

平成27年度末現在の加入世帯は1,181世帯でありまして、全世帯の約63%となっております。共聴組合の加入世帯は、5世帯から190世帯とばらつきがありまして、年会費も3,000円から1万2,000円と開きがありまして、また、積立金を準備している組合は21組合のうち9組合でありまして、積立金の額も13万円から480万円と大きな差があるところであります。

デジタル放送に対応するために、町の光ケーブルを利用し、使用料が発生する8共聴組合につきましては、既存の同軸ケーブルによる共聴組合との負担の不均衡を是正するため、3組合について光ケーブル使用料の負担の軽減も行っているところであります。

前回の質問にもお答えしておりますが、将来的には町全体で一本化することなどを視野に入れる必要もあると思っておりますが、先ほど申し上げましたように、各組合の会費や財産もそれぞれの状況が異なりまして、現段階では統合を簡単に進められる状況ではなく、十分な情報交換と検討が必要と捉えております。

議員もご存じのように、平成27年度から関連事業者等にもご同席いただきまして、全テレビ共同受信施設組合で各組合が抱える問題や課題などについて情報交換会を開催しております。今後のあり方に向けて情報や意見交換を行っているところであります。

平成28年度は4月20日に会議を開催しておりまして、テレビ共同受信組合の統合などについてご意見をいただくとともに、ご検討いただいたところであります。会議の中では、統合関連の先進事例や制度改正などの情報が把握できた場合に、再度会議を開催し、協議を進めることとし、大きな動きがない場合には当面、会議は開催しない旨の総括がなされたところであります。

その後、所管省庁であります総務省や関連機関などにも、支援制度やテレビ受信施設組合の統合などの事例などに関する照会や問い合わせを行いましたが、関連する情報を得ることができないため、本年度は会議の開催を見送っております。

また、テレビ難視聴対策などの通信や情報の格差の解消につきましては、利用者である各

世帯のご負担で行うことが原則となっておりますが、共聴組合が抱える諸問題につきましては全国的な課題でもありますので、町としましては国や県に対し、共聴施設の維持管理に係る支援について要望を行っておるところであります。国の制度や補助事業などの情報を得ながら対応を進めているところでもありますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

伊藤議長 2番、佐藤耕二議員。

2番（佐藤耕二議員） テレビの共聴組合は21の組合があるということで、その中で、今のところはそんなに何というんですか、難しい問題は出ていないというようなことだと思います。それに伴いまして、やっぱり各組合の積立金が違うというようなことも大きな障害になっているのではないかと、これはわかります。

例えば、私が所属している大井沢共聴組合でありますと、やっぱり積立金はあります。当面は何とでもできます、これは。ただ、私心配するのは将来です。私たちかやっているときは大丈夫だと思いますけれども、その後を考えますと、果たして本当にやっていけるのかなと、手を打つんだったら今ではないかなと。今、問題出ていないからじゃなくて、やっぱり問題点をもっと整理して、本当にできないものなのかどうか。今やっていかないと、将来的にはやがて本当にテレビを見られないというような時代だって来ないとは限らないわけです。

1年2年でできる問題じゃありません。多分数年、下手すると10年もかかる問題だと思います。だからこそ今やらなくてはいけないのではないかと思うわけですが、いかがでしょうか。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 先ほど申し上げましたように、今のこれは全国的な問題でもありますので、西川町だけの問題じゃないということも含めて、今、国・県のほうへの要請も行ってありますので、さらに力を入れながら、各団体との連携もしながらと思っていますが、そういったものを見据えて、今後対応していきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

伊藤議長 2番、佐藤耕二議員。

2番（佐藤耕二議員） 国・県とは、十分いろいろ議論を交わしながらお願いしたいというふうに思います。

ことしの豪雪で、やはり私のところも2カ所ほど、ちょっと線が切れた箇所があって、何十万までいかない、十数万ですけども、やっぱりかかっておりますし、共聴組合も私のほうはもう7年間経過しておりますので、多分、老朽化はあと3年、4年後には心配されるの

ではないかなというふうに思います。その辺を含めまして、やはりお願いしたいと。

それから、先ほど情報交換会ですか、そういうことがない限り開かないということでしたけれども、いや、ぜひ開いていただきたい。そこで、先ほどの雪じゃないですけども、やっぱり一步踏み出さなければ先は見えないと私は思います。

ぜひ、そんなことで、各共聴組合の意見等を聞きまして、今の状況を判断していただきたい。それで、一步前に踏み出していただきたいというふうに思います。

次の最後の質問になります。

高校生の医療費の無料化については、先ほど飯野咲子議員にお答えいただいております。それで、大体こういう状態だなと、少なくとも30年度のほうは予算措置もなっていませんから、考えていないんだなというようなことで理解しております。

ただ、その中で、先ほどの飯野議員の中でもあったんですけども、でも、今、高校生、合わせて町内で130人足らずなわけです。この方たちを医療費無料化して、果たしてどれくらい財源が必要なんでしょうか。その辺が、例えば試算されてこうなんだというようなことがあるのかどうか。

それからもう一つは、自治体競争があってはいけないというようなことがありました。そのおっしゃることわかります。ただ、私が考えるには、何でもそうなんではないですか。観光だって産業だって、やっぱり自治体で競争し合って高め合っているのではないのでしょうか。そういうことでは必要だと思いますけれども、そのことにあわせまして、高校生の医療費無料化、お願いしたいというふうに思います。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 高校生の子育て支援ということで、平成30年度、特に医療費の無料化ということではありますが、これにつきましては、先ほど飯野議員にお答えしておりますが、現在のところ、まず義務教育の範囲内での充実を図っていくと。

そしてあとは、高校生につきましてはバス等も含めて、そういった負担金をいかにしていくかというようなことでこれまでも進めておりますので、今、議員からありましたように、130名の医療費はごくわずかでないかというようなこともありますが、今、国のほうで人材育成革命と、改革でなくて革命というような、あと流通革命と2つを掲げておりまして、その中で高校生まで、大学生までの授業料も含めて、子育て支援の環境を含めて今、これから進めようとしておりますので、その中で高校生につきましては、特に私立高校の授業料の無料化とかそういったものを含めて今検討中でありまして、そういった中で町のあり方も含め

で考えていくべきだと思っていますので、ご理解をお願いしたいと思います。

伊藤議長 2番、佐藤耕二議員。

2番（佐藤耕二議員） 各市町村で、当初予算をずっと新聞紙上で発表されております。それをずっと見てきますと、30年度に高校生の医療費の無料化をしているところは、寒河江市と、それから尾花沢市がありました。そのほかにもあったかどうか、見過ごしたかわかりませんが、合わせて多分、県内では9市町がやっていると思います。

先ほど言いましたように、何というんですか、自治体の競争なんかではなくて、やっぱり子育てに関してどう思うんだというようなことが1つ。それから、やっぱり人口流出どんどん激しくなっていくという中で、やはり西川町としてもそれにどういう施策を打っていくのかというようなことが大事ではないかなというふうに思うわけですが、そういう意味で、いろんな面で検討していってくださるとは思いますし、今後の動きも見ていきたいなというふうに思いますけれども。

全体的に、まず今後も、やはり医療費無料化した場合に、先ほど言いましたけれども、試算していただいてどれくらいかかるのだろうかと、これは予測できない分も当然あります。もちろん、大げななんかされたりするといろんな、あるいは病気なんかありますとというようなこと、予測されない部分もありますけれども、やはりその辺を前向きに考えていっていただければなというふうに思います。

今回の4点について質問させていただきましたけれども、私ども一般質問するというのは、やっぱり町内を歩いてみて、いろんな人の意見を聞いて、その中でこれはやっぱりしなくちゃいけないなというふうに思っているわけですが、役場職員の方から見ると、情報も本当に少ないです。その少ない情報の中で、やっぱり質問させていただいていると。その質問を受けて、町のほうからはいろんな答弁をいただいておりますけれども、例えば本当に質問があって、その後、いつの間にかそれを実行に移されているというようなことがあったり、あるいはその場で答弁いただいて、何というんですか、私ども納得している分はいいんですけれども、これどうかなというような思う分が、やっぱりそういう点に対して、担当課長と直接お話ししたときもあるんですけれども、そのことを含めまして、やっぱり一般質問するというのは、あるいはその結果を何というんでしょうか、町と、行政側と議員のやりとりの中で、やっぱりお互いが町をよくしていきたいというような思いがあるわけですから、そういうことを受けとめていただければというふうに思います。

本当に情報が少ない中での質問ですから拙い質問になりますけれども、これから先もぜひ

真摯にお答えいただければというふうに思って、質問を終わります。

伊藤議長 以上で2番、佐藤耕二議員の一般質問を終わります。

ここで昼飯のために休憩をします。

再開は午後1時とします。

休憩 午前11時51分

再開 午後1時00分

伊藤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

佐藤幸吉議員

伊藤議長 続いて、5番、佐藤幸吉議員。

〔5番 佐藤幸吉議員 質問席へ移動〕

5番（佐藤幸吉議員） 5番、佐藤幸吉でございます。

私は、このたび西山杉利活用推進事業について質問したいと思います。

土地面積の90%以上が山林を占める西川町は、これまで以上に林業に力を入れていかなければならないと考えております。山の管理や育林を初めとする杉山の伐採、搬出から製材、製造、さらに利用、販売まで、国内産の木材の利活用を図り、林業振興と雇用の創出、さらには地域の活性化に結びつけていかなければなりません。

折しも山形県は、地域資源を活用したやまがた森林（モリ）ノミクスの推進を図り、林業振興、雇用創出に向けて動き出しております。これまでの「育てる林業」から「使う林業」への施策は、川上、川中、川下を一体的に捉え、緑の循環システムを構築するために動き出したということです。

西川町としても、町民がこの町で生きていくなりわいをどこに求めていくべきかを考え、その先にあるものは何か、100年の計を今こそつくるべきだと考え、次の質問をいたします。

質問1であります。平成29年度の西山杉利活用推進事業では、県が進める「育てる林業」から「使う林業」の方針に沿って、西山杉の利用拡大の取り組みはどのように実施されたか、

お尋ねをいたします。

伊藤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 ただいまの佐藤幸吉議員のご質問にお答えいたします。

県が進める「育てる林業」から「使う林業」への方針に沿って、平成29年度西山杉利活用推進事業における林業の利用拡大の取り組みをどのように実施されたかというご質問であります。まず平成29年度林業振興事業につきましては、議員ご指摘の西山杉利活用推進事業に限らず、全ての林業関係事業が連動して進行しておりまして、やまがた緑環境税を生かした地域が実施する森林整備事業への支援、小・中学校の児童・生徒の木工品づくりへの支援、林地の所有者情報を整理した林地台帳の整備、森林環境整備を進める里山林整備事業、林道等の維持管理事業、さらに町営造林事業におきましては新植の実施を行うなど、森林の再生にも積極的に実施しておりまして、町といたしましては林業振興事業を積極的に推進しているところであります。

その中においての西山杉利活用推進事業の内容につきましては、後のご質問にもありますが、西川町、大江町、朝日町の関係者によります西山杉利活用推進コンソーシアムにおいて策定いたしました「西山杉の生産振興と供給体制の整備及び利用拡大に関する指針」、さらにはその指針に基づく西川町の方針に基づきまして、西村山地方森林組合長を会長とする西川町地域材西山杉利活用促進協議会等により、林業の生産振興と供給体制の整備を積極的に検討していただいております。その活動費の支援をいたしております。

中でも平成29年度につきましては、9月補正予算におきまして増額いたしました。県と町による顔のみえるやまがたの木で家づくり推進事業に取り組み、建築関係者が一体となった西山杉の家づくりのために、西川町匠の会を発足し、活動を開始しております。

また、西山杉による木育の推進といたしまして、西山杉の積み木をにしかわ保育園に贈呈をさせていただきまして、ほかに軽トラ林業及び薪ストーブ等の利用拡大支援事業を行っているところであります。本事業の予算総額は多くはありませんが、実施している内容につきましては、これからの町の林業振興の基盤づくりとして、大変重要な活動を行っていただいていると思っております。

伊藤議長 5番、佐藤幸吉議員。

5番（佐藤幸吉議員） ただいま回答いただきまして、林業全般についての回答をいただいたというふうになるわけですが、とりわけ28年度の予算から見るその結果というもの

を、ちょっとかいつまんでお話を申し上げたいというふうに思っております。

特に、西山杉の「育てる林業」から「使う林業」というようなことにつきましてではありますが、この予算を見てみますと、29年度本年度の予算は149万1,000円と、こういう数字が出ております。これは、西山杉利活用推進事業としての予算であります。この中で、現状どのくらい現段階で使っているのかという1つの内容からしますと、視察が行われておるようでありまして、そのバスの賃金、それから需用費、燃料費、備品購入として積み木、先ほど説明ありました積み木の購入というようなこと、それからまきストーブの補助並びに先ほど話しありました顔のみえるやまがたの木での家づくりに17万6,000円くらい出ております。住宅の啓発、あるいは西川匠の会、林業まつり、やまぢからの木工品などがありますが、この中で報酬、いわゆる講師謝礼並びに旅費5万8,000円というようなことが出ておりますが、これは現段階で未執行というようなことでありますが、これらについて今後使われるのか、あるいはきょう、ちょっと資料が渡されましたけれども、それがこの意味なのか、重要なこの研修の場をつくるということだろうというふうに思いますので、この件について予算の執行状況並びにこれからの計画、残された期間も1カ月残すというところになってまいりましたけれども、その中でどんな計画されているのかをまずお尋ねをしたいと思います。

伊藤議長 答弁は工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 西山杉利活用推進事業の執行状況におけるそれぞれ事業内容というようなことですが、まずこの執行状況で講師謝礼、その他の旅費につきましては、まだ今のところは執行はしてはおりませんが、この執行の内容につきましては、この事業の中で広くいろんな講演会、さらにはいろんな研修会等を開催していこうというふうな内容でございまして、先ほど町長からも答弁をさせていただいておりますが、地域材西山杉利活用推進協議会の活動支援というようなことでございます。

その中におきまして、本年度、まず講師謝礼につきまして、一度JAS認定の講演会なども開催させていただいておりますが、そういった講師の方につきましては、公務員といいますが、そういった団体の方というようなことでございますので、旅費、さらには謝礼等は必要ないというようなことございまして、その部分については執行はしていないというようなことでございます。

さらに、本日お渡ししておりますが、林業振興の講演会です。このたび開催を予定させていただいておりますが、その件につきましても、今回来ていただく方についても公務員の方というようなことございまして、そういった方につきましてはこの中の費用については必

要ないというようなことでございます。したがって、事業を実施していないというようなことではございませんで、費用は執行は必要なしというようなことでしておりますので、その辺ご理解をいただければなというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

伊藤議長 5番、佐藤幸吉議員。

5番（佐藤幸吉議員） 予算の使い方が大変有効的に効率的に使われたというようなことで、支出のない事業を実行したと、こういうことだろうというふうに思います。

その講習の中で、1つ狙いとするところ、あるいはどういう内容での研修されたのか、同時に西山杉の利活用を図るためには、広くその研修を受けた人がそれを実行する、そういうものに転嫁していく事業にならなければならないというふうに思いますが、その研修の内容、そして今度の3月18日に開かれる林業振興講演会の内容等について、目的なり狙いどころを1つお聞きしたいというふうに思います。

伊藤議長 答弁は工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 西山杉の利活用に関して、広く町民の方、さらには関係者の皆さんへというようなことでの周知、広報のご理解をいただくやり方といたしますが、そういうことのご質問でございますが、まず先ほども申し上げましたとおり、まずは西山杉利活用推進協議会の方には、会長に森林組合の組合長になっていただきまして、副会長には製材業協同組合の会長さん、さらには住宅建設、大工さん会の会長さん等、まず携わっていただいて、さらには建築関係の山友会の方々とか、そういう広く林業に関係する方々が集っていただきまして、いろいろ検討していただいているところでございます。それらの活動について支援をさせていただいて、そして例えばことしの事業につきましては、広くこれからB・C・D材の活用というような視点から、新庄のほうに協和木材が立ち上がったわけでございますので、実態はどうかということを見させていただきまして、さらには広く木材関係でA材の活用といたしますか、住宅材、建築材として一番県内でもトップを走ります庄司製材ですね、そういったところの状況などもしっかり研修してまいりまして、これから本町どうあるべきかというようなことで検討させていただく機会を設けながら、勉強させていただきました。

さらには、先ほど申し上げましたJAS材の木材に関する研修会につきましても、今後、やっぱりしっかり材を提供していくには、一般の天然乾燥材だけではとても売り切れないということから、人工乾燥に関する環境をしっかりと検討しなければいけないというようなこと

でございます。そんな関係で、JAS認定材がこれからの材の提供に必要なものでございますので、その関係で今後どうなっていくのかということ、しっかり関係者が勉強していただく必要があるというようなことで、その研修もさせていただいたところでございます。

さらに、このたび林業講演会というようなことでございます。この件につきましても、今の国のほうで森林環境税、さらには譲与税関連につきましても、新たな森林管理システムについてどうあるべきかというようなことで、今の国のほうで検討されておりますし、さらには林業の成長産業化に向けた取り組みにつきましても広く今、制度として出そうとしているものでございます。

さらには、後ほど答弁にも出てくるかと思いますが、町の林業成長産業化モデル事業にしっかりと出していくというようなことでも考えておりますので、今の国の動きが我々にとっては非常に大事だということ、考えておまして、そういう意味では、国のトップの方を招聘しお伺いすることで、これからの林業成長に向けた取り組みとして非常に大事だということ、でございますので、一体的にこの西山杉の関係につきましても、そういった考え方から講演会等をやっておりますので、ぜひご理解をいただければなというふうに思います。

以上でございます。

伊藤議長 5番、佐藤幸吉議員。

5番（佐藤幸吉議員） いろんな事業を通して、大変大切な事業の一端であるというようなことを捉えながら、今回の研修なり、あるいは今後開かれる研修の位置づけをしているようにありますし、これらのことについてぜひ生かされて、今後の西山杉材あるいは林業全体の行政がされるように、ぜひお願いを申し上げたいなというふうに思っております。

特に、今回回答ありましたように、町内の動きのみならず、国の政策が非常に大きく占めるということで、そちらの期待も大きいというふうに思いますので、それらと連動しながら、ぜひその推進を図っていただきたいなというふうに思っております。

ところで、新体育館の椅子216席、この設置をされたことによって、非常に喜ばれておりますし、しかも西山杉を利用した椅子というようなことで、林業振興の一環としてつくられた椅子であるわけですが、これらについても、我々説明を受ける立場としてわかるわけですが、椅子を設置した、材料こんなふうにして使っていますよというようなことをもっとPRしてよろしいんじゃないかというふうに思いますが、体育館にそういう何かパネル的な、そういう説明書はあったでしょうか、それちょっとお尋ねしたいと思います。私

も確認しておりませんでしたので、お願いします。

伊藤議長 答弁は片倉生涯学習課長。

片倉生涯学習課長 体育館の椅子の西山杉の使用に関してのPRは、特にしてございません。施設の概要書、これには若干触れてございますけれども、施設内には展示してございませんで、ご指摘を受けまして、検討させていただきたいというふうに考えます。

伊藤議長 5番、佐藤幸吉議員。

5番（佐藤幸吉議員） いわゆるこういうことや事業を起こす場合に、相乗効果的なこともあるし、あるいは1つの事業で2つの効果をあらわす、そういう展開が必要ではないかというふうに思いますし、西山杉を使ってこのように立派な椅子ができ上がりましたということ町民の皆さんに、どこかにパネル的なもので結構だと思いますが、知らせておく、そしてそういう貪欲なPR活動というのが必要なのではないかというふうに思いましたので、今、検討されるということでもありますから、新年度の予算に反映できるのかどうかということはまだ別にしまして、ぜひ検討の上、そういう利活用している、西山杉がこんなふうにして使われているということ、どこでもPRしてよろしいのではないかなど、こういうふうに思いましたので、ご提案方、質問なり申し上げましたので、お願いをしたいというふうに思っております。

それから、関連というか、今の関連じゃないんですが、まきストーブの補助金、今回10万円ほど執行されておるようではありますが、また5件ほど申請があったということで、未執行の部分もあるかと思いますが、これまで27、28、29、これまで取り組んでいる傾向として、このまきストーブの状況というものはどういうふうに推移しているのか。

そして、ことは多分少ない年になっているかと思いますが、その伸びない理由、どんなふうに分析して今後に向けていくのか、その辺お尋ねしたいと思います。

伊藤議長 答弁は工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 まきストーブ補助金の執行状況につきましてですが、ちょっと手元に今、数値を持っておりませんので、後ほど直接お答えしたいと思います。年間5件を超える要望がありまして、一時期は2年前ぐらいですか、10件ほどありましたので、補正もお願いしながらさせていただいた経過でございました。特に、まきストーブでなくて、ペレットストーブが好評でございまして、ペレットストーブの要望につきまして支援を多くさせていただいたという経過でございます。

また、これからも、やはり地域木材のエネルギー活用というふうな視点からは、まきスト

ープへの支援というのにも必要性を感じておりますし、さらには県におきましても引き続きその活用についても支援があるというようなことでございますので、それらの県等の状況も踏まえながら、必要に応じて今後に対応していくというようなことで思っているところでございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

伊藤議長 5番、佐藤幸吉議員。

5番（佐藤幸吉議員） 今の回答からしますと、伸びない理由というのは、ペレットのほうが人気があるからと、こういうふうなことでしょうか。そちらのほうに軸足が動いてきているということで理解してよろしいんですか。

伊藤議長 答弁は工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 伸びない理由といいますが、補助対象としましてはまきストーブ、さらにはペレットストーブ、同じように補助対象としてさせていただいておりますので、これについてはまず1つご理解をいただきたいと思います。したがいまして、町の補助金10万円でございますが、どちらにも交付をさせていただいております、町としましては、木質の資源をエネルギーにかえていただくという視点においては、同じような考え方でおります。

ただ、やはり町内におきましての業者さんもいらっしゃいますし、さらにはペレットストーブというのは非常に使い勝手もいいと、あと工事も非常に低価でできるというようなことから、そういった流れになっているのかなと思います。

町としましては、どちらでもそういうことで支援をしていきたいなというふうに思っているところでございますので、よろしくお願ひいたします。

伊藤議長 5番、佐藤幸吉議員。

5番（佐藤幸吉議員） まきストーブもペレットも同じような補助金の、まきストーブの補助金という項目から出ているというようなことで、ことしの5件の申請も、どちらがどうというふうには、ペレットが何件でというような、つかんではおるでしょうけれども、同じ補助金なので5件として計上していると、こういう理解でよろしいですね。はい、わかりました。

ところで、また別の視点からであります。先ほど町長から答弁がありました事業の中で、積み木の購入があって、これも木材利用の一つでありますけれども、寒河江市とか山形市への貸し出しをしているということでありまして、いわゆる木育の目的のために、子どもさんへ貸し出しをしているのだというふうに思いますが、ちょっと説明の中では、にしかわ保育

園では利用しているのかどうかというようなことと。

それから、貸し出しをするということは、返却もあるかと思いますが、そういう貸し出しの仕方をしているのか。例えば、この積み木は購入しているようではありますが、どこから購入しているのか、あるいは西川町の産業として育成していくためには、西川町の中でそれをつくることのできないのか、そして販売という方法をとっていく方法があるのではないかと、こういうふうなことで、ちょっとこの点について、貸し出しをしているという説明がありましたので、ちょっとそれを調べた結果なんですけれども、そういうことでありましたので、ぜひその目的なり、今、質問申し上げた項目についてご回答いただければというふうに思います。

伊藤議長 答弁は工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 西山杉の積み木につきましてのご質問でございます。

まず、ちょっと誤解があってはいけないかなと思いますのは、先ほど町長が答弁させていただいたのは木育の関係で、まさに西山杉の積み木をにしかわ保育園のほうに贈呈したということでございまして、それについては子どもからぜひ木に触れていただきたいというような関係から贈呈をさせていただいて、毎日のように今も遊んでいただいているというようなことでございます。

貸し出しの関係につきましては、その積み木も実は西山杉でつくった積み木でございますが、これは県のほうの事業でございまして、県のほうでつくって、そして各保育園に貸し出しをするというような制度でございまして、これについては先ほど町長が答弁した内容とは別でございますので、そのようにご理解をいただければなというふうに思います。

積み木の製作につきましてはやまぢから、ご存じだと思いますが、このやまぢから研究会、大工さんの会で、特に木工品をつくって提供させていただいている団体でございますが、近年では賀詞贈呈の中で、額を西山杉でつくっていただいたり、あとは椅子とか踏み台とかいろいろつくっていただいております。非常にやまぢから研究会、今、各方面に呼ばれておりました、先日も山形市内のイベントにも呼ばれて、活動も広がっているところでございます。そういった内容になりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

伊藤議長 5番、佐藤幸吉議員。

5番（佐藤幸吉議員） そうしますと、これは貸し出しでなくて贈呈、寒河江市も山形市も贈呈ということですか。ということは、先ほど申し上げましたけれども、贈呈というのはあ

るきっかけとしてはあるかもしれませんが、やまぢからでつくった商品を製品化して売るといふ、やっぱり金にしていくといふ、そういうものに結びつけていく目的はないのかどうか。そういうことをしたほうが、私は利活用としては今後いい方向に、事業としてはいい方向にいくのではないかといふふうに思いますので、ちょっと私が誤解しているのか、先ほど貸し出し、あるいは売ると、あるいは贈呈といふふうなことの、見解をひとつ整理してもらいたいといふふうに思います。

伊藤議長 答弁は工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 まず、西山杉の積み木につきましては、やまぢから研究会のほうで販売しております。必要な方には製品として販売しております、このたび保育園に贈呈させていただいたのは、町で買い上げて贈呈というふうなことでございます。

さらには、貸し出しの関係につきましては、県で購入いただいて、それを広く希望者にといふふうなことで、それも1つの木育として、全ての保育園に全て買ってあげるといふのは県でもできかねますので、そういう機会を多く与えるという視点から、県で購入して、それを貸し出ししながら、親しんでもらうといふ機会を多く与えるといふふうな趣旨でやっているものでございます。

あとは、積み木そのものは西山杉の振興といふふうなことでも非常に大事だと思っておりますので、それについては今かなりPRになりましたので、それも積極的に販売ということでもさせていただいておりますので、ご理解をいただければなといふふうに思います。

伊藤議長 5番、佐藤幸吉議員。

5番(佐藤幸吉議員) いろんな角度から、西山杉の利活用という面で事業を組んでいるなといふふうなことで、今説明があったような理解で、販売に結びついたり、あるいはそれに携わる業者の皆さんの生活の潤いになるような、やはり収入に結びつく施策を組んでいらっしゃるということを理解できましたので、これからはますます推進されますようお願いをしたいなといふふうに思います。

次の質問に入らせていただきます。

質問2であります、30年度の予算では、平成29年度より若干少ないわけではありますが、ほぼ同じような事業として組んでいるのかなといふふうに思います。西山杉の利用促進について、目標の見える形、そして具体的に一つ一つ前に進めることが大切なのではないかといふふうに思いますし、この新年度の予算を見る限りでは、ことしの予算とほぼ変わらないなといふふうに思いますし、それらの目標、そしていつまで、どのような進め方をしよ

うとしているのか、30年度の予算編成に当たってお尋ねをしたいというふうに思います。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 質問の第2点目ではありますが、平成30年度における西山杉利活用推進事業、これをどのように継承・発展させていくのかについてであります。平成30年度の林業関係予算につきましては、引き続き「西山杉の生産振興と供給体制の整備及び利用拡大に関する指針」に基づき推進してまいりたいと考えております。

さらに、昨年3月21日付で、西川町町有林運営委員会から「西川町町有林等森林の利用促進に関する提案書」を町長に提出いただいておりますが、その内容につきましては、森林経営計画主導による間伐、除伐等の促進、町単間伐補助金の新設、主伐・再造林の推進などについてでありました。そのことについて今年度検討し、新年度予算に町単独間伐補助事業の新設を行い、地域が行う小規模な森林の保全に利用していただきたいと思っております。

さらには、森林経営計画推進における間伐・除伐の促進や町営造林の新植の予算も計上いたしております。西山杉利活用推進事業につきましては、引き続き充実を行い、特に今後、西川町地域材西山杉利用促進協議会による川上・川中・川下活動を積極的に支援してまいりたいと思っております。

以上であります。

伊藤議長 5番、佐藤幸吉議員。

5番（佐藤幸吉議員） 新年度の予算について今、説明がありましたように、具体的な西山杉の利活用、あるいは山林事業の推進ということで、積極的な進め方をしてほしいなというふうに思います。

いろいろやるべきことについて、目標なり定めているということも今、受けとめているわけですけれども、ぜひこれらについて一つ一つ解決されますようお願いを申し上げたいというふうに思います。

質問3についてであります。西山杉の利活用推進コンソーシアムが設立されているわけですけれども、 、 、 というふうに質問しております。どのような構成での組織なのか、その設立目的、あるいは構成団体、それから西川町の役割という4点から、一括ご回答いただきたいというふうに思います。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 質問の第3点目ではありますが、西山杉利活用推進コンソーシアムの設立の経緯及び西川町の役割についてであります。このコンソーシアムにつきましては、先ほども申し

上げましたとおり、平成28年4月、第1回臨時会の議会全員協議会においてもご説明をさせていただいておりますが、平成25年11月に県と県内市町村が連携してやまがた里山サミットを設立しまして、その際に県産木材の生産拡大、流通体制の整備や利用拡大を目指したやまがた森林ノミクスを宣言しております。

それを受けて、県内4ブロックでモデルとなる実践の取り組みを展開することになり、その一環として村山地域では西山杉利活用推進コンソーシアムを平成26年9月に設置いたしました。その構成につきましては、東北森林管理局山形森林管理署、山形県、西川町、大江町、朝日町、西村山地方森林組合、3町の製材組合、株式会社城南木材、やまがた県産木材利用センターなどの方々により構成員となっただいておりまして、会長に村山総合支庁産業経済部長が就任し、副会長は本町産業振興課長となっております。

なお、事務局は村山総合支庁森林整備課となっております。その中でも西川町の役割につきましては、森林面積や材積がどの町よりも多くある西山杉の最大の産地でありますので、重要な位置づけとなっております。全体の事業の中で西川町としてやるべき内容を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

伊藤議長 5番、佐藤幸吉議員。

5番（佐藤幸吉議員） 今、構成団体なり設立の目的、経過が説明されておりました、西川町の役割として、森林分野の多い、特段ほかの市町村と比べますと非常に大きいわけありますので、その辺の役割が西川町にあるのかなというふうに思いますが、具体的にはどういうことをするというのが役割なんでしょうか。

伊藤議長 答弁は工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 西山杉利活用コンソーシアム、その中での西川町の役割というようなことでございます。

今、町長からも答弁ありましたとおり、委員からのご指摘ありましたとおり、本町の材積、民有林が最大にありますということで、特に針葉樹の材積もほかに類を見ないぐらいにありまして、やはり西山杉をこれから活用していくということについては、本町にとっては非常に大きな経済活動の非常に大事な視点だというようなことございまして、その辺については一体的に役割というふうなことではなくて、全体にやっぱり率先して推進していく必要があるというふうに思っているところでございますが、その中でも特にというようなことで、やはりご承知だと思いますが、山、川上、川中、川下というようなことで、それぞれの事業

があるわけでございます。川上につきましては、いわゆる素材生産のほうの部分でございますので、素材生産の効率化と増強というふうな観点から、まず生産コストなりの分析なり、そういった部分を含めて、これからしっかり材を出す体制をどうとればいいのかというようなことも、町としても当然、森林組合とともにご支援申し上げなきゃいけない部分でございますし、さらには循環型に再造林等もしなきゃいけないわけでございますので、皆伐、再造林、そして間伐、保育というようなことも含めて、今後どうあるべきかというようなことも、しっかり町の中での支援体制も検討しなきゃいけないというようなことでございます。

さらには、新たな就労対策も、後ほども説明ありますが、そういったところも含めてやらなきゃいけない。

あと、川中につきましては、本町、4つの製材所ございますけれども、製材、いかにしっかりとした材を提供していく、先ほどもJAS認定の確保関係とかありますが、そういう体制づくりについてはどうあるべきかということもしなければいけないというようなことでございますし、ほかには川下側についても、先ほど西川匠の会の設立などということでもさせていただきましたけれども、しっかりと西山杉型の住宅として売る、さらには西山杉をPRしていくということが必要でございます。

したがって、役割というふうなことも確かにありますが、全体的にこれが具体的にしなきゃいけないというようなことで考えているものでございますので、ひとつよろしくお願いしたいなというふうに思います。

伊藤議長 5番、佐藤幸吉議員。

5番（佐藤幸吉議員） それぞれの役割という意味ですが、昨年の何月かの新聞紙上でのコンソーシアムの経過が載っておったわけでありまして、その中での役割としては、先ほど課長から説明あった中では、朝日、大江、西川それぞれ山林の皆伐、育林など、そういう一連の循環システムをつくっていくという面では、それぞれの市町村共通の役割だというふうに思います。

その中で、新聞などで見ますと、西川町の役割として、原木ストックヤードをつくと。それから、大江町では天然乾燥室の整備を図ると、それぞれの場所の選定なり、29年度の役割としてそういうものがあるんだというふうな報道もあったようでありますし、その辺の推移なりがあるのかなというふうに思いますし、また、朝日町とか、あるいは林業者、住宅販売者などの役割もそれぞれあっての話だというふうに思いますので、西川町としての原木ストックヤードの推進、これはどこを考え、そして折衝状況など、そして見通しなどどうなっ

ているのかというようなことで、非常に年度ごとの計画どおりに一つ一つやるべきところを積み重ねていく、そういう過程が必要なのかなというふうに思いますので、その点わかったらお知らせをお願いしたいというふうに思います。

伊藤議長 答弁は工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 原木ストックヤードの関係でのご質問でございますが、これにつきましては新聞の中でそのような報道がされたというようなことは承知しておりますし、これまでも、この件については町としても推進すべき内容として検討させていただいたところでございます。

今、先ほど来申し上げている中で、一体的な西山杉を核とした循環型モデル構築、さらには地域と一体型の生産確保、流通体制の整備というようなことで、それらを踏まえまして、3町でいろいろ検討させていただいて、国の制度にモデル事業として構想として出して、推進しましょうというふうなことで動かさせていただいているところでございまして、しかるべき計画がまとまりましたらご説明をさせていただく機会を設けさせていただきたいというふうに思っておりますが、その中で原木ストックヤードについては、その5年間の計画の中の中期のほうに今位置づけをさせていただきながらおります。

当初、その辺を早目に推進するというようなことで計画をさせていただいておりますが、全体計画の中でその位置づけを明確にしながらというようなことで、再構築をさせていただいております。その中で再度調整をし、町の中に、ご承知のとおり、できるだけ町有地の学校等の空き地を使っていけばというようなことで、利活用の面からする必要があるというようなことで考えております。

なお、その原木ストックヤードの設置につきましては町設置というようなことでなく、これは森林組合が設置するというようなことでございまして、森林組合の事業に対して町が支援をするというふうな内容でございますので、その辺ご理解をいただければと思いますが、そのような考え方の中でおりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

伊藤議長 5番、佐藤幸吉議員。

5番（佐藤幸吉議員） スtockヤードの話は、昨年あたりからかなり興味を持って、関心を持っている方が非常に多いというふうに聞いております。そういう中で、折衝していたり、あるいは検討している段階でありますから、ややもすれば対象になる方もおるわけありますので、簡単に説明をするということも不可能なのではないかというふうに思いますが、森林組合が主体的に仕事をやるにしても、やっぱり町の森林事業としての政策でありますので、

その辺は森林組合が主体になってというよりも、やはり町が主体となって森林事業を推進するというようなことが大切だろうというふうに思いますので、この辺の計画があつての話というふうになるわけでありますが、できるだけ早い機会に結論を出すということが必要ではないかと思いますが、その辺の一つの政策を進めるに当たつての基本的な考え方について、ひとつその決意的な回答をいただければというふうに思います。見解をお願いしたいと思います。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 コンソーシアム、さらにやまがた森林ノミクス等も含めての事業推進ということ、先ほどありました町の役割だと思つていますが、先ほどありましたように、西川町は95%以上が山林でありまして、大きな資源を抱えておりますので、そういった意味での町の役割というのは非常に重要だと思つています。ということは、その利活用もそうでありますが、先ほど来ありましたように、体育館の椅子等も含めて、そういったものを含めて、いかに町民の皆さんに理解していただくか。要するに、共通理解をしていただいて、その中でこの事業を進めるということは非常に重要だと思つていまして、西山杉もなかなか利活用についての周知がなされていないというようなこともあります。言ってみれば、あそこの住宅団地につきましては、町で住宅を建設するものについては全て町の大工さん、町の西山杉、そして製材所全てがかかわつておりまして、そういったものを含めて、町民の皆さんに共通理解を持っていただくことが重要でありますし、その中で住民の支持を得ながらこういった事業を進めていくべきだと思つています。

特に、これまで産業振興、特に第1次産業につきましてこれまで申し上げていますが、農業関係、これは1年周期でありまして、1年周期であっても目標を掲げて、5年から10年で成果を見られればよいということだというようなことをこれまで申し上げていまして、目標を掲げたからすぐ1年2年で成果が出るわけじゃありませんで、生産というのはそういうものです。

ですから、特に、この林業につきましては周期が50年から60年であります。そういった意味で、じっくりと腰を据えてかかるべきだと思つていまして、そのためにも町民の皆さんの理解、それからきょう、これに携わるいろんな業種の方おりますが、共通理解をいかに持つかということだと思つています。

そういった意味も含めて、研修会等も含めて、皆さんと同じような立場に立ちながら進めていくべきだと思つていますので、そういったものを含めて、町の役割だと思つていますの

で、よろしくをお願いします。

伊藤議長 5番、佐藤幸吉議員。

5番（佐藤幸吉議員）冒頭でも申し上げましたが、100年の計をどうつくっていくのかなという先の見通しをぜひつくって、このコンソーシアムを西川町がリードしていくというようなくらいの構えで、ぜひ今後とも進めていただきたいと、こんなふうに思っております。

質問の第4に入りますが、第4は、西山杉をブランド化するため、川上・川中・川下対策が必要だと思います。その仕組みづくりをどう計画しているのかというようなことで質問申し上げたいわけではありますが、あわせて、1つの事業を波状的に効果を得るためにも、1つの施策から幾つかの効果を期待するというような事業の進め方が大切かなというふうに私は思っております。

ということは、これまでもそういう進め方になっているのかなというふうにも思いますが、その辺意識する、しないにかかわらずなっているかと思いますが、例えば住宅建設をすれば必ず木材の利用、それから住宅団地の売却に結びつく、同時に、人口増加、定住化というものに結びつく、こういう一連の一つの波状的な効果を得るための意識した取り組みというものが大切だというふうに思いますが、その辺について見解なりお願いしたいということをつ。

それから、もう一つの質問としては、住宅団地3区画が未販売になっております。12月議会の一般質問では、区画販売目的を長期賃貸住宅への変更してはどうかという提案をしまして、そのときには、検討の対象にしたいというようなことを回答いただきました。

さらに、つけ加えるならば、その一つでも二つでも西山杉を利用した住宅、そして新規就農者や地域おこし協力隊の利活用を図るなど、少し魅力的なものにすることによって、地域おこしなどの定住化に結びつくのではないかなというようなこともあわせて、大きくこの中ではこの2つの質問をつけ加えて一括質問をしたいというふうに思います。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、さっきのご質問にお答えいたしますが、西山杉をブランド化するために、川上・川中・川下対策が必要とされるが、その仕組みづくり等についてはありますが、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、西山杉利活用推進コンソーシアムにおきまして、新たな川上対策につきましては、生産基盤の整備や生産性向上の事業、川中対策としましては製材確保体制の強化や効率的な輸送体制の構築、そして川下対策としましては建築用材の需要確保、建築用材以外の用途拡大などを検討してまいりたいと思っております。

そのための事業をより加速化を図るために、昨年度は西川町単独で申請し、認定はされませんでした。林野庁の林業成長産業化地域構想モデル事業への申請をこのたびは、西川町、大江町、朝日町の3町連携による申請を行ったところでありまして、採択されれば、さらに整備が加速されるものと期待をしているところであります。

このように、林業振興促進に拍車をかけてまいりたいと思っておりますので、皆様のご協力をお願いするところであります。

さらに、2点、追加ご質問であります。この件に関しまして、まず林業関係の植林から始まって、そして保育、管理、そして伐採、製品化、そして流通というような、そういった一連のものとの関係で、それぞれの職種が連携し合っただけでいいかというような内容だと思っておりますが、これは林業関係に限らず、全ての産業に言えるものでありまして、これがまさに6次産業、町が示しております総合産業であります。

ですから、農業関係もそうですが、生産確保、販売と、そういったそれぞれの職種の中で連携し合っただけの事業をなしている、これは林業にも同じでありますので、そういった観点で今後とも進めたいと思っております。

さらに、住宅団地の関係で、いろんなご提案があったわけでありまして、前回もあったわけでありまして、まだあそこに当初計画、これまで申し上げておりましたように、1次計画、2次計画と分けて整備をしたいというようなことで、私が町長になった時点で、まず1次計画として現在の用地を整備して分譲するというようなことで、2次計画についてはその後でやりますよというようなことで申し上げておりましたので、全体的にある程度の団地は分譲はまとまってきておりますので、それらと今後の2次計画とあわせてこれは計画すべきだと思っておりますので、それらを含めて今後検討したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

伊藤議長 5番、佐藤幸吉議員。

5番（佐藤幸吉議員） 2次分譲ということもあわせてというようなことは質問しなかったんですけども、いわゆる3区画の未販売のところの回答かなというふうに思いますが、今の回答のとおり、2次も含めてという回答をいただいたようでありますけれども、まさに検討の対象にしていただいて、その3区画についても、先ほど申し上げたような西山杉を利用した住宅の建設というようなこともぜひ検討の対象にしていただきたいと、こんなふうに思っております。

質問の5に入りますが、時間がありませんので、一言でご回答いただければというふうに思います。

西山杉の利活用推進事業については、人材確保、そして人材育成、そしてそれらを通して雇用、そしてさらには定住化というものにつながる、大切な西川町としての産業分野かなというふうに思いますので、これらについてご回答いただいて、これからの西山杉なり、森林事業が西川町の大きな産業の一つとして発展できますように希望申し上げまして、私の質問を終わらせていただきたいと、こういうふうに思います。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 西山杉利活用推進事業を進めるに当たっての人材確保や人材育成であります。今後、さらに素材生産量をふやしていくためには、林業に従事する人材確保が非常に重要だと考えております。

しかし、現在、好景気等を背景に、林業労働者の確保が非常に厳しい状況になっておりますが、人材確保対策につきましては、県では農林大学校に林業経営学科を新設いたしますが、それでも十分な確保ができない状況となっておりますので、今後、県並びに西村山地方森林組合等関係機関の連携のもとに、より人員確保対策について充実してまいりたいと思っております。

以上であります。

伊藤議長 以上で5番、佐藤幸吉議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

散会の宣告

伊藤議長 これにて散会します。ご苦労さまでした。

散会 午後 1時59分

平成 3 0 年 3 月 1 2 日

平成30年第1回西川町議会定例会

議事日程(第3号)

平成30年3月12日(月)午前9時30分開議

日程第1 条例案・補正予算案の審議・採決

- 議第 5号 西川町定住促進住宅条例の設定について
- 議題 6号 西川町いじめ問題再調査委員会条例の設定について
- 議第 7号 西川町小水力発電事業基金条例の設定について
- 議第 8号 西川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の設定について
- 議第 9号 西川町国民健康保険基金条例の設定について
- 議第10号 西川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第11号 西川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第12号 西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第13号 西川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第14号 西川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第15号 西川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第16号 西川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第17号 西川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第18号 平成29年度西川町一般会計補正予算(第6号)
- 議第19号 平成29年度西川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 議第20号 平成29年度西川町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議第 2 1 号 平成 2 9 年度西川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

議第 2 2 号 平成 2 9 年度西川町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 2 予算特別委員会審査報告書の提出

日程第 3 予算案の審議・採決

議第 2 3 号 平成 3 0 年度西川町一般会計予算

議第 2 4 号 平成 3 0 年度西川町国民健康保険特別会計予算

議第 2 5 号 平成 3 0 年度西川町公共下水道事業特別会計予算

議第 2 6 号 平成 3 0 年度西川町農業集落排水事業特別会計予算

議第 2 7 号 平成 3 0 年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計予算

議第 2 8 号 平成 3 0 年度西川町後期高齢者医療特別会計予算

議第 2 9 号 平成 3 0 年度西川町介護保険特別会計予算

議第 3 0 号 平成 3 0 年度西川町宅地造成事業特別会計予算

議第 3 1 号 平成 3 0 年度西川町病院事業会計予算

議第 3 2 号 平成 3 0 年度西川町水道事業会計予算

日程第 4 議員派遣について

日程第 5 閉会中の継続調査申出

出席議員（10名）

1番	大江 広康	議員	2番	佐藤 耕二	議員
3番	横山 修	議員	4番	飯野 咲子	議員
5番	佐藤 幸吉	議員	6番	奥山 敏行	議員
7番	青山 知教	議員	8番	宮林 昌弘	議員
9番	古澤 俊一	議員	10番	伊藤 哲治	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	小川 一博	君	副町長	高橋 勇吉	君
教育長	伊藤 功	君	総務課長	荒木 俊夫	君
政策推進課長	土田 伸	君	町民税務課長	志田 龍太郎	君
健康福祉課長	奥山 純二	君	産業振興課長 兼 農委事務局長	工藤 信彦	君
商工観光課長	白田 真也	君	建設水道課長	伊藤 潔	君
会計管理者 兼 出納室長	松田 真知子	君	病院事務長	松田 憲州	君
学校教育課長	安達 晴美	君	生涯学習課長	片倉 正幸	君
監査委員	高橋 將	君			

事務局職員出席者

議会事務局長	佐藤 俊彦	君	議事係長	佐藤 尚史	君
書記	飯野 奈緒	君			

開議 午前 9時30分

開議の宣告

伊藤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

条例案・補正予算案の審議・採決

伊藤議長 日程第1、条例案・補正予算案の審議・採決を行います。

議第5号 西川町定住促進住宅条例の設定についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

伊藤議長 担当課長の補足説明を求めます。

伊藤建設水道課長。

〔建設水道課長 伊藤 潔君 登壇〕

伊藤建設水道課長 議第5号 西川町定住促進住宅条例の設定について補足説明を申し上げます。

本条例は、定住人口の確保を図るため、西川町大字海味字二本松地内のみどり団地内に平成29年度に建設をいたしております定住促進住宅の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるため、設定するものであります。

議案書をごらん願います。

条ごとにご説明を申し上げます。

第1条では趣旨、第2条では設置として冒頭申し上げました内容を規定いたしております。第3条では入居者の公簿について、第4条では公募の例外について規定いたしております。第5条では入居者の資格を規定いたしており50歳以下の者で構成された世帯等を規定いたしております。第6条では入居の申し込み及び決定、第7条では入居者の選定、第8条では入居補欠者について規定いたしております。第9条では災害による住宅の使用期限、第10条で

は入居の手続について規定いたしております。第11条では家賃を規定いたしており、家賃は月額4万8,000円といたすものであります。第12条では家賃の納付及び徴収、第13条では家賃の減免または徴収猶予、第14条では督促・延滞金の徴収。第15条では敷金として家賃に係る諸事項を規定いたしております。第16条では修繕費用の負担、第17条では入居者の費用負担義務、第18条では入居者の保管義務等、第19条では迷惑行為等の禁止、第20条では転貸等の禁止、第21条では用途変更の禁止、第22条では模様がえ等の禁止、第23条では長期不使用の届け出、第24条では明け渡しの届け出及び検査として、入居者の遵守事項等を規定いたしております。第25条では住宅の明け渡し請求、第26条では住宅監理員及び住宅管理人、第27条では立ち合い検査として、町が行使できる事項を規定いたしております。第28条では委任として本条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めることを規定いたしております。

附則をごらん願います。

本条例の施行日は、平成30年6月1日とするものであります。ただし、第3条から第10条まで及び第15条の入居の募集・決定及び手続に関する規定は公布の日からとするものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

伊藤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

伊藤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第5号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第6号 西川町いじめ問題再調査委員会条例の設定についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

伊藤議長 担当課長の補足説明を求めます。

安達学校教育課長。

〔学校教育課長 安達晴美君 登壇〕

安達学校教育課長 議第6号 西川町いじめ問題再調査委員会条例の設定について、補足説

明を申し上げます。

この条例は、児童等の尊厳を保持するため、いじめ防止等のための対策の基本となる事項を定めたいじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめにより児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるときなどに、町長の附属機関として、西川町いじめ問題再調査委員会を設置するため設定するものです。

議案書をごらんください。

条ごとにご説明を申し上げます。

第1条では設置、第2条では所掌事務として冒頭申し上げました内容を規定いたしております。第3条では委員6人以内で組織する委員会の組織を規定いたしております。第4条では、委員会の委員長及び副委員長の選出とそれぞれの職務を規定いたしております。第5条では、委員会の会議を規定いたしております。第6条では委員会の委員等の守秘義務を規定いたしております。第7条では委員会の庶務を総務課において処理することを規定いたしております。第8条ではこの条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は町長が定めることを規定いたしております。

附則をごらんください。

第1項では、この条例の施行日を公布の日と規定いたしております。第2項では、委員会の委員を特別職の職員とし、その報酬について、学識経験者にあつては日額2万4,000円、一般委員にあつては同じく7,000円と規定いたしております。

なお、提案理由にもあります西川町いじめ防止基本方針につきましては、平成29年12月4日に開催されました全員協議会でご説明申し上げた後、12月19日に開催いたしました教育委員会定例会で議決し、策定しておるところであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

伊藤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

伊藤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第6号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第7号 西川町小水力発電事業基金条例の設定についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

伊藤議長 担当課長の補足説明を求めます。

工藤産業振興課長。

〔産業振興課長 工藤信彦君 登壇〕

工藤産業振興課長兼農委事務局長 議第7号 西川町小水力発電事業基金条例の設定について補足説明を申し上げます。

本条例の設定につきましては、小水力発電施設の整備等に備えるため、基金を設置しようとするものであります。

条文の内容をご説明いたします。

第1条は設置で、基金設置の目的を定めるものであります。第2条は積み立てで、積み立てる額は予算に定めるものとするものであります。第3条は管理で、最も確実かつ有利な方法により保管することを定めるものであります。第4条は運用益金の処理で、利子等の繰り入れを定めるものであります。第5条は処分で、財政上必要がある場合の主要の手続を定めるものであります。第6条は繰りかえ運用で、財政上必要な場合は歳計現金にできることを定めるものであります。第7条は委任で、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関する事項は別に定めることとするものであります。

附則は、この条例は平成30年4月1日から施行するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

伊藤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、宮林昌弘議員。

8番（宮林昌弘議員） 確認も含めて質問いたしますが、本事業につきましては、県が事業主体で、県事業として実施されたもので、町が4分の1、25%の負担をしながら建設しているわけございまして、完成後は県のほうから町に移管されて、町が経営するようになるかと思っておりますので、その点の確認でございます。

あともう一つは、キロワット34円で売電すると、そんなことでいろいろ利用方法についても今までも検討されたと思えますけれども、せっかくならば売電だけでは、地域のためとか、あと農業上の利用、例えば山菜の促成栽培に使うとか、あと公共施設に使うとか、いろ

いろな方法もあったわけなので、売電ということだと、余りせっかくつくってもおもしろみがないなということに私は感じております。そんなことと、あともう一つは今後県から移管された場合の経営についてでありますけれども、売電収入、片方は維持管理費がかかるわけなので、その辺の今後将来にわたる経営資産等をどのようになされているのか、その点について、確認も含めて質問いたします。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 この小水力発電につきましては、これまでも皆さんにご説明しておりますが、これからの運用等につきましても、十分な協議を行っておりますので、その内容、経過等につきましては、担当課長のほうからご説明させますので、よろしく申し上げます。

伊藤議長 補足説明を、工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長兼農委事務局長 小水力発電事業の大井沢小水力発電事業につきましてはのご質問でございますが、議員ご指摘のとおり、来年度、県から移管をいただきまして、それで設置をさせていただいて、運用というようなこととなります。予定では、来年度の11月ころを運用開始、売電開始というようなことで、準備を進めているところでございます。

これら売電における電気料の売電収入の件でございますけれども、今のところ、単価34円というようなことで動いております、年間ですと、大体フルに運用しますと1,000万円ぐらいの売電収入になるのかなと試算しておりますが、ただ、安定的な水量等ありますので、それから何パーセントか引くような形で試算をしております、今のところ800万程度というようなことで見ているところでございます。

その売電収入を、まずは管理に係る費用として使用させていただくということ。さらにはこのたびの基金、将来の整備に係る費用として使わせていただくということ。さらには、この売電の収入の一部は、一般財源として使わせていただいて、その基金運用につきましては、充当先としましては、農林業施設の電気料として使用することが可能というようなことでございますので、農林関係で整備をしました施設の電気料として使わせていただくというようなことで考えているところでございます。

維持管理につきましては、基本的には町が管理をすることを予定させていただいております、ただ、水路等の管理につきましては、西川町土地改良区の皆さんから協力をいただきながら、水路の管理をお願いしたいというふうに思っております、その件につきましても、土地改良区の皆さんと協議を重ねながら、今進めているというようなことでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

伊藤議長 ほかに質疑ありませんか。

2番、佐藤耕二議員。

2番（佐藤耕二議員） 今の宮林議員と同じような質問になるわけですが、やはり小水力発電にも活用するには、西川町は水にこだわったまちづくりということでやってきたわけで、この小水力をいかに活かすかということが、本当に大事ではなかったのかなというように思っておりました。

売電が34円で、1,000万円ほどの年間の売電収入があるだろうというふうな予測だと思います。農水省だったかな、施設ということで、今お話がありましたけれども、それに該当するのは、大井沢で言えば、大井沢の温泉館ぐらいかなというようなことが予測されるわけですが、その電気量に該当できないかというような今お話がありましたけれども、例えばもっと町民に目に見えるものがないのかなと思うわけです。

単純に考えてみますと、今、町民健康温泉の日、やっておりますけれども、せめて、それに少し該当して、もっとその無料になる日をもっとできないかとか、例えば、水力発電ですから、水なわけで、月で言いますと水無月があるわけですね、水無月というのは6月になるわけですが、発電ですから20日だ、じゃ6月20日に無料の日ができないかとか。あるいは11月に稼働するわけですから、11月の何日かわかりませんが、その日もできないかとか、何かもっと町民に目に見えるような活用の仕方を考えていただければなと思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 今、議員のほうから、これからの利用方法等についてのご指摘があったわけですが、今、先ほど申し上げましたように、まずは売電ということでありまして、その中で、今後、農林業等々につきましても検討を重ねて、そして言ってみれば大井沢の温泉館もありますが、銘水館等々もありますので、そういった中でどのように1,000万から800万の料金を利用するかということは思いますので、今、ご指摘ありましたことを念頭に置きながら、今後、検討をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

伊藤議長 ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

伊藤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第7号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第8号 西川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の設定についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

伊藤議長 担当課長の補足説明を求めます。

奥山健康福祉課長。

〔健康福祉課長 奥山純二君 登壇〕

奥山健康福祉課長 議第8号 西川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の設定につきまして補足説明申し上げます。

このたびの条例制定につきましては、平成26年の介護保険法の改正により、保険者機能強化の観点から、現在、県が所管している居宅介護支援、いわゆる要介護認定を受けている方の一月ごとの介護計画を策定する事業所の指定や、監督等の基準について平成29年度末までに市町村の条例で定めることとされたことに伴い、町が指定する居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を条例として定めるため、提案するものであります。

議案書をごらんください。

条例の内容であります。第4条の基本方針においては、事業所はその利用者の持つ能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう利用者の立場に立って適切なサービスを公正に選択できるようにし、事業の運営に当たっては、町やサービス事業所と連携を図るよう規定しております。

第5条では、従業者に関して、以下第9条においては、基本取り扱い方針を定め、以下事業者として求められる必要な事項について規定をしております。なお、この条例は平成30年4月1日から施行するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

伊藤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

伊藤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第 8 号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第 9 号 西川町国民健康保険基金条例の設定についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

伊藤議長 担当課長の補足説明を求めます。

志田町民税務課長。

〔町民税務課長 志田龍太郎君 登壇〕

志田町民税務課長 議第 9 号 西川町国民健康保険基金条例の設定について、補足説明を申し上げます。

本設定条例は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律の施行に伴い、西川町国民健康保険給付基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止し、西川町国民健康保険基金条例を新たに設定するものであります。

条ごとに説明を申し上げます。

第 1 条は、基金の設置・目的について、第 2 条は基金に積み立てる額について、第 3 条は基金の適正管理について、第 4 条は基金の運用益の処理について、それぞれに規定するものであります。第 5 条は基金の処分について規定するものでありますが、第 1 号では納付金の納付に要する費用に不足が生じた場合、第 2 号では保険事業に充てる場合、また 3 号ではその他町長が財政上必要と認める場合とし、この 3 号に限り処分できる規定としております。第 6 条は基金の繰りかえ運用について、第 7 条は委任についてそれぞれ規定するものであります。

附則では、1 項で施行期日、平成 30 年 4 月 1 日を規定し、第 2 項では西川町国民健康保険給付基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について、また、3 項ではこの条例により廃止する西川町国民健康保険給付基金に属していた現金の本設定条例の引き継ぎについての経過措置を規定するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

伊藤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

伊藤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第9号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第10号 西川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

伊藤議長 担当課長の補足説明を求めます。

伊藤建設水道課長。

〔建設水道課長 伊藤 潔君 登壇〕

伊藤建設水道課長 議第10号 西川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

道路法施行令が一部改正され、国の道路占用料が改定されたことに伴い、これに準じて、本町の道路占用料及び行政財産の使用料の額を改定するものであります。占用料の額につきましては、平成27年度に行われました固定資産税評価額の評価替え、地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえ改正されたものです。また、占用面積等の端数処理方法を精緻化し、0.01平方メートル、または0.01メートル未満の端数を切り捨てて計算することとするものであります。

各占用料につきましては、別表をごらんいただきたいと思います。

附則をごらん願います。

本条例の施行日は平成30年4月1日とするものであります。また、西川町行政財産の使用料徴収条例についても同様に道路占用料徴収条例に準じて改正を行うものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

伊藤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

伊藤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第10号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第11号 西川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

伊藤議長 担当課長の補足説明を求めます。

伊藤建設水道課長。

〔建設水道課長 伊藤 潔君 登壇〕

伊藤建設水道課長 議第11号 西川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

都市公園法施行令が一部改正され、これまで施行令において、都市公園に設ける運動施設の面積割合を定められておりましたが、各地方公共団体の条例で運動施設率の上限を定めることとなったため、これまでの施行令と同等の割合を100分の50として規定するものであります。

附則をごらん願います。

本条例は公布の日から施行するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

伊藤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

伊藤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第11号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第12号 西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔 議事係長 朗読 〕

伊藤議長 担当課長の補足説明を求めます。

志田町民税務課長。

〔 町民税務課長 志田龍太郎君 登壇 〕

志田町民税務課長 議第12号 西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本改正条例は、持続可能な医療制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、平成30年4月から、県と市町村が共同で国民健康保険事業の運営に当たるための改正を行うものであります。

新旧対照表の13ページをごらんください。

第3条は課税額についてであります。法改正に伴い、1項の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額については、それぞれに号立てとし、課税の目的、定義を改めるものであります。

14ページをごらんください。

第2項及び第3項については、第1項を号立てにしたことによる改正で、第4項についても、第1項を号立てにしたことによる改正と、規定の整備であります。

国民健康保険の被保険者に係る分のうち、第4条の所得割については、条文中100分の7.17を100分の7.13に、第5条の資産割額については、条文中100分の8.67を100分の4.34に、14ページにかけての第6条の被保険者均等割額については、条文中2万6,700円を2万6,000円に改正するものであります。

第6条の2第1項第1号については、規定の整備であります。

国民健康保険の被保険者にかかる分のうち、第7条の後期高齢者支援金等課税額の所得割額については、条文中100分の2.45を100分の2.50に、第8条の後期高齢者支援金等課税額の資産割額については、条文中100分の2.67を100分の1.34に、第8条の2の後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額については条文中8,300円を8,600円に。

16ページをごらんください。

第9条の介護納付金課税被保険者に係る所得割額につきましては、条文中100分の2.18を100分の2.87に、第10条の介護納付金課税被保険者に係る資産割額については、条文中100分の3.48を100分の1.74に、第10条の2の介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額については、条文中1万600円を1万100円に改正するものであります。

第11条は国民健康保険税の減税についてであります。7割軽減世帯に係る納税義務者のうち、ア、被保険者均等割額については、1人について1万8,690円を1万8,200円に、ウ、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額については、1人について5,810円を6,020円に。

17ページのオ、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額については、1人について7,420円を7,070円に。5割軽減世帯に係る納税義務者のうち、ア、被保険者均等割額については、1人について1万3,350円を1万3,000円に、ウ、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額につきましては、1人について4,150円を4,300円に、オ、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額については、1人について5,300円を5,050円に。

17ページから18ページにかけての2割軽減世帯に係る納税義務者のうち、ア、被保険者均等割額については、1人について5,340円を5,200円に、ウ、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額については、1人について1,660円を1,720円に、オ、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額については、1人について2,120円を2,020円に改正するものであります。

改正条例に戻っていただきますが、施行期日につきましては、平成30年4月1日からとしております。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

伊藤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

伊藤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第12号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議13号 西川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

伊藤議長 担当課長の補足説明を求めます。

志田町民税務課長。

〔町民税務課長 志田龍太郎君 登壇〕

志田町民税務課長 議第13号 西川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本改正条例は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正されたことに伴い、改正を行うものであります。

新旧対照表の19ページをごらんください。

改正内容は、国民健康保険の住所地特例者が、75歳の年齢到達及び障害認定により、後期高齢者医療制度の被保険者となった場合は、従前の住所地の広域連合の被保険者になるという内容の改正となっております。第3条第1項第5号は、これを新たに規定し、第3条第1項第2号から第4号までについては、これを引用する規定の整備であります。

19ページから20ページにかけての附則につきましては、制度創設の平成20年度分の納期を規定するものでありますので、削除するものであります。改正条例に戻っていただきまして、施行期日は平成30年4月1日からとしております。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

伊藤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

伊藤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第13号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第14号 西川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

伊藤議長 担当課長の補足説明を求めます。

奥山健康福祉課長。

〔健康福祉課長 奥山純二君 登壇〕

奥山健康福祉課長 議第14号 西川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきまし

て補足説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、介護保険法の一部改正に伴う規定の整備及び平成30年度からの第7期介護保険事業計画に係る介護保険料について定めるものであります。

新旧対照表の21ページをお開きください。

保険料の額を定める第3条では、期間を第7次介護保険事業計画である平成30年度から、平成32年度に改め、保険料基準月額を5,000円として、年額保険料を定めるものであります。

第14条は、被保険者の資格や保険給付、保険料に関して必要がある場合は、市町村が質問等を行い、これに従わなかった場合の罰則の規定であります。その対象者を拡大するものであります。これまで65歳以上である第1号被保険者の配偶者や世帯主等が対象とされておりましたが、第2号被保険者自体のサービス利用も増加し、配偶者や世帯主の所得をサービス利用に当たって把握する必要があるため、被保険者全体を対象とするものであります。

なお、この条例は、平成30年4月1日から施行するものとしており、第3条の保険料の規定につきましては、平成30年度以降の保険料から適用し、また、平成30年度の第3条第1号に掲げる第1号被保険者の保険料を減額賦課する特例についても定めるものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

伊藤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

伊藤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第14号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第15号 西川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

伊藤議長 担当課長の補足説明を求めます。

奥山健康福祉課長。

〔健康福祉課長 奥山純二君 登壇〕

奥山健康福祉課長 議第15号 西川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして補足説明申し上げます。

本条例は、要介護の認定を受けられた方を対象とした地域密着型サービスの基準等に関して定めた条例であります。平成30年1月18日、厚生労働省令第4号による、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、関係規定の整備を行うため提案するものであります。

改正の主な内容ですが、新旧対照表の22ページをお開きください。

目次の第3章の2、地域密着型通所介護ですが、これまでの第5節を第6節に繰り下げし、新たな第5節に共生型地域密着型サービスに関する基準を設けたものであります。この共生型サービスであります。高齢者と障害者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉、両方の制度に新たに共生サービスを位置づけるものであります。

28ページをお開きください。

第59条の20の2、共生型地域密着型通所介護の従業者等の基準を定めております。通所介護を行う事業所として、障害福祉関係サービス事業のうち、主として重症心身障害児が通所する事業所を除き従業者の数は、その事業所で必要とされる数以上であることを定めております。

32ページをお開きください。

第61条では、認知症対応型通所介護に関し、従業者の数を定めておりますが、関連する施設に新たに介護医療院を追加するものであります。この介護医療院とは、平成30年4月から創設される介護保険施設であり、医療の必要な要介護、高齢者の長期療養、生活施設としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設であります。

なお、介護医療院につきましては、以下、関連する規定において同様に追加する整備を行うものであります。

38ページをお開きください。

第117条第7項では、指定認知症対応型共同生活介護の取り扱い方針において、身体的拘束等の適正化を図るための措置等について、新たに追加するものであります。

以下、身体的拘束等の措置につきましては、第138条、第157条、第182条、それぞれにおいて追加を行うものであります。

46ページをお開きください。

第191条第8項以下において、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の従

業者及び管理者等に関し、本体事業所との関連により定めることの規定を新たに整備しております。

なお、本条例は平成30年4月1日から施行するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

伊藤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

伊藤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第15号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第16号 西川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

伊藤議長 担当課長の補足説明を求めます。

奥山健康福祉課長。

〔健康福祉課長 奥山純二君 登壇〕

奥山健康福祉課長 議第16号 西川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして補足説明を申し上げます。

本条例は、要支援の認定を受けられた方を対象とした地域密着型サービスの基準等に関して定めた条例であります。平成30年1月18日、厚生労働省令第4号による、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、関係規定の整備を行うため提案するものであります。

新旧対照表の51ページをお開きください。

第2章介護予防認知症対応型通所介護に関し、従業者の数を定めた第5条において、新た

に介護医療院を追加するものであります。なお、介護医療院につきましては、以下、施設等基準に係る規定において同様に追加する整備を行うものであります。

第9条では、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護において、共用する施設利用者と同時利用に関し上限の数を改正するものであります。

55ページをお開きください。

第78条では、身体的拘束等の禁止に関し、適正化を図るための措置等について、新たに追加するものであります。なお、本条例は平成30年4月1日から施行するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

伊藤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

伊藤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第16号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第17号 西川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

伊藤議長 担当課長の補足説明を求めます。

奥山健康福祉課長。

〔健康福祉課長 奥山純二君 登壇〕

奥山健康福祉課長 議第17号 西川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について補足説明申し上げます。

本条例は、要支援の認定を受けられた方の介護予防支援、ケアプランを作成する事業所に関する指定及び監督等に関して定めた条例であります。平成30年1月18日、厚生労働省令第4号による、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正

に伴い、関係規定の整備を行うため提案するものであります。

新旧対照表の56ページをお開きください。

改正の主な内容であります。基本方針を定めた第4条では第4項で事業者が事業を運営するに当たり、連携すべき関係機関として、新たに障害者を対象とした事業所を加えるものであります。

第7条では、利用者に対して内容及び手続の説明及び同意について規定しておりますが、第2項では、サービスを複数の事業所から選択できるよう説明を行うこと、第3項では、利用者が入院した場合などにサービス提供が円滑に継続できるよう、病院等に担当職員の連絡先を伝えるよう求める規定を新たに追加しております。

第33条では、具体的取り扱い方針について、関係規定の改正に伴い規定の整備を行うものであります。

なお、本条例は平成30年4月1日から施行するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

伊藤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

伊藤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第17号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をします。

再開は、10時55分とします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時55分

伊藤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

議第18号 平成29年度西川町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、担当課長の補足説明を求めます。

荒木総務課長。

〔総務課長 荒木俊夫君 登壇〕

荒木総務課長 議第18号 平成29年度西川町一般会計補正予算（第6号）につきまして補足説明を申し上げます。

お手元の議案書の補正予算書をごらんいただきたいと思います。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ137万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億5,561万4,000円といたすものであります。

補正予算の主な内容は、各事業の確定等による事業費の精査、豪雪による除雪費の追加及び繰越明許費などによる補正でございます。

歳出のほうからご説明申し上げます。

予算書の15ページをごらんください。

第2款第1項1目一般管理費につきましては、西村山広域行政事務組合事務負担金15万8,000円を追加するものであります。2目文書広報費につきましては、セキュリティークラウド運用開始に伴う委託料及び使用料27万円を減額するものであります。4目財産管理費につきましては、町有林野売り払いに伴う水沢区への地元配分金598万6,000円を追加するもので、特定財源は財産売り払い収入であります。5目企画費につきましては、マイナンバーカードシステム改修委託料189万円及び光ファイバー等工事費199万8,000円を減額するもので、特定財源の国庫支出金189万円につきましては、社会保障税番号制度システム補助金を減額するものであります。6目支所及び出張所費につきましては、需用費18万7,000円を追加するものであります。

第3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、委託料8万7,000円を追加するものであります。

16ページをごらんください。

第5項1目統計調査総務費につきましては、統計調査員確保対策事業補助金1,000円を追加するもので、特定財源の県支出金を同額追加するものであります。

第3款第1項1目社会福祉総務費につきましては、民生児童委員活動に要する需用費4,000円及び役務費3,000円、国民健康保険特別会計繰出金588万3,000円、障害者自立支援に要する報酬1万1,000円及び返還金23万2,000円、臨時福祉給付金支給事業に要する返還金329万2,000円を追加するものであります。特定財源の国・県支出金224万1,000円は、保険基

盤安定負担金を追加するものであります。2目老人福祉費につきましては、敬老金に係る報償費20万円、西村山広域老人ホーム分担金7万2,000円及び介護保険特別会計繰出金383万6,000円を減額し、後期高齢者医療給付費負担金過年度精算分135万8,000円を追加するものです。特定財源は低所得者保険料軽減負担金2万2,000円を減額するものであります。

第2項1目児童福祉総務費につきましては、子育て祝い金に係る報償費100万円及び紙おむつ代補助金35万円を減額し、放課後児童クラブ利用料負担金9万円及び平成28年度障害児入所給付費等返還金47万6,000円を追加するものであります。4目児童福祉施設費につきましては、賃金248万円を減額し、需用費74万4,000円及び平成27、28年度子ども・子育て支援事業返還金247万3,000円を追加するものであります。特定財源におきましては、子ども・子育て支援事業に係る国・県補助金391万6,000円を減額し、保育所使用料56万8,000円を追加するものであります。

第4款第1項1目保健衛生総務費につきましては、暖房機購入費14万5,000円を追加するものであります。2目予防費につきましては、予防接種委託料80万円を減額するものであります。

18ページをごらんください。

第2項1目清掃費につきましては、西村山広域クリーンセンター分担金636万3,000円を減額するものであります。

第6款第1項4目農業振興費につきましては、発芽胚芽米製造施設修繕料24万9,000円を追加し、農業次世代人材投資事業補助金等の事業確定見込みにより補助金等672万3,000円及び農泊推進協議会運営貸付金250万円を減額するものであります。特定財源は、各補助事業の確定見込みにより、県補助金539万円及び貸付金収入250万円を減額するものであります。

第2項1目林業総務費につきましては、林地台帳整備委託料311万1,000円を減額するものであります。

第7款第1項3目観光費につきましては、ふるさと旅行券事業補助金130万円を減額するものであります。

第8款第1項1目土木総務費につきましては、貫見・間沢線、大江・西川線に係る県単独事業負担金725万円を追加するものであります。2目除雪費につきましては、除雪関係に係る修繕料250万円及び委託料4,800万円を追加するものであります。

20ページをごらんください。

第2項3目道路新設改良費につきましては、社会資本整備総合交付金事業に係る除雪機購

入事業、除雪委託料及び町道沢口・向中岫線道路改良事業等を減額し、町道稲沢線橋梁補修工事負担金を増額することにより、合計2億2,990万3,000円を減額するものであります。特定財源につきましては、社会資本整備総合交付金1億1,681万5,000円及び地方債4,800万円を減額するものであります。

第3項1目住宅管理費につきましては、工事費9万1,000円を雪下ろし委託料へ組み替えを行うものでございます。

第4項2目公共下水道費につきましては、公共下水道事業特別会計繰出金4万円を追加するものであります。

22ページをごらんください。

第9款第1項1目日常備消防費につきましては、西村山広域消防費分担金179万8,000円を減額するものであります。

第10款第1項3目教育振興費につきましては、スクールバス修繕料等需用費59万4,000円を追加し、山形県若者定着支援基金出捐金240万円を減額するものであります。

第2項1目小学校管理費につきましては、燃料費等需用費220万円を追加し、廃校施設等解体工事費507万6,000円を減額するものであります。

第3項1目中学校管理費につきましては、燃料費20万円を追加するものであります。

第4項1目社会教育総務費につきましては、芸術文化鑑賞公演委託料100万円を減額するものであります。

2目公民館費につきましては、公民館等施設整備事業補助金129万7,000円を減額するものであります。

3目自然と匠の伝承館管理運営費につきましては、役務費、工事請負費、備品購入費の計21万1,000円を需用費へ組み替えを行うものであります。

4目社会体育総務費につきましては、全国高等学校総合体育大会実行委員会負担金550万円を減額し、東北地区大学剣道大会補助金10万円を追加するものであります。

第13款第1項1目町有林造成費につきましては、委託料101万8,000円を減額するものであります。特定財源は、県補助金69万2,000円を減額するものであります。2目基本財産取得費につきましては、公共施設等の適正管理を行っていくための町有施設整備基金積立金2億円を追加するものであります。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。

歳入につきましては、10ページから14ページをごらんいただきたいと思います。

歳出の各事業の特定財源でご説明申し上げましたとおり、第13款国庫支出金1億1,977万6,000円、県支出金670万7,000円、第19款諸収入204万1,000円及び第20款町債6,470万円をそれぞれ減額し、第12款使用料及び手数料56万8,000円、第15款財産収入665万円を追加するとともに、第1款町税の軽自動車税71万5,000円を減額し、第7款自動車取得税交付金400万円を追加し、なお不足する財源につきましては、第9款地方交付税1億8,409万9,000円を充てるものであります。

6ページをごらんください。

第2表繰越明許費の補正につきましては、社会資本整備総合交付金事業2,320万円、町営住宅整備事業6,070万1,000円の合計2事業、8,390万1,000円を平成30年度に繰り越すものであります。

第3表地方債の補正につきましては、町道石倉・横岫線横岫橋橋梁補修事業を廃止し、除雪機更新事業、町道月岡・人間線月岡橋橋梁補修改良事業及び臨時財政対策債を減額変更し、総額で6,470万円を減額補正するものであります。

以上のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

伊藤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、宮林昌弘議員。

8番（宮林昌弘議員） 除雪費、今回、5,050万追加されたわけですがけれども、前回補正で6,000万、当初予算に全部合計しますと2億321万という多額の金になるわけです。ことしの冬は昭和48年、49年に次ぐ豪雪だというようなことで、除雪費については一般財源を充てているわけで、国に対して町長もお願いをしてきたわけですがけれども、その後の新聞を見ますと大雪で特別交付税と記事が出ました。これをずっと読んでいきますと、西川町が該当しなかったわけです。県内17市町村が該当ということで、平年に比べて1.32倍の増になったところについては、基準を超えたところについては対象になるというようなことで、その点については、総務課長のほうから説明も前に受けたわけですがけれども。

西川町が該当しないというのは、ちょっと私なりに、平年より少ないというようなことになるわけなので、その辺、今回歳入では、普通交付税1億8,200万ですか、今度1億8,400万、補正増でなっていますけれども、特別交付税については今後増額される見込みがないかどうか、その辺、町長の考え方といいますか、中央陳情へ行ってきてその辺も含めまして増額見込めないのかどうか、あと、今回は、普通交付税だけ歳入に追加されますけれども、特

別交付税というのは、この後、決定になるかと思しますのでその辺増額見込めないのかどうか、その点についてお尋ねします。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 今、議員からご指摘ありました特交の前倒し交付であります。今、ありましたとおり、県内でも17市町村、その中に西川町が入っていなかったと、おっしゃるように1.32倍、例年の平年ベースの1.32倍の市町村に交付がなると。その1.32倍に西川町が入らなかったということでありまして、基準値等もあろうかと思っておりますが、西川町だけではなくて、小国も入らなかったということでありまして、この辺の設定の仕方ではありますが、今後、特に現在の積雪条件を見ますと、大井沢が非常に少なく、むしろ本道寺が多くなっているという状況にありますので、今の気象庁の観測地点が大井沢ということもありますので、その辺のことも含めてであります。私どもも今回、国のほうに、官房長官にも直接お会いして申し上げてきたのですが、肘折、酸ヶ湯等々が雪の積雪状況で日本一だというような報道がなされていますが、隠れた日本一ということで、西川町の志津はあの当方で5メートルを超えておりますので、そういったことも申し上げてきたのですが、今後、特交の交付等につきましては、毎年、例年でありまして、除排雪費用の、積雪量ではなくて、除排雪経費を算定して、それで特交の交付がなると認識しておりますので、その辺の調査も含めて、今後あろうかと思っておりますので、そして後は今回も調査になっておりますが、除雪への要するに補正予算の執行状況も含めて、そういったものを含めて今後調査になるかと思っておりますので、今後とも県のほうとも調整しながらやっていきたいと思っておりますが、ただ、前回、官房長官に会ったときに、国交省のほうの除雪費、こういったものも勘案したいというようなそういったことの旨の話もあったかに思いますが、そういったものを含めて情報をとりながらと思っておりますので、よろしくをお願いします。

伊藤議長 ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

伊藤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第18号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第19号 平成29年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、担当課長の補足説明を求めます。

志田町民税務課長。

〔町民税務課長 志田龍太郎君 登壇〕

志田町民税務課長 議第19号 平成29年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
につきまして補足説明を申し上げます。

事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,102万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億931万円といたすものであります。

補正予算書の6ページから7ページにかけてごらんください。

歳出であります。第1款総務費、第2款保険給付費につきましては、決算見込みによりまして、それぞれ組み替えを行うものであります。第4款前期高齢者納付金と第7款共同事業拠出金につきましては、額の確定によりそれぞれ組み替えを行うものであります。第11款の諸支出金につきましては、国保特別調整交付金事業であります町立病院の健康管理事業費及び電子カルテ導入事業費が確定したことによりまして4,102万4,000円を追加するものであります。

5ページの歳入であります。

不足する財源につきましては、第4款国庫支出金の財政調整交付金の4,102万4,000円を充てるものであります。第10款繰入金につきましては、一般会計繰入金の額が確定したことによりまして、基金繰入金との組み替えを行うものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

伊藤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

伊藤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第19号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第20号 平成29年度西川町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、担当課長の補足説明を求めます。

伊藤建設水道課長。

〔建設水道課長 伊藤 潔君 登壇〕

伊藤建設水道課長 議第20号 平成29年度西川町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について補足説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4万円追加し、それぞれ1億7,781万9,000円とするものであります。

補正予算書の4ページをお開きください。

歳出からご説明いたします。

1款1項1目一般管理費の職員手当等に4万円を追加するものであります。既決予算の不足に対応するものであります。

歳入については、一般会計繰入金4万円を追加するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

伊藤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

伊藤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第20号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第21号 平成29年度西川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、担当課長の補足説明を求めます。

志田町民税務課長。

〔町民税務課長 志田龍太郎君 登壇〕

志田町民税務課長 議第21号 平成29年度西川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について補足説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ61万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,715万1,000円といたすものであります。

4ページの歳出であります。

第3款諸支出金については、所得更正による保険料還付金と還付加算金合わせて61万円を追加し、歳入につきましては、5款諸収入、保険料還付金と還付加算金、同額を充てるもの

であります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

伊藤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

伊藤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第21号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第22号 平成29年度西川町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、担当課長の補足説明を求めます。

奥山健康福祉課長。

〔健康福祉課長 奥山純二君 登壇〕

奥山健康福祉課長 議第22号 平成29年度西川町介護保険特別会計補正予算（第3号）について補足説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,009万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,510万1,000円といたすものであります。

歳出から申し上げますので、補正予算書の8ページをお開き願います。

1款3項3目認定審査会共同設置負担金につきましては、寒河江市、西村山介護認定審査会の今年度の審査会開催実績等に伴い、111万円を減額するものであります。2款1項1目介護サービス等諸費につきましては、実績見込みに伴い施設介護サービス給付費700万円、特例居宅介護サービス給付費150万円をそれぞれ減額し、2款2項1目介護予防サービス等諸費につきましては、実績見込みに伴い介護予防サービス給付費300万円、地域密着型介護予防サービス給付費150万円を減額するものであります。

2款5項1目特定入所者介護サービス等費につきましては、100万円を減額するものであります。

10ページをお開きください。

3款の地域支援事業費につきましては、それぞれ実績による補正であり1項1目介護予防・生活支援サービス事業費では委託料を46万8,000円増額し、負担金補助及び交付金を500

万円減額し、2項1目一般介護予防事業費では、委託料を128万2,000円減額し、4項1目その他諸費では、役務費を1万円増額するものであります。

5款1項1目第1号被保険者還付金及び加算金では、保険料の返還金1万円の増額であります。

次に、歳入についてご説明いたしますので、5ページをお開きください。

1款1項1目第1号保険者保険料につきましては、決算見込みにより、現年度分特別徴収保険料63万円を減額し、現年度分普通徴収保険料83万8,000円を追加するものであります。

3款1項1目介護給付費負担金につきましては、給付実績の見込みにより448万7,000円を減額するものであります。

3款2項国庫補助金につきましては、631万9,000円を減額するものであります。内訳は、1目調整交付金486万9,000円、2目地域支援事業交付金、介護予防等事業145万円をそれぞれ減額するものであります。

6ページをお開きください。

4款1項支払基金交付金につきましては、554万6,000円を減額するものであります。内訳は、1目介護給付費交付金392万円、2目地域支援事業交付金162万6,000円をそれぞれ減額するものであります。

5款1項1目介護給付費負担金につきましては、県負担金6万4,000円を減額するものであります。5款2項1目地域支援事業交付金、介護予防等事業につきましては、72万6,000円を減額するものであります。

7款1項一般会計繰入金につきましては、実績見込みに伴い、383万6,000円を減額するものであります。内訳としましては、1目介護給付費繰入金175万1,000円、2目地域支援事業繰入金介護予防等事業72万6,000円、4目その他一般会計繰入金133万円、5目低所得者保険料軽減繰入金2万9,000円をそれぞれ減額するものであります。

7款2項1目介護給付費準備基金繰入金につきましては、13万4,000円を減額するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

伊藤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

伊藤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第22号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

予算特別委員会審査報告書の提出

伊藤議長 日程第2、予算特別委員会審査報告書の提出についてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

予算特別委員長、宮林昌弘議員。

〔予算特別委員長 宮林昌弘議員 登壇〕

予算特別委員長（宮林昌弘議員） 予算特別委員会に付託されました議第23号 平成30年度西川町一般会計予算から議第32号 平成30年度西川町水道事業会計予算は、お手元にお配りしてある審査報告書のとおりであります。朗読して委員長報告にかえさせていただきます。

1 付託案件

議第23号 平成30年度西川町一般会計予算、議第24号 平成30年度西川町国民健康保険特別会計予算、議第25号 平成30年度西川町公共下水道事業特別会計予算、議第26号 平成30年度西川町農業集落排水事業特別会計予算、議第27号 平成30年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計予算、議第28号 平成30年度西川町後期高齢者医療特別会計予算、議第29号 平成30年度西川町介護保険特別会計予算、議第30号 平成30年度西川町宅地造成事業特別会計予算、議第31号 平成30年度西川町病院事業会計予算、議第32号 平成30年度西川町水道事業会計予算

2 委員長及び副委員長の互選

互選の結果、次のとおり決定した。

委員長、宮林昌弘、副委員長、佐藤耕二

3 審査の期間

平成30年3月2日 全体審査、特別会計、企業会計担当課長説明、審査。

平成30年3月7日 全体審査、一般会計担当課長説明、審査。

平成30年3月8日 全体審査、一般会計担当課長説明、審査。

平成30年3月9日 全体審査、10会計予算の審査、採決でございます。

4 審査の方法

一般会計款項目並びに特別会計及び企業会計部門ごとに、全体で内容を審査した。

5 審査の結果

議第23号 平成30年度西川町一般会計予算、全員賛成。

議第24号 平成30年度西川町国民健康保険特別会計予算、賛成多数。

議第25号 平成30年度西川町公共下水道事業特別会計予算、全員賛成。

議第26号 平成30年度西川町農業集落排水事業特別会計予算、全員賛成。

議第27号 平成30年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計予算、全員賛成。

議第28号 平成30年度西川町後期高齢者医療特別会計予算、賛成多数。

議第29号 平成30年度西川町介護保険特別会計予算、賛成多数。

議第30号 平成30年度西川町宅地造成事業特別会計予算、全員賛成。

議第31号 平成30年度西川町病院事業会計予算、全員賛成。

議第32号 平成30年度西川町水道事業会計予算、全員賛成。

以上10会計予算については、原案のとおり可決されました。

以上のとおり報告申し上げます。

予算案の審議・採決

伊藤議長 日程第3、予算案の審議・採決を行います。

議第23号 平成30年度西川町一般会計予算から、議第32号 平成30年度西川町水道事業会計予算までの10会計予算について、審議・採決を行います。

なお、質疑については、予算特別委員会で十分なる審査が尽くされておりますので、質疑を省略し討論のみ行います。

議第23号 平成30年度西川町一般会計予算について審議・採決を行います。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

伊藤議長 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の

議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第24号 平成30年度西川町国民健康保険特別会計予算について審議・採決を行います。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

伊藤議長 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第25号 平成30年度西川町公共下水道事業特別会計予算について審議・採決を行います。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

伊藤議長 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第26号 平成30年度西川町農業集落排水事業特別会計予算について審議・採決を行います。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

伊藤議長 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第27号 平成30年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計予算について審議・採決を行います。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

伊藤議長 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第28号 平成30年度西川町後期高齢者医療特別会計予算について審議・採決を行います。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

伊藤議長 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第29号 平成30年度西川町介護保険特別会計予算について審議・採決を行います。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

伊藤議長 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第30号 平成30年度西川町宅地造成事業特別会計予算について審議・採決を行います。
本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

伊藤議長 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第31号 平成30年度西川町病院事業会計予算について審議・採決を行います。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

伊藤議長 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第32号 平成30年度西川町水道事業会計予算について審議・採決を行います。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

伊藤議長 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、平成30年度一般会計、特別会計、企業会計予算案は全て原案のとおり可決されました。

議員派遣について

伊藤議長 日程第4、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付しております議員派遣計画に基づき派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤議長 異議なしと認め、議員派遣については原案のとおり決定しました。

閉会中の継続調査申出

伊藤議長 日程第5、閉会中の継続調査申出を議題とします。

議会運営委員長、総務厚生常任委員長、産業建設常任委員長及び広報公聴常任委員長から会議規則第73条の規定により、お手元に配付しております閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤議長 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉議・閉会の宣告

伊藤議長 以上で、本定例会に付議された事件は全て終了しました。

会議を閉じ、平成30年西川町議会第1回定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時40分